-局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



所 行

·税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル (816) 3346

発行人 岡崎寿士/1部 岡田一馬 年極 1,000円 会員の購読料は会費に含む

次

法人税基本通達改正研 修会大盛会

収入金額(収益)の計上 時期に関する問題(10)/ 植松守雄



酣の春に 熱気溢る

^{說基本通達}改<mark>正研修会大盛会</mark>

情である。さらに、

たことはご同慶の至りである。

準」により計算されるべきである 内容の濃さを如実に示していた。 会場は満員で終始熱気に溢れ、当 えていこうという配慮があり、例 妥当と認められる会計処理の基 日受付の方はやむなく別室にての おひらきとなった次第であるが、 たけの

実務的

処理はできるだけ

控 会長の司会によってはじまり、同 んば明確でない項目については、 入税第22条第4項として、一般的 今回の基本通達については、法 当日の模様を伝えるよすがと

買等について取引当事者で契約が らかとなった。これについては、 あっせん報酬の帰属の時期」が明 るというような事例は稀である。 ちに仲介・あっせん報酬を授受す 現実には、たとえ土地、建物の売 準関係」 ではまず 「不動産の仲介 その時点で直 人における貸付金の未収利息につ いては、その貸付金または債務者

いずれにしろ現実の報酬 以上にわたり利息が未収となって 上を見合せることができるとされ 事実が生じた場合にはその収益計 について次の①②③のいずれかの

る代金授受が完了し、所有権移転

固定資産関係」ではまず「砂一利道」につき「耐用年数通達」が 砂利道が構築物!減価償

卸に

二頁へ続く

ことであろう。 つに表現されたものとして注目す であって、税法上の実質主義が一 式と経済的実体とを合わせたもの 「一般事業法人の未収利息」も

商品引換券の会計処理

その取扱いを審らかにしたという 明らかにしている。これは、法形 なかったものとして取扱うことを 達に新設されている。「区画形質」 の一つである「航海完了基準」は う土地の交換分合」 についても通 定によらない区画形質の変更に伴 とになっている。また、「法律の規 について適用することができるこ 基準を継続適用すべきものとする 内容等に応じて合理的な収益計上 についても明らかにされている。 てはこれもアグリーメント方式に 引換券等の発行に係る対価につい

をここまで深く実務的に取りきめ ので、充分その徹底化を図らなけ 思われるけれども、 論と若干なじまない点もあるやに が残っているという見解のようで していない。したがって引渡債務 あり、これに対応する原価が確定 場からは、商品引換券は収入で ればならないだろう。税務的な立 たものはなかった。但し、会計理 重要な通達な めていたが、申告に当たり自己否 える部分の金額(原価差益)につ 分につき申告調整による減算を認 び引当金の繰入超過額から成る部 造原価の額を超える場合のその超 改正された。法人の計算による製 造原価の額が税法の規定による製

従来から、

償却超過額及

② (オフィス・オートメーション) ☆ ② (居(オフィス・エンバイアラメント)

売買等の仲介・あっせんの報酬は した報酬がある時は、その収受し るということである。

額毎に行うことが予定されてい

た日に収益計上する経理処理を認 翌年度開始の日から三年を経過し 済残高についてはその発行年度の より、商品等との引換え時まで預 めることを明らかにしており、 「商品引換券等の発行に係る収 正では、「相当期間」について「三 って種々トラブルの生じている合 ような実情を踏まえて、今回の改 たせることになる。そして、この されているほうが変更承認申請を についての具体的な判断基準が示 合には、できる限り明確な判断す 価方法を採用してから相当期間を イドからみて、その評価方法の変 うのかという疑問があり、 するかしないかの意思決定に当た らみても、ここでいう「相当期間 経過していないとして却下する場 もこの「相当期間」の判断をめべ 更申請につき、現に拠っている評 きがあった。この点は、税務署サ かなり重要な予測可能性を持 また、納税者側か

が危ぶまれること、等である。こ 関通達は、そのまま存置されてい 超過の状態にあり元本自体の回収

ている。これはアグリーメント方 等の帰属時期の特例」も新設され 配当等の個々の債権額毎に判定 許可があったかどうかは、利子、 「送金許可されない利子、配当

同様の通達が新設されている。

た金額についてはその収受した時

り、「相当期間」とは何年程度を言 経過していない時」の判定に当た 価方法を採用してから相当期間を 従来から、「現に拠ってい この研修会については会員への周知その他につき種々ご協力を頂いたお蔭で、所期以上の成果を挙げ 本公認会計士協会東京会主催、通知公認会計士会東京会、第一稅理士協議会後援により行われて極め 会であった要因としては、まず会員の諸先生はもちろんのこと、特に事務所職員の春の研修の一つに て盛会であった。その際もう一度今度は第一次から第四次までの復習を兼ねて立案担当官から重要な 去る四月十日の標記研修会はまたまた大盛会に終始した。前回、二月十三日に第四次については日 という要望が強く鋭意企画されたものであった。盛 心を示していないことは一考を要 実務家である会計人がそれほど関

算方法の変更承認申請についても を行わないことができる とされ の変更承認申請は相当期間を経ず い時は、特段の事情がない限りそ してから「三年」を経過していな 認申請があった場合において、 の現に拠っている評価方法を採用 卸資産の評価方法について変更承 して行われたものとしてその承認 「評価方法の変更申請における

効率と環境効率を目指す。

申告減算できる原価差益」は



UCHIDA

する環境づくりを大

ウチダの事務機器部

事務処理の効率化を|

OE (オフィス・エン



から生まれたのが、下 想で提供いたします。 的、生理的な面をも重 情報処理機能をも 報)を活用し、コンピ 同時に、ワイヤリング す。パーティションと 照明機能とワイヤリ らオフィスサプライ ス空間を創造する各 ング(環境照明) ルタイプのワークス ィング&ローパーテ る事務機械を中心に ング(作業照明)とア ションを構成する から

める環境を提供いたします。そして、OA 電力が約3%節約できるタスクライティ た、照明は省エネ時代にふさわしい、消費 最適のシステムを組んで ことができます。ま 高性能のワークステ しての機能をもつと スワークの変化を総 成り、事務効率を高 ンビエントライティ アーションシステムで 機能(電気・電話・情 ータ端末機や他の

ング機能をもつパネ 種の環境構成什器か 切にします。そのた 機能を最大限に発揮 バイアラメント)…す 凶るOAに加えて、 ィション)システム。 このウチダの考え方 門がめざすOAは、 までを、一貫した思 づいて、人間の心理 &し(タスクライテ 視し、OAを推進す 人間尊重のオフィ 紫 内田洋 污

事務機器事業部

TEL.03(555)4359

這打切りの場合の補修用部品の評

よる債権償却特別勘定の設定」が

1、000円

の向きにはお送りします。

「資産の評価損関係」では「製

るわけである。

単行本在庫調整勘定の設定

調整勘定」へ繰入れることができ

事前認定制度が緩和されており、 改正されている。これについては

期末までに認定申請書を提出する

改正されている。表面に砂利、砕

(一頁より続く)

定に含めていた会社がある場合、 砂利の補充費用はまた、修繕費と 却することができるとしたもので たが、これを構築物として減価償 を入れる時、従来砂利道を土地勘 などを走らすため砂利道を作ろう のとおり減価償却できるというこ 土地勘定から砂利道を構築物とし として、土地を掘削し石材や割栗 の多い通達である。 企業が自動車 Uになったからである。 区分して経理すれば、今後通達 して認められる。これは利用価値 従来土地として取扱われてい

要綱等に基づいて支出する所謂開 開発負担金等」新設。宅地開発等 に伴い、地方公共団体の開発指導 宅地開発等に際して支出する で評価損の計上が認められる。

ることなどがある。 券については通常の市場価額によ 評価の例によることができるとさ 税評価通達に定める非上場株式の 該株式の時価については、課税上 純資産価額の算定に当たり、土地 れた。条件の一つに、発行会社の 弊害がない限り、条件つきで相続 つき評価減を行う場合における当 (借地権を含む)及び上場有価証 - 場株式で気配相場のないものに 「非上場株式の時価」新設。非

土地の取得価額に算入できるとす

の公共的施設等に係る負担金等は

利息貸付等」の新設がある。 を整理する場合の損失負担」や「無 「寄附金関係」では、「子会社等

第

ような種類の開発負担金は、いわ ることになるのであるから、この 土地としての一般的効用を具備す れらの施設が整備されてはじめて うことである。未開発の土地はこ 価額に入れなければならないとい 使えないから、だから土地の取得 るもの。道がないことには土地が

り、その性質上、土地の取得価額 するために必要不可欠の費用であ ば土地を土地として事業の用に供

に算入することが相当である。

また、主として団地外の住民の

等も含まれることになった。 会議には、来客との商談、打合せ 等を供与するために通常要する費 て「会議に関連して、茶菓、弁当 の接待に要する費用は、原則とし 示」の改正が特に注意を要そう。 用」に該当するものとされ、また を行う場所において通常供与され 会議に際して社内または通常会議 議に関連して通常要する費用の例 る昼食の程度を超えない飲食物等 「交際費関係」においては「会

償却期間は八年となった。

「専用金型の除却」も新設され

便益に寄与する公共的施設に係る

頁担金等は、繰延資産とし、その

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

通達である。本通達においては、 た。これも同様に利用価値の多い

資産がもはや固定資産としての命

絮または使用価値を失ったことが

たとえ有姿除却であっても、その

されたが、これも充分注意しなけ 負担する保険料の取扱い」が新設 ればならない通達である。 「貸倒損失関係」では「認定に 「保険料等関係」では「法人が

理をする途を拓いたのである。

ップ価額を残したところで除却処 谷観的に立証される限り、スクラ

石等を敷設した砂利道、砂利路面 めである。

価証券及び企業支配株式の評価損 仮にその発行法人が増資直前に債 の事実が生じた場合は、その時点 ものとされた。但し、増資から相 の計上ができる特別の事実はない 務超過の状態にあり、その増資後 新株を引受け払込みをした場合は 法人がその株式の発行法人の増資 評価損」新設。株式を有している 増資後の株式については非上場有 もなお債務超過の状態でも、その 当期間経過後において改めて特別 「増資払込み後における株式の 却特別勘定の設定ができる。

課されたものだが、当事者間の契 ついては、公示価格等または相続 算の基礎となる土地の更地価額に 用貸借についても同様とされ、な されないことになった。土地の使 当の地代と実際に収受している地 従来はすべて権利金の認定課税が 且つ相当の地代も収受しない時は いて、通常の権利金を収受せず、 る。法人が借地権の設定等により 金の認定見合せ」が新設されてい と実務的対処が要請される。 税評価額によることもできる。こ おこの場合の相当の地代の額の計 るにとどめ、権利金の認定課税は 代との差額について認定課税をす 旨を税務署長に届出た時は、相 返還することを明らかにし、その 約において将来その借地を無償で 他人に土地を使用させた場合にお れは重要通達なので、充分な研究

協

扱われることになった。

一つは、

直接土地の効用を形成する団地内

発負担金等については、その負担

金等の性質に応じて次のように取

泊費を明確に書面で区別する等で はいうまでもない。 ある。 研修会等に際しては、研修費と宿 が相当入ったということ。また、 税務当局とのアグリーメント方式 具体的指針が明らかになったこと よって、全般的には、相当程度の 人の収益事業に関するこの通達に 改正の第四次に触れるが、公益法 たとえば、第四次においても、 最後に、今回の法人税基本通達 八三·八三。

要点が網羅されているテキストの 残部が若干存置しており、ご希望 あるが、当日におけるこれらの重 辺踝長補佐の講義の内容の一部で 以上は当日の研修会における渡 (実費 駐軍が政府に対して発する調達要 求書(P・D)に基づく工事施行 和二一年法律六〇号)により、進 の契約の特例に関する法律」(昭 契約に対する「発生主義」 たとえば終戦後占領時代の「政府 具体化するところから、当該特定 通知があってはじめてその金額が 事の完成引渡後、所定の審査手続 等の請負契約(特定契約)が、工 との種の判決は古くからあり、 受払い単価に影響を及ばさないた すべきことであろう。これは帳簿 のであり、直接減額の合計処理を 評価勘定としての性格を有するも も新設されたが、両者ともいわば しないということが、実務上注意

あったり、後発的債権についても 形式基準に該当する事実が継続し 期末までに整理開始の申立て等が ておれば、いずれも50%の債権償 勘定の設定」も改正されている。 「形式基準による債権償却特別

「借地権課税関係」では「権利 である。

通念に従ってその損益帰属時期を

税適状」とはいえず、「健全な社会 官の主張を斥け、その時点は「課 あるとして同時点を主張する検察 渡時点での代金額の評価が可能で

準は、売買契約の効力の発生する る「実現主義」を指示しているこ Ⅳが、損益計算が「公正会計処理 地判昭三二・二・二七税資二五・ 現主義」) と同義語に解釈し(金沢 定主義」を「発生主義」(その実「実 となどを挙げたうえ、収益計上基 主義」の原則と、商品販売におけ ること、「企業会計原則」が「発生 基準」に従うべき旨をうたってい 一七五)、他の判決は、まず法二二 たとえばある判決は、「権利確 判決すべきもの」として、当該代 金指定の時点を妥当とするとした

て、たとえば次のようなものがあ たっては、引渡あるいは検収完了 拠していると認められる判決とし 義)」旨の見解を判示している(鹿 客観的に認められるに至った時期 現の可能性が確定になったものと 則だが、「商品、製品等の販売にあ 日(いわゆる権利発生主義)が原 思考から離脱し、「実現主義」に準 児島地判昭五〇・一二・二六税資 きである(いわゆる権利確定主 を含む事業年度の益金に算入すべ 等、所得を生ずべき権利の所得実 次に明確に「権利確定主義」的 は、法人税法は、特例について定 めているほかは、原則的な基準に

を示したうえで、本件につき、 べきであるとされている。」と明瞭 たときの属する事業年度に計上す 事業年度内における企業活動の成 る会計処理の基準によれば、 算するとしているにとどまる。 られる会計処理の基準に従って計 をおかず、一般に公正妥当と認め して、一般に公正妥当と認められ ついて同法自体の中に明文の規定 に「実現主義」の原則に立つ解釈

ことにされた。 債権償却特別勘定の設定ができる れなかった場合には修正申告を行 認定を待たずに法人の判断により うことを条件として、税務署長の

以又

金額

**

四

判例・

定主義」から脱皮し、「実現主義」 は 決がある一方で、明確に「権利確 その実「引渡基準」つまり「実現 に立脚した判決にも事欠かないの 主義」と同意義に解釈している判 四) 「権利確定主義」に論及しつつ、 大分様子が違っている。つま 一方、法公 法人税の判決の動向 (承前)

例集三・一・一六九外)。 判決があった(東高判昭二六・三 る (東高判昭二七・二・二) 行裁 益計上時点であるとした判決もあ 可能であったとして、同時点が収 は発生し、かつその金額の見積が 訟) で、工事引渡の時点で請求権 二)。もっとも同種の事件(行政訴 ・三一刑事裁判資料九 三・ 二二 近年の判例を引くと、ある宅地

と比較して、保守主義的立場を打

したものと思われるが、右の判例

ち出している点が注目される。

興味を惹くものに、マンション

を販売した場合の販売収益の帰 の分譲会社が、マンションの一室

属時期が争われたケース(東京地

業年度に計上すべきかについて 判昭四八・八・三一 判例時報七一 七・四〇)は、「ある収益をどの事 っていたが、第二審判決(東京高 して、「権利確定主義」的見解に立 状態になったとき、確定する」と 権は、「仲介にかかる契約が有効 地判昭四八・一・三〇タイムズ三 例がみられる。第一審判決(東京 争われたケースの判決に、その適 建物取引業者の不動産売買仲介に に約定されて、これを行使しうる に成立し、かつ、報酬額が具体的 〇二・二八三)は、当該報酬請求 よる報酬にかかる収益計上時期が 主張を斥けている。 に従うべきであるとした被告国の 通達本文により「権利確定主義」 る」と判示し、同通達の文言に従 べき趣旨と解するのが合理的であ その時点を含む事業年度に算入す 現したとみて、これによる益金を 伴い所有権移転登記または引渡の 売された場合については、これに 敷衍し、「不動産が商品として販 判昭四六・五・一二行裁例集二 い、不動産の売買については、同 五・六六二)があり、判決は、 いずれかがなされた時に販売が実 人税基本通達二四九但書の趣旨を 「実現主義」の立場に立脚し、

砰 の認識の徹底と、法二二マの制 こと、また、それが企業会計に じて、「権利確定主義」 = 「発生 程の一斑をうかがうことができ 定などを経て、「発生主義」・ 依存する法人税の所得計算構造 務関係者の見解に符合している 方は、ちょうど先に述べた旧法 主義」(「実現主義」)という考え へと発展し、それが定着する過 人税基本通達二四九をめぐる税 「実現主義」の考え方そのもの 以上のような判例の動向を通

権利確定主義」をめぐって 論説の動向 の時点を、工事引渡の時とするか、 「実現主義」)の適用上、収益計・ れ具体的請求権が確定 的に 発生 介人の任務の提供が完了し、 に基づき仲介手数料の額が合意さ する時

是真

収益の実現があったというべきで いいにくい場合があることを考慮 報酬請求権が確定(実現)したと 場が弱く、売買契約成立日では、 準」により得ることとしている(1 記帳を前提に「売買取引完了日基 益計上時期について、法人の継続 し、同額の積極財産が生じた以上、 人税通達は、不動産仲介報酬の収 ちなみに先述したように、新法 一—一一)。不動産仲介業者の立 <10> 各種黒板・ラ フル・ねん ど・石膏製造販売

ある。」と判示している。

当該代金指定の時とするかが争わ

れた事件がいくつかあり、工事引

JIS表示許可工場 3

本 社 工 場 営業本部 TEL 03(601)6271代 〒124 東京都葛飾区西亀有2-15-17 〒341 埼玉県三郷市泉13 TE ∟0489(53)1537代

各種好評をいただいてよ 工作用ねん土、 売れており ます ご拡売おねがいし



別の成果であった。この改正に伴

を打ち出してきたので、本会は政 て建設業経理士検定制度なるもの

経て今次定期総会へ提案すること

正を答申したので、

治連盟等と連繫して関係方面に陳 を打ち出してきたので、本会は政

こ 建設業経理士試験制度なるもの

納税者への情報の作成、伝達を実

テンシステムを利用して会員及び

果はなお今後の課題となるようで 途を事前に協議したが、

以上が、昭和五十六年度事業報

いては、無差別な無料相談から選

実施した小規模納税者の指導につ

広報部では新しい情報手段キャプ データの収集、選別にかかった。 の開発に励み、まず相続税関係の 員の与望をになってデータバンク

建設省がその外廓団体を指導し

及び新設の株式会社の負債基準額 社の資本金基準5億円への切下げ

審査会の指定する研修を厳格なも

改正税理士法に関して、税理士

させた。これまで繰り返して要望

のとして一般試験との均衡を失し 審査会の指定する研修を厳格なも

今後の対応を期した。

コンピュータ特別委員会では会

本年度はその組織、構成をつくり 業務侵害監視特別委員会を設置し

に資するこれら研修の機会を積極 た。今後も会員の業務の改善進歩

的に利用されるよう望んでいる。

税務援助に関して確定申告期に

した都内農協臨税の一部廃止の実

税理士業務への不介入方針を認め

監査特例法の一部改正は

りまとめ、日税連及び法務省に提 会はその問題点について意見をと 事会提

出

昭 和

56年度事業報告概要

本会はその問題点について意見を

日税連及び法務省に

正な方法で闖入してくる業務侵害

会員の顧問関与先へ突然に不公

めた施策に従って、

本年度は五日

行動を監視し対策を立てるため、

会独自の会員研修にも力を入れ 間の統一研修会を実施したほか本 に伴う法務省令の制定についても

となった。

経て今次定期総会へ提案すること

正を答申したので、所定の手続を

理士協同組合の理解と協力に負う

ルで催した。この催し並びに会報 務PRイベントを有楽町読売ホー

縮刷版の刊行については、東京税

ところが大きかった。

日税連が税理士法に基づいて定

同施行紐則の改

治連盟等と連繋して関係方面に陳

提出した。

その名称の変更並びに

改正税理士法に関して、税理士

については法務省案に押し切られ

-局複数会制の 早期実現をはかる ★税理士会の

正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

超会社の任意監査制度などが改正

記所への提出義務、資本金一億円 たが、中小会社決算書等の商業登

ない内容とすることを要望した。

税理士事務所の名称に関し、日税

えよう。

本会の誠意が認められたものとい

連がその会則に制限規定を設けた

税理士事務所の名称に関し、日税

ことは、本会指摘のとおり、不当

のとして一般試験との均衡を失し

現とともに、

当然のことながら、

院それぞれの附帯決議のいくつか 試案から削られたことは、衆参両

ことは、

本会指摘のとおり、

は本会の組織、

支部ブロック制、

会務制度企画審議特別委員会で

であるとの内閣法制局の見解によ

役員の選挙制度などについて審議

頃目とともに、 本会が東京税理



と思えるような字句があり(傍線 に原案は別掲に見るとおり不穏当

を修正して提出したわけである。 摘があったので、総会ではその点

て、

(総会提出分のほうの点線部分参

静の効果があるかどうか、各界か

つかの項目とともに、本会が東京 参両院それぞれの附帯決議のいく 改正試案から削られたことは、衆 億円超会社の任意監査制度などが 業登記所への提出義務、資本金一

税理士政治連盟等と連繋して行っ た運動の成果であった。 この改正

ら注目されている。

ことは原案を然るべく修正した

(金) の第二回理事会に提出され

では組織無視ではないか」との指

れば幸いである。

なお、役員選挙規則改正によっ あの狂気のような過熱選挙沈

> 役員の選挙制度などについて審議 は本会の組織、支部ブロック制、

して行っているものであり、これ

いる。対応は日税連が全会を代表

そしてそれが、日税連との離間戦

ラチラと見えたようで興味深い。

なったが、中小会社決算書等の音額については法務省案のとおりと

本会の誠意が認められたものとい 現とともに、当然のことながら、

ろいろな施策を講じているが、

は日税連を始め各税理士会ともい

税理士業務の周知活動について

会務制度企画審議特別委員会で

四十周年記念事業として「節税と

蓄財セミナー」と銘打つ税理士業

会社の資本金基準五億円への切下 月三日可決、成立した。監査適用

した都内農協臨税の一部廃止の実

各方面注視の中、昭和五十六年六

税理士業務への不介入方針を認め

始めた。

となって、その名称の変更並びに

い事務処理の機械化についても専

門委員による開発について検討を

監査特例法の一部改正は

げ及び新設の株式会社の負債基準

税理士会の日税連憎しの思惑がチ

術というようなものと無関係であ

もう一つ、総会に提出された「昭

一べて独りで対応したように書いて

日税連憎し

がチラリ

合う額を不正に取得したらしく、

聞くところによると、新築資金の と個人貸借の契約にしたという。

牽制を合理的に進めてほしいもの いと思われるので、今後とも内部

総

会提

出

昭

和 56 年

度

事業報告概

一部をサラ金から借り退職金に見

所 発 行

一税理士協議会

東京都文京区本郷 5-18-郵便番号 113 公認会計士会館ビル 電話 (816) 3346 岡崎寿士/1部 岡田一馬 年極 1,000円 編集人

会員の購読料は会費に含む

事に終始した。議題は、第一号議 の総会にしてはめずらしく平穏無

ただ異例であったのは、

、例の事

ものであるが、要するに内部管理

それは防げたという。いずれにし

来たが、既に懲戒免職後なので、

は会長以下執行部が埋めて、該者 の杜撰さが招来したもので、処理

るだけに、信用問題になりかねな ても税の専門家を任ずる機関であ

広報部では新しい情報手段キャプ

財セミナー」と銘打つ税理士業務

経理課長不正問題で執行部

陳謝

よる議長団で進められ、税理士会

次 東京税理士会定期総会終わる **一頁・**

収入金額(収益)の計上 ・時期に関する問題(1)/ 植松守雄、迷語録、税の 歴史から(19)

「後は懇親会に移り、 東京税理士会第二十六回定期総会は、六月十六日(水)午後一時より税理士会館四階で開かれ、終 国会議員や各税務署長も多く顔を見せて四階では窮屈であった。 の件、第二号議案/昭和五十六年

案/昭和五十六年度事業報告承認 | 五十七年度予算承認の件、第五号 計画承認の件、第四号議案/昭和 第三号議案/昭和五十七年度事業 度決算並に財産目録等承認の件、

承認された。

議案/会則の一部改正承認の件、 改正承認の件で、全議案原案通り 第六号議案/役員選挙規則の一部

サラ金業者は早速退職金を押えに コンピュータ特別委員会では会

立てるため、業務侵害監視特別委 くる業務侵害行為を監視し対策を 、突然に不公正な方法で闖入して

データの収集、選別にかかった。 員の与望をになってデータバンク

会員が営営と築いた顧問関与先

は日税連を始め各税理士会ともい ろいろな施策を講じているが、本 税理士業務の周知活動について 納税者への情報の作成、伝達を実 テンシステムを利用して会員及び

十周年記念事業として「節税と蓄 ある。 となった。

員会を設置し、本年度はその組織、 構成をつくり今後の対応を期し

た。今後も会員の業務の改善進歩

会独自の会員研修にも力を入れ 間の統一研修会を実施したほか本

による開発について検討を始めてよる開発について検討を始め 対象にして忙殺されつつある事務

に資するこれら研修の機会を積極

途を事前に協議したが、実施の結 的に利用されるよう望んでいる。 いては、無差別な無料相談から選 実施した小規模納税者の指導につ 別した有料指導へと軌道修正の方 税務援助に関して確定申告期に

果はなお今後の課題となるようで 告の概要である。 以上が、昭和五十六年度事業報

めた施策に従って、本年度は五日 日税連が税理士法に基づいて定

で催した。この催し並びに会報三 と協力に負うところが大きかっ ては、東京税理士協同組合の理解 ○○号記念の縮刷版の刊行につい

ニッカウ弁スキ

味わいの深さにひかれて、ボトルの形に魅せられて。 一杯にこめられたこのまろやかさは、 磨かれた人にこそふさわしい。

SUPER NIKKA

会総会終わる + 六月回総会終わる 六月 PRイベントを有楽町読売ホール

第

次の基本方針を樹て活動する。 と公認会計士業務の調和と発展を図るため、 いる公認会計士の団結を強化し、税理士業務 第一税理士協議会は、税理士会に入会して

税理士会における指導的立場の確立

度の円満なる発展を図るため、税理士会内部 認めながら、その協調を助長し以て税理士制 るいくつかのグループが存在している。 における指導的立場の確立に努力する。 態様のため、組織内部には利害関係が輻輳す わが国の税理士制度は、複雑な資格取得の 一税理士協議会は、 各グループの立場を

立 2 公認会計士たる税理士の全国的組織の確

今日、公認会計士たる税理士の税務業務推進 のため、その全国的組織化の必要性は益々増 通知公認会計士制度の廃止が決定している

第 1 2 5 号 (昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

組織の確立に努力する。 知公認会計士会及び日本公認会計士協会と一 第一税理士協議会は、 公認会計士たる税理士の全国的 近畿税務研究会、通

3 自由加入の一局複数会制度の実現

会では、税理士会の正常化運営を益々困難に 強制加入制度の下における地域割 第一税理士協議会は、 複数化の実致は期待できない。 税理士会の活性ある 一局複数

会制度の実現を当面の目標として、

法改正運

正常運営を図るため、

自由加入制の一局複数

動を継続する。

めの法改正運動の展開 公認会計士の資格で税務業務が行えるた

加入の一局複数会制の実現を期する と同 時 制度と矛盾するものではない。 の実現は公認会計士の当然の要求である。 の制度の実現は自由加入の一局複数税理士会 る制度を獲得するため、 に、公認会計士として当然に税務業務を行え 第一税理士協議会は、税理士としての自由 公認会計士の資格で税務業務が行える制度 法改正運動を強力に



(約0.2) 20秒~30秒 リヒト専用表紙 (#1091・#1092・#1093)、官製ハガキ程度 30秒~40秒 フラットファイル、雑フォルダーの表紙程度 書類の整理はなかなか頭を使うもの。

スでは、字のところに穴があいていたり…、綴じしろで見 えなくなっていたり…。せっかくファイルなさるなら、製 本になさったらいかがでしょう。ブックバインド100なら 背綴じ(綴じしろがない)なので180°開くことができます。 しかも操作は簡単。厚さ10cmまで、長さ44cmまで短時間で作 業を完了いたしますので社内で楽に製本、鰯が守られます。 貴社の書類整理に、ぜひ一度ご検討ください。

る収益とする「現実収入主義」に る代金収入額を当該年度に帰属す

よるのが相当と判示した。 この判

収入の計上時期について、「権利

権利確定主義」を画一的、絶対

時期はともかくとして」、「売買契 の時期は、「石物件の所有権移転

約成立時」であるとするもの(神

ることは、

さきにふれた (ただし

としていない点で問題を残してい この基準も、登記等の事実を基準 による旨を定めている。もっとも

現実の資金繰りの面から、

民集一九・四・三六四)

リーディング・ケースとみられる一で今日では判例に先行した形にな一律上権利の行使ができるようにな

判例と同じ立場に立ち、その改正

| 入すべき権利の確定する時期は法

思っても結果からみれば、結

というのがある。

等をひとつの基準としている。)。

転の時点」とするのが大勢であり、 として「所有権その他の権利の移 全く伴わないこと、税法は本件の

決をいくつか拾っておこう。

入金額の計上に関する目ぼしい判

く、ただ不動産売買契約の締結が

することは、納税人の負担能力が 本件のような場合に単年度で課税

ような異例のものまで予想してい

ると考えられる場合もあるとし、

してその適用を緩め、さらには「現

美収入主義」 による方が妥当であ

るとは考えられないことなどを挙

本件の場合は、各年度におけ

決を含め、相当の数にのぼってい

時期についての判決は、最高裁判

譲渡所得の収入金額の計上

れる場合においても、

基準」

による判決が

現われた(東

二九)外があり、一方近時、「時間

だけで所有権移転があったとみら あり、意思主義民法の下で、それ

තූ

審判決 (熊本地判昭三八・

よる所得申告を主張(更正の請求)

納税者が「現金主義」に

点をもっている。ただ一時的、偶

第

の原則も絶対的なものではなく、

権利確定主義」が原則だが、そ

協

|義|をめぐって

判例・ 論説の動向

払の契約で、このように異例の条 同日手附金一〇〇万円を受領した 配を経由したが、代金については、 余で売り渡し、即日所有権移転登 2円ずつ支払うという、 長期分割 oな喰違いはないが、 中にはそれ 達の下で形成された収入金額計 (承前) え、二審判決を支持した。この事 税する趣旨のものとする譲渡所得 た問題は、「延払基準」の問題と接 として終ったが、ここで提起され で、 件も、第一審判決も、異例のもの の資産が所有者の支配を離れて他 税は、資産の値上り益に対し、 ・| 二・二六民集二六・| 〇・二 に対する課税の建前を 説示 のう 〇八三)も、譲渡所得に対する課 まちオーソドックスな「権利確定 に移転する機会を択えて一時に課 それだけのもの 収入金額の権利確定の時期=所有 民集一九・六・一六八八)でも、

時期の問題にはふれないで、一定 税について、一定の延納が認めら この事件を教訓に、収入金額計上 変えない限り、「延払基準」方式の る現行法の課税方式のフレームを れるように改められた(一三二以 の延払条件付譲渡による譲渡所得 採用はむずかしく、所得税法は、 発的所得としての譲渡所得に対す (山林所得も同様) に対する所得 た事件を前提としたものであり、 引渡、登記ないし代金納付があっ の移転の時点」とすることに固っ は、判例上、「所有権その他の権利 って、「代金納付の時」であるとし その時期は、競売法の判例に従 判決のケースは、いずれも物件の ているかにみられるが、右最高裁 つまり譲渡所得収入の計上時期

ラレルに、原則として「引渡基準 通達では、 となるであろうか。 その答は否であり、新所得税基本 「実現主義」的アプローチでは、 商品販売等の場合とパ

競売による譲渡所得が問題となっ が移転したことを前提事実とした 判昭四七・一二・二六も、不動産 である、前記20の缸で引用した最 土地の引渡しがあった時点とされ 所有権移転の時期は、特約により る。ところがこのケースにおける をとっている。この判断は、旧所 たケース(最判昭四〇・九・二四 判決であった。さらに資産の任意 の所有権移転登記の日に、所有権 ており、もうひとつの最高裁判決 税資七○・五六四)も、その見解 得税法基本通達の基準と一致す 最高裁判決(最判四八・六・二八 | っている。現在の「実現主義」を | った時」であるとする、例の判示 | その点で「半発生主義」ともいわ は、所得税の判例に「時間基準」 かる収入金額の計上時期について

と「支払期基準」との双方がみら 払期基準」による収入計上を支持 息(非営業貸金)については、「支 示したいくつかの判決がある(東 いて、「時間基準」による計上を判 京地判昭四三・一二・七税資六一 手形割引業者の割引料収入につ 四三〇外)

・|二・|七(|||1・||・| を判示したものに佐賀地判昭三九 ている。すなわち「支払期基準」 方の基準を支持する判決が併存し している(東京地判昭四七・二・ 不動産所得についても、右の双 |四税資六五・二|| 五外)。

なっているのではないが、判旨は、 るから、未収家賃の計上が問題と 告は「現金基準」を主張)したの が前家賃についてその支払期日 ・四・七九四)。後者は、税務当局 京地判昭五二・三・二四訴月二三 をキチッとやっているようで りである。経営者が企業運営 身近かでは企業の経営でも然 そうであろうか。

会に、その立脚点が問い直されな 岡地判昭四四・五・二税資五六・ ければなるまい。 基軸とする収入計上基準の体係の 達 (旧)を是認した判決がある(盛 の所有権移転時点とする国税庁通 の立場は異質であり、何らかの機 中で、譲渡所得に関する前記判例 なお山林所得についても、収入 間基準」が相当という。旧所得税 「支払期基準」と結びつけられ、 法通達では「権利確定主義」は、 を述べながら、その原則の下で「時

継続的役務提供の対価にか 迷語錄

言葉である。ただ、ここに取り 上げたのは、意味が、こんな 「不可」の語で、一般に命令 に誤解されているものはない 誤解されているのは「可」 「論語」にでてくる有名な

せることは無理だ」というこ であって、その政策を理解さ から絶対的信頼を獲得すべき は命令、知ラシムベカラズの 正解は由ラシムベシの「可」 として受けとられているが、 とのことで、これを訳すと「為 「不可」は不可能をあらわす

でもなかなか的確な判断がで うなことに思われる。しかし しょせん民衆をバカにしたよ ょっと理解しにくいと思う。 私ども大衆が日常、経済情 国際情勢を判断する場合 なうと逃げてしまう 義とか、デモクラシーとかと せる。その点、現代は合理主 称して、納得がいかないと行 は納得がいっても利害がとも 動をしない。もっとひどいの に美しく強いものかを感じさ

こまでもついて行くことであ る。俗謡に「好きと嫌とどれ

民 不 可

民ハ之ヲヨラシムベシ。 知ラシムベカラズ。 可使知之。 使 曲 之。

でいることもある。大切なこ 業員の気持をチャンとつかん とは、「由ラシムベシ」即ち部 -の気持ちをしっかりつかん 信頼関係ができているか 利益を上げて、会社の従

現代的感覚からいうと、ち る。 とを信じ、なみあみだぶつを まされたとして地獄に行くと きひと即ち法然上人のいうこ ある。これは親鸞上人が、よ 唱えるほかに意味はないと云 子細なきなり」という言葉がおほせかぶりて信ずるほかに 「歎異抄」に「よきひとの 人を信じることがどんな

手紙来たる





泡







じ「権利確定主義」が「発生主義 れたわけだが、ここでは、その同

△四頁へ続く>



<11>

色紙判特選|

10冊×4種······40冊 単価……… 200円

·····8000円

株式会社 イン ク イン印高級紙製品本舗) 札幌駐在所

本社営業所 ☎03-601-7211~5 大阪営業所 ☎06-244-1484~5

《ウッディメイト》

ゆるやかな5月の丘をのぼって ほら ぼくたちの森が見えてきた。



コードNo.0351 B5レタ #7400 2種 @250·120 入数20·20 セット価格¥7,400











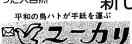


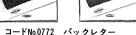
コードNo.0350 パックレター #9000 3種 @300 入数30 セツト価格¥9,000 カートン人数4

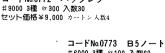


《グラスハウス》 どこまでもどこまでも透き通った大自然……

ここはGLASSの小部屋 コードNo.0348 パックレター #9000 3種 @300 入数30 セツト価格¥9,000 カートン入数4











おもちゃはみんなの人気者。

ファニートーイの世界へみんなおいでよ。



#6000 3種 @100 入数60 セット価格¥6,000

新しい出逢い…われらの心がゆれている…

毎月23日は〈ふみの日〉です。レターをかきましょう。 大阪市天王寺区清水谷町16-21 TEL (06) 761-5123 札幌·東京·名古屋·広島・福岡

それが課税所得となることを肯定 のとして処理されていない限り、

の状態にあっても、税法のいう「収

ハすべき金額」にあたるとされる「

の時あるいは賃料相当の損害賠償

崎地判昭四〇・六・一九訟月

限超過部分が元本に充当されたも

として授受され、

貸主において制

五診月一六・一一・一三五三)は、 審判決(仙台地判昭四五・七・

いては、当事者間で約定の利息等 実に収受された利息・損害金につ 判昭四六・八・二七訟月一七・九

四五六

をみると、所得概念

った下級審判決のひとつ(東京高

最高裁判決の前に、積極説に立

口賃料増額について係争があ

が、一方増額賃料について現実の

四六・一一・九民集二五・八・一

た。)、多くの係争事件が発生し、

協

すると考えることに大方の異論は

限内の利息等と同様に収入金計上 なかったが、未収の段階でも、制

い

基準」である筈の「時間基準」を <三頁より続く>

その収入実現の可能性が高

案における収入金額計上に関する (4) 用語の濫用といわれても仕方 最後に、いくつかの特殊事 で

害金も、それが現実に、当事者間 されている限り、課税所得を構成 九・一二・一三七三)。そこで利息 る(最判昭三八・一〇・二九訟月 判決も、つとにこの理を認めてい 制限法の制限を超過する利息・損 済的把握への転換であり、最高裁 所得と考えるのが、さきにふれた ものであっても、現実に経済的成 判決を取り上げておく。 において約定の利息等として授受 課税所得概念の法律的把握から経 果の発生がある限り、 違法・無効の行為に基づく これを課税 Ł

最高裁の裁断が下された(最判昭 息等の未収金の課税が問題となっ をすべきかどうかが問 題 となり 具体的には履行期が致来した利 積極説・消極説の 課税を否とする ないところであろう。 の実態に即していることは、 あるが、その方が金融業者の会計 六)、最高裁判決に対して挑戦的で しており(新法基通二ー一ー二 準」で収益計上することを原則と いて、制限外利息についても、約 定利率によって計算し、「時間基 新法人税通達は、金融業者につ 否め 的に、第一審判決にかえした。上 を前提とし、係争中の増額賃料の 権利確定主義」に立っていること 告審判決も所得税法が「いわゆる る裁判が確定した時」としている 「権利確定」は、「右債権を認め

の可否が争われたものである。 も実際には係争中に増額賃料が支 間係争の各種段階で、当事者間に わたって賃料増額が争われ、その た事件がある。事案は、長期間に 料支払の状況によって、収入計上 った場合、その係争中の法律状 に着目し、その時点で課税し、そ いろいろの法律関係が生じ、しか 各級判決に顕著な喰違いがみられ 時期に問題が生じるが、この点に つき最高裁まで争われ、その間に 当該増額請求にかかる賃 税務署がその実際の支払 を所得の実現とみる、経済的思考 確定主義」のフレームでは受け切 とみられる第一審・上告審判決の との間に衝突があり、妥当な結論 料支払の受領があった限り、これ 義」的、法律的思考と、実際に賃 る。ここにも厳格な「権利確定主 入金額とするのは当然 としてい と認められる限り、その年分の収 支払があったときは、係争中であ れないことを示している。 内容の理論づけとしては、「権利 っても、「所得の実現」があった

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

を構成するものと解する」という

これに対し石最高裁判決は、

現

領を期待できない特殊な事情の存 実に受領され、あるいは将来の受

しない以上、課税の対象たる所得

その実現を保護されない利息制限

ものであり、したがって、「法律上

経済的、実質的に把握すべき

法超過の利息債権であっても、

現

のであって、現実にそれが収入さ べき権利の確定した金額をいうも れたか否か、もしくはその請求権 賃料の各弁済期を経過して収入す て、「不動産賃料の収入金額とは、 (傍点筆者)とした判決もある(長 方賃料収入の計上時期につい

囲について争のある係争中の権利

「当事者間に権利の存否ないし範

の未確定の段階では担税力を備え

た経済的利益とみることはできな

もどりしたものと評せざるを得な で、この判決は、課税所得の経済 考えられず、この点の判示は、経 的把握から、法的把握の方向へ逆 みるのが正当であろう。その意味 官の法的願望が込められたものと 済的実態の認識というより、 入実現の蓋然性」がないとは到底 られる。しかし市中の高利金融業 えず、したがって「収入すべき金 その基礎となる約定自体が無効 が盛業を続けている現状からみる 例は、これで固まったものと考え 底収入実現の蓋然性があるとはい の未収の利息・損害金に対する判 が相次いで出され、 額」には該当しないと判示した。 実上期待するにとどまるので、到 度であると認められるからである この判決後、同旨の最高裁判決 ただ借主への任意の支払を事 制限超過利息・損害金の「収 裁判 一の判決は、 定」は、二審判決確定の時点であ 賃料(損害金)にかかる「権利確 ムにおさめている。これに対して 態をも、その享受が確実である 経済的利益の享受という事実態 るとして一審判決を破棄した。と 給付で、仮の弁済にすぎず、増額 をより法律的に捉え、右金員の支 点を捉えて「権利確定」のフレー も「権利確定」の点から判断し、 利が確定したものと判示した。こ その時点をもって収入すべき権 害金)の支払があったことを目 払は第一審の仮執行宣言に基ずく 九行裁例集二六・九・一一二九) 二審判決(仙台高判昭五〇・九・二 利益を享受し得ることが確実で、 告審係属中に現実に増額賃料(損 時が収入金額計上の時点であると して、原告がそれにより経済的 係争期間中の当事者間の関係 以上の結論をいずれ 一方上

いる収益に計上すべきものとし

再びこの判決を破棄自判し、実質 ころが上告審 (最判昭五三・二・ 二四判例時報八八一・九七)は、 のは無理で、理論的には、具体的 主が保証金、敷金等として受け入 とするのが正当であろう。 価し、その計上時期と額をきめる 事情に応じ、個々に債権内容を評 れにせよ、一律の基準で対応する うである(所得通三六一五)。いず で、収入金額計上を待つ方針のよ 託分を除き、判決、和解等の日ま の方は、右のような場合でも、供 (≡) (新法基通二———二九)、所得税 巷間、貸室等に当って、家

ある。 期が争われているケースが相当数 時あるいは契約更新時等に、その れる金員について、賃借人の退去 する旨の約定がなされる場合が多 うちの一定額を償却(返還不要) 当該部分の金員の収入計上時

 \langle

は、それは一種の権利金で、その 合などで契約が終了する場合は実 判昭五〇・九・一八訟月二一・一 受領時または建物賃貸時に収入計 るケースについても、貸主側の都 返還不要とする約定がなされてい 事情による賃貸借終了の場合には 一・二三五九外)、中には、借主の 上すべきものとしており(大阪地 とのような場合について、 判決 **学**麓)。 ঽ্

請求権の成立の時または遅くとも もしれない。 きりしていたようで、この判示は、 事案は、実際には賃料の額がはっ ・10・一五一八。もっともこの 額面どおりには受け取れないのか

合もあるわけで、理論的には、具 について係争中であっても、その には、その額を合理的に見積って 額の増減に関するものである場合 合も当然あり得る。以上の点に関 額計上時期による計上になじむ場 体的事情によって、通常の収入金 ある程度客観的な評価ができる場 債権の実現性および額について、 ところで賃料債権の存否・範囲 新法人税通達は、係争が賃料 で %というように)があるときは、 ときは、 | | | · | · | · | | | | |) ° 京地判昭五五・四・三○税務事例

甍。 基通三六一七、新法基通二一 の内容と、大体一致している(所 (5) 以上各種判例の 動向 を 通

往

準」は本質的意味をもたないとす が、この判決については、税法上 一九輯一号) (昭和四一年)九一頁 めぐる諸問題」(司法研究報告書 ある(渡辺伸平「税法上の所得を ら、競売の性質上、「所有権移転基 の収入金額計上基準という観点か (1) 渡辺判事のユニークな指摘が ここでは述べる余裕がない

<次号へ続く>

加えていえば、二人して加わる を負担してもらう。なお、つけ

百姓の名簿を整え、各人の事情 証拠であるとして、困っている てるか、選定された会社に実費

その一部をもって資金にあ

のである。善政は、未納分の沢

が自律的に納入するよう改めた り決め取立人を差向けず、農民 の期日を各村の願いに任せて取 未納分は永年賦にし、年貢納入 事までやった。それを鷹山は、

山あるのは農民が疲弊している

全国百七十万といわれる会

昭四八・一二・一八税資七一・一 際上稀であるとして、賃貸借契約 締結時に当該金額を取得したもの とする判決もみられる(神戸地判 101)°

その返還不要の額が確定した段階 年をこえ五年以内のときは、二〇 了が契約成立の日から三年以内の な約定(たとえば賃貸借契約の終 応じ返還不要部分が増加するよう 上するものとした判決もある(東 以上のほか、賃貸期間の経過に それぞれその金額を収入に計 敷金相当額の一〇%、三

なお以上の判決は、 国税庁通達 ほ

うことである。 異なる解釈を下している例は、 解を支持しているものが多いとい の内容を受け入れ、税務当局の見 厳密な吟味をしないままに、通達 とんどみあたらず、むしろあまり ことは、判例が、通達と基本的に じ、その全体的印象としていえる

割の負担はがまんしてもらっ 社に年一万円位の均等割を課し ても年一万円位の法人税の均等 と名がつけば、赤字会社であっ 調査先選考の対象とする。会社 ಕ್ಕ

な百姓に耕作させるという様な

原稿募集のお願い

は守秘義務もあり、改正法によ があってはならない。税理士に 税理士は、その会社と利害関係

示したのである。

ち直る手だてを講じてやる様指 をくわしく調べ、それぞれが立

って助言義務も課されている。

がありましたら、編集局まで すので、税務についての質問 「税務疑応答」欄を設けま します。 なお、

文書にて質問内容をご送付下 さい。当紙面にてお応えいた 奮ってご投稿下さい。 原稿をお待ちしていますので 随筆・会員の声等の 出来で便利というメリットがあ なショックが小さいとか、 が直接調査に来るよりは心理的 こうすれば納税者は税務署員

繁忙

税 理 士

岸本 勝次

稅

発想の転換

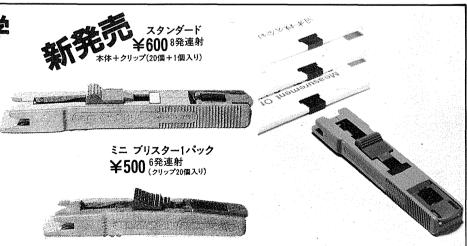
則として税務署は調査を省略す 査(監査ではない。)をする。三 それぞれ事務所を別にする三人 限って、その税理士を含めて、 の税理士が、その会社の税務調 与している会社のうち、会社が あろうか。例えば、税理士の関 先数の減少傾向等、容易ならざ っても大変な時である。事を税 面を迎えているので、誰れがや 人が三人、問題なしとしたら原 希望し税理士の推選する会社に 発想の転換をしてみてはどうで の過多による一税理士当り顧問 不足、納税者の重税感、税理士 務あるいは税理士の問題に限っ 大臣が多忙の為か来られなかっ 楽しい会合であった。ただ大蔵 開かれた。内閣総理大臣の招待 ても、歳入の不足、税務職員の 同伴で談笑、国際親善にもなる 大臣、各国大公使、武官等が夫婦 を受けて私も出席した。 桜花爛漫として、総理ほか各 先日桜を見る会が新宿御苑で 手が多くなったことになり、 しかしと私は思った。 ここで 一人でも問題ありとしたら 財政の問題はむずかしい局 姓を取潰して、その田地を確か 活も極度に窮迫していた。年貢 らされた。その為越後以来の家 未納者は妻子を取り、未納の百 厳しく、農村は荒廃し家臣の生 臣五千余をかかえ、 戸善政が行った施政である。 ことを思っているうちに次の様 十万石へと領地の大 削 滅 をう ともと上杉家は関が原合戦 米沢藩の上杉鷹山の時代に、 じ様な事が昔もあったのではな 三すくみの様になっていたのが ではなくて、疑義があれば調査 理士も多数の人に仕事がふえて け、その後さらに十五万石に減 なことを思い出した。 ではあるまいか、 が行われるようになって行くの るい気持で自主的自律的な納税 解放された様に、それぞれが明 は行われる。しかしこうすれば、 たら全く調査をしないというの 論、税理士三人が問題無しとし かろうか。事情は大分違うが、 くると共に権威が高くなる。 歴史は繰り返すというが、 会津百二十万石から米沢三 などと勝手な 年貢取立は も 莅.

ズに応えて、ロンク

ーにない良さとクリップにない良さをあわせ持ち、オフィ ートのGACHUCK。"ガチャック整理学"の名 上昇中ですが、今回、消費者のニーズに応えてロングサイズの - ド型を新発売することになりました。改良された分だけ、 使いやすくなっており、さらに飛躍的な売れゆきが予想されます。ミ ニとスタンダードを揃えて販売してください。

オートガチャック 第3の綴じ具





OHTO 71-1-

本 部 東京都台東区浅草橋 5 丁目 2 番 3 号 鈴和ビル 5 階東京支店本社・工場 電話 03 (861) 8 9 4 1 (代表) 電話 03 (765) 7 2 1 1 (代表) ※ メディカル 本 部 東京物流 東京物流 センター 電話 の3 (745) 2 5 9 1 (代表) 電話 03 (745) 2 5 9 1 (代表)

挙時には共産党も推薦している

-局複数会制の

★税理士会の

正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

早期実現をはかる



発 行 所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル 電 話 (816) 3346 岡崎寿士/1部 編集人 岡田一馬 年極 1,000円 会員の購読料は会費に含む

次

一税理士協議会総会報

四頁 収入金額(収益)の計上時期に関する問題(12 迷語 線、税務質疑応答、税の 五頁 歴史から(20) 大頁・・・暑中見舞名刺広告

TA II

活動して来た。通知公認会計士制 難な事情のなかで研修その他適宜 ものになっていくと思われる。 来 を迎える。日本公認会計士協会で 度が廃止になったので新しい局面 S会長挨拶してから議長 席に就

総会風景 長田邦稲、 発言した。主なる発言をした出席 案承認の件も下田副会長から提案 であった。 会員は前掲各氏のほかは次の諸氏 組織・人事も含めて会を刷新し、 も魅力ある会にする必要がある。 乗的な見地で臨もう。 そのために と述べ、兼山金刀圀副会長は「大 る。そのための税務問題プロジェ た。司会の川口副会長より総会出 研修なども一層活発化したい」と クトチームとも受けとめている」 共同歩調をとることを考えてい が話題になった。岡崎会長は「兼 席者へ今後の研修企画等に関しア されて、原案どおり承認可決され 業税理士全体として協議会を持ち に移り、来年の組織的見通しなど 岸本勝次、小川敏市、 和田新之助、丸山修司、 吉本與一、浅井新平、 藤井豊三、森山頼一、 松木正輝、遠藤平治、

晦日のお忙しいところ第一税協 告を頂いて、やはり若干の質疑応 藤久斉監事の適正である旨監査報 じく下田副会長から提案され、斎 審議事項に入った。第一号議案/ について若干の質疑応答があり、 た。このあと、事業及び会務報告 ので今後とも十分な論議を尽くし 到着し来賓挨拶した。それは国際 川北博日本公認会計士協会会長が 業及び会務報告を行ったところで

と第三号議案/第十五期収支予算 案― (「基本方針」含む、別項掲載) 第二号議案/第十五期事業計画

ある。ところが人格なき社団の場 の十二分の二が常時共栄会に預り そのコミッションが3%還元だと などは一千億円を突破しており、 あり、たとえばIP大型総合保障 面では全国税理士共栄会に問題が 戦を経て波多野氏に代った。その であったが、このほど激越な選挙 税理士協同組合も天野氏が理事長 氏が理事長で人格なき社団。東京 **集活動をしている。 共栄会は天野** 生保・損保各何十社の外務員が募 めとする各種の保険商品があって り、IP大型総合保障制度をはじ 行社日税ビジネスサービスがあ 入ってくる。しかも一千億円は二 不明朗だという声がある。経理の 論功行賞か、その後の役員人事が いうから三十億円がとこ共栄会に に呼ぶ。政権党のわれわれと一 が、この席上、与謝野議員が次の にされては異和感がある。 また選 ような発言をしたことが話題にな

で盛り上げ、多難な課題に対処し たくらいです。そして、基本方針。 ちるのではないかという心配をし

次いで、近くの「本郷閣」で恒

一木元次郎会長、小林寿雄副会長、 例の懇親会を催し、桜友会から茂

いあい裡に終始した。

■駅売店、酒店、食料品店、菓子・パン店、スーパー、薬局などでお求めください。

は協

協執行部から書面にて回答を提出 ないというものである。そこで来 員四万人時代に突入した税理士会 第三回理事会で、税理士協同組合 することになった模様である。 の公平化、経理の公開、剰余金の る七月二十日の理事会には、人事 の問題がクローズアップした。会 適正な配分等の項目につき、東税 六月四日(金)の東京税理士会

理士共栄会、その下に専属事務代 位会が存在し、その元締は全国税 修のレベルアップ問題。⑤源泉税 納期限の一月納付問題等であった

そこで日税連ベースで、春吉専務 慮し、従来は法人税を納付してい | くりだから、共栄会の隠れ蓑づく との動きもあるが、しかし共栄会 会長も参画して財団法人を作ろう 理士会からは桑原副会長や中川副 理事が準備委員長となり、東京税 息だけで四十八億円といわれる。 としているが、今までの十何年間 かり知れないものがある。預金利 にどれだけ巨額になっているかは ないという。これからは納付する 税理士会現執行部に危惧の 態でいいものかどうか、早く明朗 な経理公開をと、同じ税理士会員 東京税理士会も全国税理士共栄会 を無視しては予算も編成できない 共栄会から資金が廻ってくるから ても利権騒ぎが起きる所以であり 専門集団が無税天国にひとしい状 という塩梅である。とにかく税の りかという声もある。いずれにし

一月二十八日朝飯会で自民議員指摘 念

あった。議題は、①建設業経理士 茂、斎藤栄三郎各衆参議員ほか二 朝飯会を開いているが、この日集 問題。②会計監査基本問題。③業 十名で、税理士会員は六十四名で 野馨、大塚雄司、石川要三、粕谷 まった自民党の諸先生は、鳩山威 承知のように税理士会では各党と 催朝飯会での出来事であった。ご 一郎、鳩山邦夫、越智通雄、与謝 二十八日 (木) の東京税理士会主 やや旧聞に属するが、今年一月 **④税務審查会研** のは困る」との内容で、粕谷議員 が、呉越同舟で挨拶をさせられる ではないか」という声がある。 究極は税理士制度も否定するもの 本主義体制とは相当れないもの、 なかには、「そういう等距離外交 風聞が流れており、 長は腑向いたきりであったという いること」とうそぶき、服部副会 産党推薦はどこの団体でもやって には指導哲学がない。共産党は資 これに対し波多野会長は、 問題は、たんに「呉越同舟の挨 税理士会員の

六月三十日 惧の念を感じているのではない 拶」というような目に見える局面 反自民的な体質に自民党議員は危 ではなく、東京税理士会執行部の 士制度の発展にプラスになるかど B るな、もっと上に行きたいな、そういう芸 飲もうよ、アルギンス。昨日より 向上心が、いつも、いくつになっても必要が 今日よりは明日の心意気。もうちょっと! 味の素ĸĸ 清涼飲料水

幕を明け、岡田一馬副会長が先ず 総会は川口菊夫副会長の司会で

開会の辞を述べ、会長挨拶に立っ 迎えます。 本総会の成功を!」 と **柷理士法改正問題への対応や研修** 愍謝します。 第一税協のこの一年 の総会に万障繰合わせご出席頂き いよいよ多難な時代を

第

回結を強化し、税理士業務 3 自由加入の一局複数会制度の実現 は、税理士会に入会して は、税理士会に入会して

次の基本方針を樹て活動する。と公認会計士業務の調和と発展を図るため、いる公認会計士の団結を強化し、税理士業務の一の単一税理士協議会は、税理士会に入会して

- 税理士会における指導的立場の確立

おが国の税理士制度は、複雑な資格取得のわが国の税理士制度は、複雑な資格取得のおがら、その協調を助長し以て税理士制度の円満なる発展を図るため、税理士会内部には利害関係が輻輳するいくつかのグループが存在している。

立
2
公認会計士たる税理士の全国的組織の確

大して来た。のため、その全国的組織化の必要性は益々増のため、その全国的組織化の必要性は益々増今日、公認会計士たる税理士の税務業務推進、通知公認会計士制度の廃止が決定している

組織の確立に努力する。
致協力して、公認会計士たる税理士の全国的知公認会計士会及び日本公認会計士協会と一第一税理士協議会は、近畿税務研究会、通

会制度の実現を当面の目標として、法改正運正常運営を図るため、自由加入制の一局複数正常運営を図るため、自由加入制の一局複数し、複数化の実効は期待できない。
は、税理士会の正常化運営を益々困難に会では、税理士会の正常化運営を益々困難に会がしている。

めの法改正運動の展開

4 公認会計士の資格で税務業務が行えるた

公認会計士の資格で税務業務が行える制度公認会計士の資格で税務業務が行える制度と矛盾するものではない。第一税理士協議会は、税理士としての自由期度と矛盾するものではない。第一税理士協議会は、税理士としての自由加入の一局複数会制の実現を期すると同時がある。この実現は公認会計士の資格で税務業務が行える制度公認会計士の資格で税務業務が行える制度

サンコーそろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格 で、発売以来好評をいただいております。

スタンダード型、スピーディー型、エリート型も従来通り取りそろえておりますのでよろしくお願い申し上げます。



サンコーそろばん・生産・輸出入高級木工芸品・

三貢工芸株式会社

ワンタッチ

本 社 〒101 東京都千代田区内神田2-15-12 営業所 〒101 東京都千代田区神田司町2-4 TEL. (03) 251-1591

営業所 〒101 東京都千代田区神田司町2-4 TEL. (03) 251-1591 出張所 〒816 福岡県大野城市栄町2-18-3 TEL. (092) 572-4445 〒061-21 札幌市南区真駒内緑町3-1-37

緑マンションC405 TEL. (011) 583-6725

工 場 兵庫県・島根県

協

基本方針を実現するため次の事業を行なう。

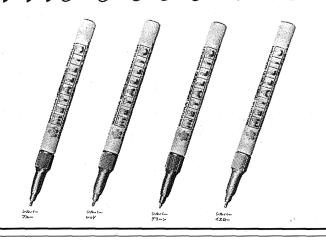
(3)

担当部署	実 施 項 目	。 		実 施 項 目	実施細目
総務部	(1) 各支部との連絡に関する事項 (2) 各部との連絡調査に関する事 項	正副会長会又は理事会の決定事項 等の連絡をするため、随時理事・ 支部長会議を開催する。	組織部	(1) 支出組織を活用し会員の業務 に密着する活動を促進する事項 (2)支部組織拡充に関する事項	(1) 東京管内を4ブロックに分割 し各ブロックごとの組織活動を 随時行なう。(2) 支部との連絡調整を行なう。 支部強化のためのPR文書を作
厚生部	(1) 会員の福利厚生及び親睦に関し実施する事項(2) 各支部との連絡調査に関する事項	会員親睦旅行会等の開催実施 (費用の一部受益者負担)		(3) 各支部との連絡調整に関する 事項 (1) 機関紙(第一税協)を企画編	成する。
事業部	(1) 会員の資質の向上と会計事務 所職員の税務業務に資するため 会計、税務等に関する研修会な らびに時局に対処するため時事 問題等の研修会を開催し実施す る事項 (2) 各支部との連絡調査に関する 事項	内容:会計全般、時事問題等 (イ) 対象は会員とする。 (ロ) 研修会年2回以上実施。	広報	集し刊行する事項 (2) 広報部速報を発行する事項	状況及び税理士会等の活動に関する情報を提供する。 (2) 会員の業務に関する資料を蒐集し提供する。 (3) 会員の声を掲載し会の向上に資する。 (4) 紙面を通じて会員相互の連絡と親睦を計り意見の交換を行なう。 (1) 速報性重視の立場から、会員
渉外部	(1) 業務の充実を図るため、関係 官庁との接渉に関する件 (2) 日本公認会計士協会・通知公 認会計士会・近畿税務研究会等 との連絡調整に関する事項 (3) PR活動に関する事項	関係官庁と積極的に接渉し業務推 進を行なう。 三者合同の定例連絡会議を実施し 意見の統一を図る。 税理士会正常化を図り租税制度及		(3) 税理士制度及び税理士業務普及宣伝に関する事項	の業務に関する情報を速報として随時発行する。 (2) 内部決定事項に関する速報を随時発行する。 (1) 外部関係団体との接触を計り制度のPRを行なう。 (2) 日本公認会計士協会本・支部
	(4) 各支部との連絡調整に関する事項	税理士会正常化を図り租税制度及び税理士制度の発展ならびに税務 行政の円滑なる運営に寄与するためPR文書を作成。			および通知公認会計士会、日本 公認会計士政治連盟、近税研等 との諸団体の広報部と連絡調整 し普及宣伝活動を行なう。

私たちふららいりスト



ふちどり文字が書ける不思議なマーカー/ PATP



これが噂のふちどり文字

1本で、2通りの書き味が楽しめるサクラメタリックマーカー。特 殊インキを使った新しいタイプのマーカーです。紙などの吸収面に 書くとカラフルなふちどり文字が。また、アクリルやガラスなどの 非吸収面に書けばメタリック調の文字やイラストがワンタッチ。も ちろん、何にでも書けて消えません。カラフルなふちどり文字と、 メタリック調の文字。1本で2通りの文字が楽しめるペイントマー カーはサクラメタリックマーカーだけ。各色そろって1本300円。金 ・銀・蛍光色のペイントマーカーも1本200円で発売中です。



株式会社 サクラクレパス

その他若干の例を引用しておこ

時点を提供するものではない。企

確定主義」は、そのうちの唯一の

り法的に最も安定した事実をもっ

全文改正に先き立って出された、

いなかったようである。)

権利確定主義」が税法上の基

ほかならないと述べられている。

準」に改められ、実際上、係争事

確定」というレッテルではなく中

の多義性が著しく、問題は「権利

判例上、「財産権移転基準」に固っ

いるとみられる点であろう。

が説くところは、ひとしくそのリ

とるとする根拠、あるいは「権利

ので、一番問題を残している点は

得税には、依然そのような傾向は、

れているものが多いようである。

なのであるから、取引に関して生

「取引の多くはまさに法的な現象

がなく、ここでいちいちその具体

するのであるから、法的に意味を

帰属の決定標準を結びつけること 有する事実をとらえてそれに年度

は充分理解できる」と述べている。

以上のような例は、枚挙にいとま

いるかにみられるのに対し、所

%られないという点である。この

義」・「実現主義」(「引渡基準」) すでに主役の座を下り、「発生主

ているものもある。そしてその内 味で「権利確定主義」の語を使っ

法と企業会計原則との調整に関す

見(前記企業会計基準審議会の「税

る意見書」など)にふれながら、

容としては、単に「現金主義」で

もの、「権利確定主義」から出発す

格別の根拠を示さずに、あるいは

ろびが出ているもの、むしろ言葉 る説明がむりで、その内容にほこ

確定主義をとる」とか、「発生主義

解釈として、単純に「税法は権利 所得税法の「収入すべき金額」の

さらに問題の点は、法人税の方

とかといった風の言及が多く、中

主義」の意義について、その妥当

のひとつとしての権利確定主義」

今日では「権利確定主義」は

が独り歩きし、当該事案としての

税法上の収入金額計上時期

の支えにもなっていない場合が多 のものであったりして、格別論旨

れが、これまでの諸論説の中心テ

をめぐる論議が中心となるが、そ

なおことでも「権利確定主義」

が曖昧であったり、あるいは単に

ととしたい。

動向をとりまとめて、みておくと

しろ普通である。そこでその内容

「現金主義」ではないという程度

判例•

その尤なるものは「権利確定主

をめぐる論説の動向について概観

次に、収入金額の計上時期

論 説

ないからである。」とされる。そし

判決が一般的に税法上の基準は は、適当でないこと、などから、 もって課税時期の基準とするの ので、私法上の権利やその確定を 上の収益の支配)を内容とするも

「権利確定主義」であるとし、そ

主義」と結びつけて解釈する何ら かるが、それを直ちに「権利確定 収入主義」でないということはわ べき金額」という条文から、「現金 る。山田判事は、税法の「収入す る他の論者に、山田二郎判事があ 準である、とする考え方に反対す

論説の動向 て益金の期間帰属を判定しようと | 前述の「税調答申」は、次のよう | 得税通達の最も大きな特色であっ する法的基準を基礎とせざるをえ

あり、同但書およびその後の改正 定主義にほかならない」と結論さ って記述するならばまさに権利確 四九の本文は「権利発生主義」で ような理解から、旧法人税通達二 「権利確定主義」の理解に共通し 一にしたもので、法人税における 味である。

解の内容も異なっていた。 れにおける「権利確定主義」の理 法人税とで相違しており、それぞ の下で、実際に税務を動かしてき た国税庁通達の中味は、所得税と ところが、「権利確定主義」の名

清永教授も、 リーガル・テスト

の内容として含んでいるもの一 た「権利確定主義」-ころが、所得税の旧通達が構成し た諸論説が示すとおりである。と については、通達の内容がそうで 移転基準」や「履行期基準」をそ てきたことは、これまでに紹介し する税法上の基準として理解され 確定主義」が「実現主義」に対応

仏教では四顚倒といって、四

するとはと叱責する。すると

いか、僧のくせに女人に懸想

お前はけしからんではな

の僧が、くだんの僧に向かっ をうけて暫く行くともう一

美女に見とれた僧曰く「お前

は未だそんなことにこだわっ

いということである。 順倒は だわりがないとか、障害がな 想から遠離する」
罣礙とはと

特色を、その点で「半発生主義」 あるということ以上に、その理念 務提供の対価について、「時間基 とは、さきに述べたが、それとて 基準」を目して、「現金主義」から 一発生主義」に至る過渡的認識基 氏がつとに「権利確定主義」から 現主義」を中心とするもの、と解 の諸説は、税法に具体的な根拠が すべきであるのに、国税庁通達の 益計上基準は、ことの性質上、 のに、税法の基準が「権利確定主 しい、とする論説が存在する。

のではなく、清永教授のいわれる 質的な収益計上基準を提供するも きず、他に特別の定めがない場合 ような権利確定主義を基本的基準 テストといっても、それ自体は実 いためでいると考えられる。」 の法的基準を求めなければならな の一般的基準としては、なんらか 脚した基準にのみ委ねることがで 決定を単に会計上の事実行為に立 としているのは、税法が、法律と に述べている。「税法が、なおとの して、すべての納税者について統 問題は、まさしくその中 た「財産権移転基準」については、 るが、理論的に誤ったものとはい ただたとえば渡辺進教授は、この た論説は、みられないようである。 そのような基準を積極的に是とし 準」に近くなるにしても、法的な う意味であろう。)、また、税調答 計上基準としての位置づけを えず、収益認識に関する「発生主 点について、「実現主義」とは異な 転基準」 が適当と述べているなど 渡基準」)との中間にある基準とい (「発生主義」の認識系列に属する 「生産基準」と、「実現主義」(「引

の例がみられる程度である。 構成したとき、売買において法的 額計上時期を法的基準の立場から 権移転基準」の考え方は、

> ながら般若心経を唱えるので れる。私はよく朝夕道を歩き

一字にまとめたものだといわ

なかなか難しい。ある二人の

大般若経が五百巻あるう

あるが、その中で特にこの

世の美人の妻女から布施をう

とき、一軒のうちの門口で絶

って考えたのではなかろうか。 準として捉え、「引渡基準」など ことから、理論的にその時点を基 移転という法的効果の発生である に最も決定的なことは、財産権

> におそれなく、一切の顚倒無 「心に罣礙なし、罣礙なき段

> > あ、美しい女だなあ」といっ

てうっとりと見とれた。 布施

つのことに関しては自分では

と感違いしている。又、本来 らず現在が未来永劫につづく 楽我浄」といって、人の世の く判断することが困難である 正しいと思っていても、正し るとつい苦しみを忘れてしま は苦しいのが人生であるの 本質は無常である にかかわ に、楽しくわいわいやってい いうことである。即ち「鴬

云っている。柔軟な心即ち里 とだわりなく、 心に障害な

とたまには唱えてみてはどう

明瞭でないこと、税法上の所得の 上の概念である経済的成果(経済 を前提とするものではなく、 概念は、私法上の権利やその確定 の根拠がないこと、その「権利確 心無罣礙無罪 遠だ 離り 無有恐怖 いることを批判する。そして税法 上の課税時期として、「経済的成 な収入金額計上の時期を判示して (収入実現の蓋然性)の生じた 切頭の

しないことだと云う。どうも

迷語錄

がお求めいただけます

●金地金の現物の売買もできます。

●金地金の種類は、

でてくる言葉である。

との一節は般若心経の中に

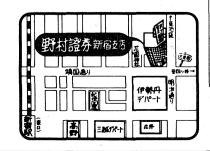
100g、500g、1kgの3種類です。

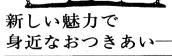
●売買単位は100gの整数倍。

●お取引価格は午前11時頃店頭に表示します

●お取扱い時間は…

午前11時~午後4時(月曜日~





郵便番号 160-91 東京都新宿区新宿5丁目17番9号 (三光町交差点カド・伊勢丹ソバ) 電話 東京 03(205)1001(代)

野村の1ヵ月定期が できました!

てしまえ」と。なかなか人間 いる。そんな荷物は早く捨て れた瞬間にその思いを捨てて

ァンドの大きな特徴

○利回りは、年5.694%です。(57年4月1日現在)

○1ヵ月は据置きです。その後は、手数料なしでいつでもおろせます。

〇おまけに、そのままにしても利息が1ヵ月複利でふえます。 〇お申出の翌日に代金が支払われます。

※利付国債に重点投資しますので元本安全です。

お気軽にご来店ください。 集金サービスも致します。

国債専用電話 $(205)0091 \sim 0096$

質

問

協

ケースに応じた時点を考えるべき 通常、「引渡基準」が妥当であると 判例の示す「財産権移転基準」が ものとされ、護渡所得については、 許されているとも説いている。 的な範囲で納得者に選択の裁量が 事業所得の基準については、 応じた基準を示されている。なお 正当だが、商品販売については、 して立て、その基準の下で各種の 国

収入金額の計上時期に関す その他、各種の売買の類型に 場に立ち、税法上の所得の本質か めぐる諸問題について体系的な理 ら出発して、その損益発生時期を とに格別の異論はない」とする立

の中で、氏は、要冒次のような論 べきものに、渡辺伸平判事の所説 報告書一九軒一号)(昭和四一年) 生主義」・「実現主義」との関係 所得をめぐる諸問題」 (司法 研究 られない。そのような中で特筆す ような内容の論説は、ほとんどみ 目にまでわたって体系的に論じた で、さらに収入金額計上基準の細 確定主義」の意義やその是非を論 る論説は、以上にみたように、大 したもの、「権利確定主義」と「発 2異同を論じたものなどが中心 税法上の原則とされる「権利 てこそ、租税債務の源泉として相 新たな「購買力」を組成するに足 の損益は、その財産(資産・負債) 応なものと認められ、「課税適状」 そのような状態にある利得であっ る程度のものでなければならず、 測定可能なもので、結局において 識)の徴表的基本があるが、税法 価値の変動(消費・生成等)を通 論構成を試みている。個人・法人 にあるものともいえる。 権利確定 ず、さらにその利得が消費および 済上の所得というだけでは足り 上の所得というためには、単に経 じて現われ、そこに損益発生(認

上の印象に強く左右されて事柄の は多様で、実体規定との結びつき 実際において、また判例上も一般 に支持すべきものとされてきた権 確定主義なるものも、その内容 氏は、まず「従来、税務行政の ということが挙げられ、経済取引 値による測定可能性」や「現実性」 財産価値の変動がそのような状態 具体的な内容としては、「市場価 をもつものと考えるべきで、その にあることを判断するための内容 主義における「確定」概念とは、

時点」ということを一般的基準と一本質を見失う結果をも招来してい | ら評価されなければならない。そ | とき、一般的にいえば、債権の履 象に幻惑されることは禁物で、そ の判断基準として、(中略)一般に しつつ、「税法上の損益発生時期 の「確定」概念の法学上の機能的 権利確定主義なものを尊重するこ 意義にこそ着目すべき」であると る。しかし結局、「その用語上の印 るのではないかと懸念」を表明す 生時期を考察している。 のとに分けて、それぞれの損益発 なり色合いが違うとして、企業的 する経済的行為の場合とでは、か の取引と、個別的・一回的に生起 な所得発生原因と、それ以外のも してその要素の評価は、継続企業 前者の場合には、

買についても同様である。さらに 以上の点は、企業の固定資産の売 推知し得るものであれば足り、ま の場合、債権額の内容が合理的に 渡や登記の移転に求められる。こ が必要で、その標識は、通常、引 履行または履行の提供をなすこと り、相手方の同時履行の抗弁権を 会計上の「実現主義」とほぼ同様 た履行期の到来は必要としない。 喪失させる程度に、当方が債務の 解釈も許される。販売収益発生の 続適用の下で、ある程度幅のある 商品の所有権移転という観点よ 済的意義であり、その観点から、 基礎をなすものは、 に理解され、しかも同一基準の継 代金債権の経 一般的に企業 昭三八・二・一(赤星事件)など している。 応じた合目的的考慮のうえに立っ 経済的意義をもたないことを指摘 金の長期分割払の場合など、各種 得にかかる収益計上基準によって 基づき、前者すなわち企業的な所 た、具体的な収益計上基準を提示 し、現金主義的要請等当該事情に 基準」が税法上の見地から格別の にも言及しながら、「財産権移転 の事例について、前述の熊本地判 納税者の選択で、その会計記録に が、業務とみられる程度のものは、 にも適用されるものとし、護渡代 右の考え方は、護渡・山林所得

れをうかがうことができよう。

とおりで、それからも考え方の流

受けるところが大きい。 全体的印象としては、法人税につ 別の特色にまでは及んでいない。 論説を分類して概観したが、時代 いろいろ問題もあろうが、示唆を 合目的的考慮に貫かれた大胆でユ をつくし得ないが、同氏の見解は、 ニークなもので、解釈論としては (2) 以上、ある程度系統的に諸

合(個人の事業による所得以外の 所得源泉が事業的なものでない場 実現する。一方後者の場合つまり 用収益させることによって収益が 建物賃貸については、相手方に使

の本質から、現金主義的な考え方 各種所得の場合)には、課税所得

における諸要素がこれらの観点かしも実現し得るような状態になったしいては、税務関係者の側で「権利

入を得るに至らないでも、何時で を基本とすべきで、ただ現実の収

新 、社員の少額賞与

税

務

質

疑

応

答

設されたと法人会で開いた気がす 達 (一一―四―二の二) には令第 合せたところ、Mさんからこの通 るので早速顧問の0事務所に問い で、この救済規定が基本通達に新 際支給見込額に比し少額になるの てなく、貴社のような支給対象期 ○三条第一項のことしか規定し

所に再調を依頼した。Mさんから、 あったので、コピーを送り0事務 ところ、適用出来るらしく書いて きないので、「国税速報」を調べた 答があった。賞与支給規程が明確 間基準の場合は駄目でしようと回 にされている方が不利とは納得で

(5)

は勿論総て整備され、新しい血を

将来を期し会社諸規程は就業規則

入れるため毎年若干の新卒を採用

している。新入社員の賞与は常識

「税務通信」の国税庁渡辺法人税

今回新設された本通達における新

(公認会計士 士

長 田

的に一般社員より少額で、この支

課長補佐の解説では適用できると一入社員に対する少額な賞与の除外

は資本金一億円の小会社ながら、

の二は施行令第一〇三条第二項に

法人税法基本通達一一-四--

も適用があるのでしようか。

給額を基礎に引当計算をすると実 | 書いてあるし税務署審理も出来る | 計算は、支給対象期間基準方式に 多く引当できた。弊社申告は認め 引当計算したら何と千二百万円も 返事があり、この基通は令第一〇 られるでしようか。 三条第二項にも適用出来るとして といってるから大丈夫でしようと

回 答

ように言明されている。「そこで 三」で渡辺法人税課長補佐が次の 思いますが、「税務通信N、一六七 二項に適用できると書いてないと の基通にはどうみても令一〇三条 始めMから申し上げたようにこ 5

が残ります。この上は、法の精神 の担当となり申告是認となるよう を良く理解し渡辺説に従う調査官 ・仏様・渡辺様何卒お助け下さ 一緒にお祈りしましよう。「神様 条第二項の文字がないのか等疑問 に属する本通達に何故令第一〇三

邦稲 夏学 (7) 同書五五頁以下

張として理解するのである。なお 行期到来のときに、損益の発生あ 雑所得等、事業とまではいえない から、利子・不動産・給与所得の りと考えてよい。このような立場 利確定基準」を「現金主義」の拡 「履行期基準」や配当所得の「権 |確定主義」が強調され、企業会計 大体旧通達時代であり、近年は通 サイドなどと、論争があったのは、

税金とお金

以上限られた紙数で、到底委曲 動向と同様である い状況である。 が跡を絶たず、-

九一頁、九八一九九頁 一一四巻三号 (昭和五三年)所収) (六)」(日本会計学会編集「会計 (2)

九五貴 和四〇年)所収)九一頁、 内容」(税経通信1]○巻一一号(昭 九四一

よる場合であるとを問わず適用さ は、すでに成立しているとみるこ については、支払うべき義務およ 後には、右の未払費用・未収収益 論」(昭和三六年)五三頁以下)が、 て、その点を、「権利確定主義」と 収益の計上は認められない」とし を述べられている(同「税務会計 から、その計上が適当とする見解 とができ、「権利確定主義」の立場 びそれに対応する相手側の債権 つに挙げていた(同「税務会計総 「発生主義」との間の差異のひと るものとすれば、未払費用・未収 払期日・受取期日の到来を意味す ける「権利・義務の確定」が「支 4) 渡辺進教授は、この点につ 当初は、「権利確定主義」にお (昭和四一年) 五三頁)

で心配ないとは思いますが、この れることになっている。」とあるの

言明の根拠として条件の異る個別

五)をあげていること、 通達(昭四十五年官審(法)三十

例規通達

(6) (5) (1) **壜論と実際」(昭和五四年)一九一**

ぼ「実現主義」と同義語としてそ れる。昭和四〇年の法人税法の全 の内容が語られているように思わ 概していって、引き続き「権利確 達の改訂とともに、通達と「企業 る試みがあったことは、前述した 調されるというものではなく、ほ の税務上の基準としての性格が強 定主義」が説かれたとしても、そ 会計原則」との間の調整も進み、 又改正の際、「実現主義」を明示す

下での税務基準を通ずる原則的考 る試みなどは、ほとんどみられな 利確定主義」であるとする、解説 全面改訂後も、税務の原則が「権 え方を、新しい角度から再構成す 方所得税の方は、その通達の その点判例の ―現行通達の

武田隆二「税務会計の基礎

清永敬次「権利確定主義の

という命令がでているので、日 丈三尺、約三、九米)に准ずべし よ。銭五文をもって、布一常(一 庸などの物は銭をもって換え 本最初の貸幣、和銅開珎が鋳造 あろうか。 二年) 十二月、諸国が送る調 続日本記には、和銅五年(七

よる場合であると暦年基準方式に

頃オリエントのリディアでとも いてともいうし、紀元前七百年 きさを計る文数はこの銭の大き 元前千三百年頃の中国の殷にお

税 理 士

岸本 勝次

合的にとらえ、最適

のシステムを組んで

ウチダの事務機器部

庸調はだんだん衰微し、米を納 た獣皮とか女子の手工品の絹布 堤等の営繕に従事する役、穀物や宮城、池溝、道路、橋梁、堰 める田租が中心となり、田租を を徴したのもこの頃である。 が定められた。容姿端麗な釆女 各地の特産物を納める調の制度 米で納めることが多かった庸、 で田の面積に応じて米を納める 等穀物以外のものを納めた貢が を納める田租、山野に猟して得 年貢といった。 主な祖税であった。大化の改新 江戸時代に入ると、土地は課 鎌倉時代、宝町時代になると、 わが国の税金を見るに、大化 労力の提供ではあるが布や 朝廷の為に兵役 いわれている。面白いのは中国 の流れをくむ貸幣は文字を主体 たかという事が当時の貸幣で判 している。そのお蔭でアレキサ む貸幣は肖像とか模様を主体に とし、リディアからの流れをく 後醍醐天皇の時といわれる。後 が刻まれている。世界で最初の と殺害の日の三月十五日の文字 が、ブルータスの貸幣には表面 るのである。古代ローマのシー レオパトラがどんな顔をしてい たか、絶世の美女といわれるク ンダー大王がどんな顔をしてい 唐)といわれ、わが国の最初は お札は中国の宋の時代(一説に 殺害の短剣と解放を表わす帽子 に自らの肖像、裏面にシーザー ザーはブルータスに暗殺された

けであるが、この間金銭で納税 や商人に課された小物成、夫役構成される地租、山林等の収益 するようになったのはいつ頃で 役にその席をゆずった。 心となって、庸調は小物成や課 税上三十以上の種類に区別され か屋敷に課された地子をもって たが、田畑に課された年貢のほ こうして明治時代を迎えるわ れた羽書(端書)と呼ばれるも伊勢山田の商人によって発行さ 引換手形として発行されたもの は丁銀を切って使うことが禁止 存しているものとしては元和年 された時、半端になった金額の 間 (一六|五-|六|四年) に ないせいもあって不明だが、 醍醐天皇の時のは実際に発行さ のが最古といわれている。これ れたのかどうか現物が残ってい であるといわれている。

宝で、足袋等を買う時、足の大 本になったのは唐の銭、開元通 ったようである。和銅開珎の手 された事になるが、守られなか されてから、わずか四年後に出 藩では最初から年貢は半分を米 いたのである。 大化の時代にそぐわなくなって の様相も変ってきている。米沢 心の租税体系では商業資本の強 三匁に切り下げている。年貢中 としたが、領民の抵抗にあって 人当り銀四匁の人別銭を課そう た。鍋島藩は文政四年に領民 幣を取得しなければならなかっ いう。農民は農産物を売って貸 で納め、半分は金納であったと 貸幣経済の発展と共に、年貢

UCHIDA

的、生理的な面をも なわち、人間本来の OE (オフィス・エン 事務処理の効率化を めに、人間工学にも する環境づくりを大 とづいて、人間の心理 図るOAに加えて、 機能を最大限に発揮 切にします。そのた バイアラメント)…す

TEL.03(555)4359

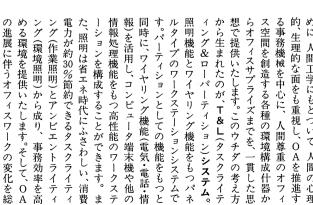
門がめざすOAは

株式 内田洋 汀 事務機器事業部

お問い合せは

ション)�����(オフィス・エンバイアラメント)





第

電話(八八六)八二八二 足立区梅田七—一五—二	飯沼清夫	電 話 (八七三) 七九八三台東区浅草六—三五—八	有賀徳寿					E				U						電 話(三八六)三六三六中野区上高田四-四一	浅見孝	電話(七一)八七四四 話(七一)八七四四	浅 井 新 平
電話(八〇二) 二八二 荒川区南千住六二 四十三	遠藤平治	電話(四〇四)〇八九一 アロハビル五階 になる本本四 - 八十八	海 老 美与治	電話(四二九)七一〇九世田谷区桜一一一六一一六	宇津木 三 郎	電 話(三六三)一六〇四中野区中野一一五六一五	岩村譲一	電話(101)三二三新宿区原町一-七三	岩崎守利	電話四氢七二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	市川隆	文京区小石川二十三十二八 一八〇五 電 話(八一五)三四五一	礒 崎	電話(二三〇)三三四八朝日九段マンション	石原光夫	電話(二九五)二四四八電話(二九五)二四四八	石綱常雄	電話(二六四)四六四〇千代田区飯田橋二一二一10	石井操	電 話 (九一)八二一	池 田 洋次郎
電話(八三二)二四六一	岸本勝次	電話(五六一)二五七五年の長年 (五六一) 二五七五年 (五六一) 二五七五年 (五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	川口菊夫	電話(九二〇)八一三四練馬区上石神井一一三〇八	兼 山 金刀圀	電話(八四三)〇六六一台東区西浅草一一六一四	加藤隆之	電話(五八〇)七二四階区新橋丁二六十二二〇一	長田邦稲	電話(八七三)七二六八台東区三ノ輪一二八十二五	小川敏市	電 話 (七五三) 一六一七大田区池上六-一九-八	小 川 一 郎	電話(六二二)一八九〇	岡田一馬	電話(三八〇)一五五一中野区本町四一一九一一二	岡崎寿士	電 話 (八八一) 六一二五足立区千住柳町三-七	大盛広吉	電話(三一四)四一三一杉並区極里一一二一一五	大堀雅三
電話(三五三)九四三〇新宿区坂町一二	進藤紀三	電話(八七四)七三一七台東区根岸一一一〇一一五	下田友吉	電話(公二五)三九一八墨田区業平三一一〇一一二	清 水 多四郎	電話(九二〇)八二二七練馬区上石神井一二三十六	島田百郎	電話(八四一)〇二四八台東区東上野五-一-二	佐々木 秀 明	電話(五五一)〇八二四中央区湊二-一-七	酒 井 浅 男	電話(四二九)五三八一世田谷区豪徳寺一-九-三	三 枝	文京区向丘一一二〇一八	斎 藤 久 斉	電話 (八八七)八四五一足立区梅島一-九-五	倉 田 由 次	電話(九九三)五三二	窪 寺 長治郎	電話(六六六)三六〇三中央区日本橋人形町	木村久弥
電話(八六一)〇三九四電話(八六一)〇三九四	田中佐門	電話(三七〇)二四七六 渋谷区代々木三-五六	高橋栄吉	電話(六〇一)五〇五〇	染 谷 孝太郎	電話(六六八)〇〇五一年及日本橋茅場町一一二	千 正 清 夫	電話(八〇一)〇〇六六	関弘	電話(二四一)六六〇〇中央区日本橋室町四十一五	住田光生	電話(七五三)七二四〇	鈴 木 三 男	電話(九一〇)六二六六	須 崎 孝美津	電話(二〇〇)六二一	諏 佐 市之丞	電話(三五七)五四一一新宿区住吉町一一四一四	杉村明	電話(二〇九)五六二一新宿区西大久保二十二九五	新保太郎
電話(二五二)八九四九電話(二五二)八九四九	前田実	電 話四天(1三1)〇五〇九	古屋勝成	電話(六七三)三一六一電話(六七三)三一六一	原島康雄	電話(六〇七)一十六六	橋本一雄	電話(五〇二)〇八二〇電話(五〇二)〇八二〇	二村倍吉	電話(九五四)○二三五豊島区目白四−二四−五	永 島 徳 造	電話(七〇〇)三三三一九世田谷区玉川瀬田町五一九	中島育広	電話(九九〇) 一三二線馬区中村北四-二四	長坂利正	電話(三七七)三七一〇 改谷区本町六-四〇-一四	土橋栄夫	電話(公二)二六八墨田区横川二一二二一四	寺田秀一	電話(七五二)〇四七一 大田区久が原六-六-二	玉家義雄
電話(八一四)五八九五三頭ビル	和 田 新之助	電話(五四二)六六二二中央区築地二-九-二	若林恒雄	電話(二六二)〇三七九 郵逓ビル	吉本與一	電話(七一九)三六四一	吉田承治	電話(二四二)六六六六電話(二四二)六六六六	山本日出麿	電話(四三二)五五二四港区西新橋二一二〇一三	山本敏郎	電話(三九九)○六○一	森山頼	電話(三一五)三三三三 電話(三一五)三三三三	三輪三郎	電話(七九二)三九九一 目黒区上目黒一 ーニー九	宮崎敬之	電話(九〇〇)二三五五北区赤羽西三—三四—三	丸山修司	電話 (八〇五) 三一〇一電話 (八〇五) 三一〇一	松木正輝



味わいの深さにひかれて、ボトルの形に魅せられて。 スーパーニッカ。琥珀の一杯にこめられたこのまろやかさは、 磨かれた人にこそふさわしい。

SUPER NIKKA





次

-局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



所 行 -税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル 電 話 (816) 3346 発行人 岡崎寿士 (1部 100円) 編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

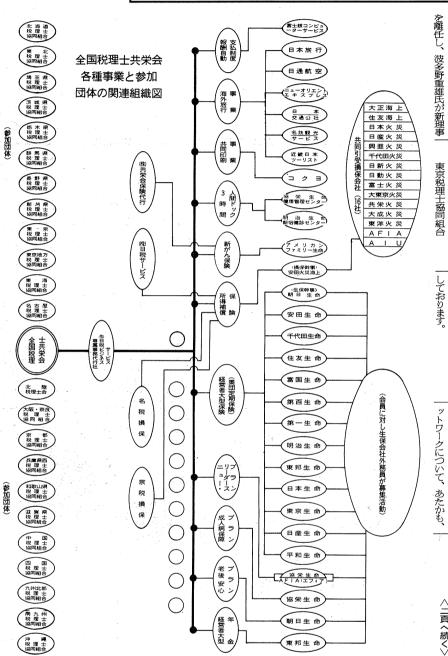
会員の購読料は会費に含む

一百) 全国税理士共栄会の内紛 一百 一段落

Ħ

収入金額(収益)の計上 時期に関する問題(完)、 迷語録、稅務質疑応答、 税の歴史から (21)

野氏が東京税理士協同組合理事長 からぬことであった。昨年、その天



は天野良雄 両 氏の 申入合戦

したがって、全国税理士共栄会 | 長に就任したことから、俄然、 波多野氏は天野氏に次のような申 入書をつきつけたものである。 関係者 各位 すなわち、本年六月十五日付で 内 東税協共栄会 現事長 理事長 波多野 入書

同組合理事長を兼ねていた。天野

の初代会長であり、東京税理士協

紛が表面化した。

の耳目が注がれていたことも無理 良雄氏の去就につき、つねに会員

内外の信頼を保持することを希求 健全な発展、円満な運営、および 私どもは、全国税理士共栄会の 波多野 重雄 協共栄会の全国銀行口座振替のネ

重雄 員人事に関する機関決定を無視す 理士協同組合理事長在任中と、退 会会長天野良雄氏は同氏の東京税 体である東京税理士協同組合の役 の論旨が一貫せず、また、参加団 任後とでは、全国税理士共栄会会 長としての責任ある運営について しかしながら、全国税理士共栄

さらに、全国税理士共栄会の事業 遂行の「核」とも言うべき、東税 るなど、全くご都合主義であり、 氏の一連の言動は、 員各位をミスリードするなど、同 安易に全国税理士共栄会のネット ワークが実現出来るかの如く、役 下記?項目を申し入れます。 な発展を阻害するもので、まこと 栄会の社会的信用を傷つけ、健全 に許しがたいものがあります。 よつて、同氏の不信任を表明し 東京税理士協同組合は、

税理士会の協同組合組織とは

防止のよすがともしたいと念じ、本号では詳細に紹介してみたい。

る「共栄会副会長協議会」で行われ 四単位会協同組合理事長で組織す 今回の飯島会長選任は、全国十 | たものであるが、全国税理士共栄 | 従業員等を会員、税理士の関与会 中軸とし、 会は、その単位税理士協同組合を 税理士とその家族及び一一月に設立されたものである。 社を準会員として昭和四十九年十

所得補償保険、経営者大型年金な

なぜ争いが起きたか、それはどのような経緯であったかを、この際跡づけてみることで、不祥事再発 たわけであり、もう以前のような醜い争いのないようにと、税理士各界では期待し、注目している。 務理事も八月七日、関本和幸、坂本稔男両氏が決定して、ここに同会の飯島新執行部体制が滑り出し 内紛が続いて、税理士各界から注目されていた全国税理士共栄会会長に、七月二十一日、飯島岱蔵 (日税連副会長・関信会長)が選出されて、一応一段落した。なお人選の進められていた二名の専 ュータによるわが国唯一の多口座 提携し、①税理士の報酬自動支払 業活動としては、有力保険各社と 十五万人を超えており、主なる事 士への報酬を自動集金するコンピ 制度の設計普及(関与先から税理 ちなみに現在それら会員数は七 ع

る人間ドックサービス。⑤VIP 間の同時決済制度)。②関与先と 大型総合保障制度(新がん保険、 などの海外旅行。③税理士事務所 の親睦を深め、従業員の慰労研修 斡旋・領布。 ④コンピュータによ の関心をあつめていた。 その管理や役員の選任につき会員 利権組織であるだけに、従来から が承認された。 税理士業界にとっては、

く行っているものである。 立することも考えられ、去る七月 はこれを日税連に寄託して、日税 有していると称しており、共栄会 年度末で累績十億円の積立金を保 連の外郭団体として財団法人を設 二十三日の日税連総会でその設立 設立以降の事業収益は、五十六

別表参照

<二頁へ続く> をキメ細か 大きな Pentel セラミクロンは、ペン先にセラミック (特殊陶器)を使用した、従来の筆記具にない 芯先機構、特長を備えた画期的なペンです。 ・SR120 *2,000 カートリッジ(黒赤青・線)各*300 ,OU~2 A * 3,UUU ^{糊巴}·亦·百·蘇·奈 (O.3mmカートリッシ内蔵もあります) SR300-2A*3,000 0.3㎜最初の細さが持続する

厳に慎まれるよう要望します。

2

保険料、

手数料、

共栄会を中心とした各組織体との

東税協の理事も支部からの推薦

財産を、

組合員に含めてはいないから、

稅

たとえば医師会では関与先まで

しかし、これに対する書面での

ではないかという疑問がかなりの

いわゆる法改

志の間に根強く存在する。 りさせてほしいという声が理事有 において、そこらあたりをすっき

次に、しばしば前出しているよ

全国税理士共栄会の巨大な 如何に民主的公開の原則

昭和57年6月23日

全国税理士共栄会

会長 天野 良雄

理士会会長殿宛緊急の要望をいた

したので、

とりいそぎご報告

「本日別添(写)のとおり東京税

これに対し、天野氏は直ちに、

協

東税協共栄会は、全国税理士 生ずる預金利息についても、 当方において、お預りいたし また、当該保険料相当額から 日まで、当方において、責任 金口座振替分より、当方が加 昭和五十七年六月二十二百預 長不信任の趣旨よりして来る 相当額の振替収納業務は、今 より委託を受けている保険料 るために、全国税理士共栄会 また、各参加団体の利益を守 対して、契約を保全するため 共栄会の各種保険の加入者に へ者から収納する保険料相当 かしながら、天野良雄会 各保険会社への払込期 員人事など、 事実、東京税理士協同組合の役

士共栄会の事務受託組合を返 明するに至り、共栄会の役員選任 月十五日の札幌における全国税理 求を繰返し、天野氏はついに、七 両者は丁々発止と斬り結ぶが、波 士共栄会総代会において辞意を表 多野氏側は執拗に天野氏の辞任要 なる申入書を波多野氏に送り以後 ③憂慮すべき事態が生じた場合、 他一切の責任は貴殿にあること を講ぜざるを得なくなり、これ にともなう社会的、経済的その 当方としては然るべき法的措置 あり、

要望します。 託業務を誠実に履行されるよう されている慣行どおり今後も受 規制の一部改正を経て、七月二十 選任されたというわけである。 日の副会長協議会で、飯島氏が かくて天野氏は長かったトップ

< | 頁より続く>

の情勢においては、

のを嫌ったのだろうという見方も であるが、おそらく泥にまみれる 立候補しなかった。理由は不分明 自分自身は全国税理士共栄会長に 任させることには成功したものの 計二千万円で一件落着らしい。 共栄会長の退職金が千五百万円、 事長の退職金が五百万円、今度の ところが波多野氏は天野氏を辞 自身立候補するかわりに立 る証左と見ることもできる。 ゅくを買っている向きがあり、そ 士が健全なる判断力を保有してい 回の飯島会長選出は、 といわれている。 の不評の延長線上のものであろう るが、それは税理士法改正時にお ける献金問題その他内外にひんし 氏は日税連会長にも敗れ続けてい

換言すると、

全国の税理

の座を去るわけだが、聞くところ によると、東京税理士協同組合理 の三票で、 これは何故であろうか。波多野

単位会を廻ったが、結果はたった けるため波多野氏は全国二十三の 候補させた山根氏の支持を取りつ

東京 会理 事 会で質 問 続 出

質問書を提出し、 志から提出された質問書は次のよ 日東京税理士会理事会に、理事有 らうことになっていた。七月二十 の適正な配分等の項目につき、東 七月二十日の理事会において、人 そこで、本紙前号でも触れたが、 京税理士協同組合執行部に書面で 事の公平化、 東京税理士会の有志理事としては 任以来決して明朗とはいい難い。 経理の公開、剰余金 回答を書面でも

の申し入れを撤回する用意があり

来る状態で選出されたときは、こ

全国税理士共栄会会長が、信頼出

役員選任規制にのっとり

理内容等幾多の疑問事項に対して の関係について、運営、人事、 下東税協という)、東京税理士会 という)と東京税理士協同組合(以 -ビス、 日税ビジネスサービスと (以下東京会という) 及び日税サ 全国税理士共栄会(以下共栄会 経 10 9

東京税理士会常務理事

登

東税協常務理事

として、左の別添(写)

東京税理士同組合

堪事長 波多野重雄殿

展をしたのは、役員の努力は認め 有志としては協同組合が今日の発 よとの要望があり、東京会の理事 多くの会員から真実の姿を解明せ 12 11 共栄会の最高責任者に理事会 の方策はどうか。 東京会と東税協の会員の一致

これは法人税基本通達15-1-27

事業に関する通達)にいう請負業

、公益法人等人格なき社団の収益

執行部任命らしい。 ないかといわれており、 されているのは麹町支部だけでは

他は発ど

しかも協同組合系役員は多額の

る。

料が集まり、

東税協共栄会

埋事長 波多野重雄殿

全国税理士共栄会

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

会長 入

天野

良雄

昭和五十七年六月十五日付の申

下記のとおり申して

申

讏

知らせる義務があると考えられる 理士会と協同組合とは別団体であ の会員の協力があったからで、税 るとか、組織する会員が異なると るが、これを育ててきたのは多く かの論はあっても、実体を会員に ること。

共栄会を中心とした各組織体 との保険業務に関する特約の 凹答は実現しなかった。この際、

考えられますので、その実行を 行となるばかりでなく、不法な 由に基づかない受託業務の不履 行為につながるおそれがあると ので、次の事項の疑問点を解明の

8 日税サービス、日税ビジネス 又、手数料の配分は適正か。 保険料は高いのではないか、 共栄会の現在の資産の帰属は

共栄会、東税協の運営、 をされたい。 共栄会、東税協の常務以上の 日税連で現在進めているとの サービスの業務内容はどうか 給与、日当等のリストの公表 行するのか、別組織かどうか 財団法人は共栄会の機能を移 経理

会に特別委員会を設置したら 人事につき見直しのため東京 税理士共栄会は集金業務であって 代理業務ではないということで、

との納税問題については、全国

で選出されているものではない。

を貫いて全国の信頼を回復するか

ということである。同共栄会は、

はっきり支部から推薦されて選出

今後とも監視を継続

どうか。 に出席して説明を要請したら 個人 に入り従来無税であったから過年 度分は当然問われないわけだが、

今回の一件落着を機会に、

不当ではないのかもしれないけれ 給され東京会とは組織が違うから 執務手当、高額の旅費手当等が支 固定給が支給されており、その他

ども、

東京会の役員は無報酬であ

るだけに、割切れない感情はどう

しても残る。「論功行賞」との関連

れた事項は質問を省く。以上」 体を説明して貰うということを貫 く。その結果はあらためて協議す 攻撃的立場でなく会員のために実 いて執行部から質問前に説明がさ 但し、七月二十日の理事会にお 以上につき質問を行うが、 組合全体の人事が、 織本執行部に期待されるところで 正運動の論功行賞になっているの 民主的に運営され直されることが ある。 問題はこれまでの不明朗な管理に 先ず人事の公平化の問題。協同

則産目

波多野氏の理事長就

3

共栄会の収支計算書、 の流れを説明されたい。

会長らの答弁であった。これに対 のが、波多野会長、桑原、服部副 京会とは組織が違うから、東京会 の理事会で論ずべきでないという るわけであり、いずれにしてもこ はずと言われている。東京会執行 とは協同組合の問題であって、東 部は累績十億円は日税連に寄託す 5項の資産の数字は五十億円近い たとえば前掲質問書における第

字は出されなかった。 保険業務に関する特約の関連を示 した表(別掲)は配られたが、

Ļ 基本的な方向づけは当然理事 その答弁のなかで、共栄会の税金

数

は口頭でも続出した。その答弁は 会で論議されるべきであるとの理 主として桑原氏が当たっていたが 事有志の理論は光彩を放ち、質問

東京税理士協同組合 東税協共栄会 (保険代理店) 運 (事務代行社) 日税サ ービス 力 '営' 株)日税ビジネスサービス 設 立 資 本 金 派遣監査役 昭和49年5月 4,800万円 伊部 博 (常務理事) 事 事 務 務

委 委

全国税理士共栄会

設立 昭和49年11月11日

昭和47年3月 600万円 山根 徹 (常務理事)

と話がついたとの言明があった。 は本年から申告されること。過年 度分は問われないことに税務当局 | 理士協同組合の七十五万人会員と もさることながら、このような組いう真似はできない。役員の努力 真摯な勧誘アプローチの然らしめ 関与先も獲得し得たわけで、 税理士の職業を通じて 全国会員の努力のた

相撲をとっているようなもので、 はあるまいか。いわば他人の金で 経ずして累績百億円に達するので 支払うから、それが毎月継続回転 いう会社は他にはないであろう。 うというもので、おそらく何年も 保険業務を中心に一千億円に及ぶ 金にすれば少なからぬ妙味もあろ 円が滞留している。これを定期預 ターン・コミッションは膨大であ 金を動かしており、これに伴うリ しており、共栄会には常に九十億 たとえば毎月二十五日に保険 保険会社に翌月末に 会員は賢明な監視を怠ってはなる されたわけである。 年に天野氏の理事長のもとに設立 のであるが、今にして諸悪の根源 年くらいの間に急成長を遂げたも たもので、前述したように四十九 児玉氏らを擁して具体的緒につい との関連において今後どのような 支店長だった山口氏や本郷支部の 利氏の発案で芽をふき、三菱銀行 つて前田幸蔵、斎藤清秀、 いわばこと八 、岩崎守

費」するようなことがあってはな らないゆえんである。 思えば、税理士協同組合は、 仮にも役員が「自慢」したり「濫 その かくれんぼくんφ / ニチバンメンディングテープ/ドラフティングテープ 8665-707 8³⁶ *** USET-78/2 ニチバンナンディングテープ

アセテート教養テープ 貼るとテーブが消え、字が サくれんぽくん。 書ける補修用テーブ。ノートや本の補修など、学校や (学童用) こ家庭で手軽に使えます。

品番 サイズ KK-12D 12mm×8m KK-18D 18mm×6.3m



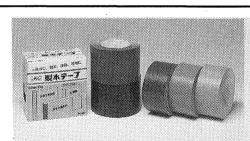
ニャバンナンディングテーフ

学童用と同一規格の小型カッターつきと、 スマートなデザインの中型カッターつき 中型は30m巻の補充用テーブが簡単にセ ットできます。

MD-12SD 12m×8m MD-18SD 18m×6,3m MD-12D 12m×20m MD-18D 18m×13m 中型カッターつき

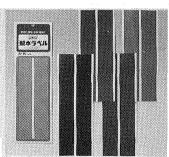
❸ ニチバン株式会社

東京支店:〒103 東京都中央区日本橋本町2-2小津ビル TEL(03)666-3101代 社:〒102 東京都千代田区九段南2丁目2番4号 TEL(03)263-0151(大代表)



製水テ (ペーパークロス) ニチバンの製本テープは仕様書や女集などの 簡易製本、本やノートの補強・補修に便利な 新製品です。耐候性・耐老化性にすぐれた粘着 剤を使用していますので長期間変質しません

●色=黒・赤・紺・黄・緑



製本ラベル ベーバークロス) BK-B5 35m×268m BK-A4 35m×308m

製本ラベルは、製本テーブ を予め一定の長さにカッテ ご家庭など少量使用の方に ●色=黒・赤・紺・夏・緑 おすすめします。

札 幌 支 店:〒060 札幌市中央区北5条西6-2 札通ビル

仙 台 支 店: 〒983 仙台市幸町3-11-3 第1小西ビル 大 宮 支 店: 〒330 大宮市宮原町3-147 新潟出張所: 〒950 新潟市米山35 九信ビル 横 浜 支 店: 〒221 横浜市神奈川区金港町3-3 第9大塚ビル 名古屋支店:〒460 名古屋市中区栄5-26-39 タカシマ名古屋ビル

金 沢 支 店:〒920 金沢市問屋町1-93 京 都 支 店:〒601 京都市南区唐橋川久保町29 大佐ビル 大阪支店:〒541 大阪市東区道修町2-19-1 山口ビル 神 戸 支 店:〒650 神戸市中央区北長狭通4-7-32 兵庫県コム会館 ☎(078)392-1206代

本 島 支 店:〒733 広島市西区観音本町2-7-21 兼光ビル高 松 支 店:〒760 高松市中央町17-26 福 岡 支 店: 〒810 福岡市中央区薬院2-17-22

☎(011)231-2310代划 **な**(0222)97-2155代) ☎(0486)66-7495(ff)

☎(045)453-3151代) ☎(052)261-1441(ft) ☎(0762)38-0801(ft) ☎(075)681-1781(ft) ☎(06) 203-5631代 ☎(0822)91-7497代♥ ☎(0878)61-8661代♥

☎(092)771-4852(代)

結局、①税務上の実際の収入金額

ガル・テストとはいい切れなかっ

て、次の点を指摘しておく。

による収益計上基準の内容とし

ついて、上記の収益計上基準がそ

達の内容も、厳密な意味でのリー

それが税法上の原則であるとされ

定主義」の内容は、曖昧で、また

準が、「権利確定主義」であるとす 計上時期について、その原則的基

の点は、「実現主義」(「引渡基 である。ところが、右の「内容」

て広く行われている。しかしその

点と密接に関連して、「形式」の面

などの示す基準が満たされた時点 わち、前述した忠・山田・渡辺氏

「課税適状」に達した段階、すな

として通達も整備され、一方その 準」)に途を譲り、そのようなもの ったその理由の説明などは、繰り

所得税・法人税の収入金額の

主義」の本質と考えられていたの

こでは、大体結論だけを述べ、若 本稿のしめくくりとする。 なおこ

十の補足を除いて、これまでに行

いるか、のいずれかであろう。

た実際の税務の内容も、「発生主

性」と「客観性」とを備えるに至

負債の変動が、会計記録上での認

企業会計の方法によって計算され

を加味することが必要である。 てやむを得ない「便宜性」の要素 るか、あるいは②税法の解釈とし

計上基準の説明としてなされてい

筆者の見解を述べ、随時その取り

まとめも行ってきた。したがって、

れまでに述べてきたもの以上

協

Ħ. 括

- 時期の問題について、まず税法 てそのような結論を導き出すこと また②の点についても、税法上の 具体的根拠を欠き、また解釈とし

この前者の、法的基準という点が 移転基準」を主要な柱とするもの であったこと、内容的には一少な 的な面としてそれが法的基準(リ であったこと、の二点であった。 ーガル・テスト)を意図したもの ではなく、その会計基準が、一般 なった個々の取引事実がリーガル することを考えると、そこで要請 ・テストに合致しているかどうか ーガル・テストではなく、会計上 えるとき、「権利確定」的なアプロ

要はなく、その基準自体のメリッ 的に行うことが可能であると考え 各種の観点から、総合的に、客観 (合理性) の点で評価されるべ

さらにより一般的にいうと、税

法人税を通じて納税者による

計処理とそれに基づく税務申告を の内容と一致しないものがある もし納税者がその基準に従った会 け入れられる、という意味をもつ したときは、税務執行上それが受 ⑥国税庁通達に定める基準は、 税法上の基準として、大体 ので、やはり納税者として一定の

的な収入金額計上基準と考えられ

№をその確認的な根拠と考えても うよりは、「権利確定」の方が、基 許される場合が少なくない。 ことが多い。そして「実現」とい 適用を条件に一定の範囲の選択を | 準としての具体性をもつ。そこで ③「実現主義」における「実現」

④「企業会計原則」 などの定め 個別業界における合理的な

によることとなる。この点は、商 請と考えられるからである。 は不動産のときは、「登記基準」) 般に共通する「実現主義」の要

合理的な基準の選択は許されると

の中で、「実現」の具体的な姿を考 企業会計の「実現主義」の枠組み 計上基準が定められることも、当 海完了基準」)。 然にあり得る(例、海運業の「航

て、その収入金額計上基準を判断 得税固有の他の各種所得について すべきことは、もちろんであるが かる特有の事情を合理的に考慮し にも同様に当てはまる。そして所

は、譲渡・山林所得の収入金額の 計上基準は、当然「財産権移転基 について、次の点が注意される。 成されなければならない。この点 の基準との間の平仄を考え、全体 ①以上のような立場に立つとき

> は若い時の、中年の時は中年 いつもという意味で、若い時

う。上っていないと良い芸は も上りますということをい手が、舞台にでるときにいつ の」という言葉とはつながり けでは「時々の」とか「老後 ふうに解されている。 たしか にそうだが、この場合それだ よくベテランの俳優とか歌 すますということをい

ても老けて魅力的ではない人

即ち、初初しい心である。初初 いとは純な気持ちであっ あろうか。

て、物事に励んで精進してい

個別ケースにおける合理的な収益 唯一の収益計上基準ではない。 もちろん「実現主義」だけが

四○○ないし回に述べた点は、個

い。この頃は文章と云えば黙 は声を出して音読するとよ 言葉である。このような文章

世阿弥の花伝書に出てくる

る姿で、怠け心とは反対の意

したい。 めに思いたった時の心という にくい。是非音読をおすすめ 受ける感じがなかなか伝わり で、その言葉のリズムや体で さて「初心」というと、はじ 初しさをもっている人と若く った局面の精進をすべきだと には関係なく年をとっても初 力がなくなる。たしかに年齢 あり、常にその時その時の違 人間初初しさを失っては魅

のさらに発生主義会計におい | ての貸付金利子収入、不動産所得 妥当と考えられる場合があるだろ 実態によって、継続記帳を条件に などについても、当該個人事業の

帳を前提に、「事業」としての基準 については、その帳簿への継続記 得、不動産所得等があり、これら

または②の「支払期基準」の選択

として捉えたように、個人のこの 種の所得にとって合理的なひとつ

至らない、「業務」と呼ばれる雑所

主義」の結果と考える必要はない。

③個人所得には、事業とまでに

な基準の存在も、別に「権利確定 たところと同様である。 このよう

ての、現行の所得税通達の内容は、

大体妥当なものになっていると考

準として、「権利確定」的アプロー 定主義」に基づく基準であると考 得税通達のようにこれを「権利確 の収入金額計上基準であり、 おける「実現」の内容として述べ チが有益な場合は、いろいろあり、 配当所得その他収入金額計上基

命には終りあり。

老後の初心忘るべからず。時々の初心忘るべからず。 是非初心忘るべからず。

ボンドアロンアルフアペン型瞬間は、手につかない安全容器入りの瞬間強力接 着剤です。特殊構造のノスルを使用していますから、接着剤の出すぎや ぼた落ち などの心配もありません。ゴム・金属・プラスチック・陶器など、多くの素材を接着 しますから、ご家庭で、手軽にお使いいただけます。お子様や女性にも、安心して お使いいただける瞬間強力接着剤です。

百貨店、スーパー、文具店、金物店等にあります。何卒御用命ください。

コニシ株式会社 本社ボンド部 大阪市東区平野町2-10(平和ビル) 〒541 TEL 06(228)2970 東京支店 / 東京都中央区日本橋室町4-5(近三ビル) 〒103 TEL 03(245)6952

札幌営業所/札幌市中央区北四条東1丁目 〒060 仙台営業所 / 仙台市卸町 1-6-15(卸町セントラルビル) 〒983 TEL 0222 (95) 3178 新潟営業所/新潟市平島1301(中野プラザ302) 〒950-21 静岡堂業所/静岡市本通り8-46 〒420 名古屋支店 / 名古屋市西区菊井2-6-5 〒45

TEL 011 (261) 2521 TEL 0252 (31) 5577 TEL 0542 (55) 5131 TEL 052 (563) 6171

金沢営業所 / 金沢市長土塀2-14-17 〒920 高松営業所/高松市上福岡町704-1(池添ビル) 〒760 岡山営業所/岡山市幸町9-21(藤田ビル) 〒700 広島営業所/広島市西区上天満町3-14(渋谷ビル) 〒733 福 岡 支 店 / 福岡市南区清水3-24-19 〒815

TEL 0762 (23) 1565 TEL 0878 (35) 2020 TEL 082 (294) 8811 TEL 092 (551) 1761

念がなく、回答者の記憶によると、 費となっており資産損失という概 益法に属し、総収入金額―必要経 そも所得税法の所得計算構造は損 する複雑なものであります。 条第五一条、第六九条等々に関連

> で文書にて質問内容をご送付 問がありましたら、編集局ま

奮ってご投稿下さい。

質

問

厑

疑

第

生じた純損失の金額のうち、

税

務

<三貢より続く>

の間で調整を図る必要があるとこ 要である。また、新法人税通達と 合理的なフレキシビリティーが必 えられるが、もちろん税務執行上、 ⑤以上のような個人の収入金額

得における「実現主義」の考え方一 計上基準全体の枠組みは、事業所

名称は、その名称自体によってい うに思われる。「権利確定主義」の 義」の名称で統一した方がよいよ としてどちらかといえば「実現主 これまでの例であるからである。 ろいろのゆがみを生んだことが、 そして所得税法の「収入すべき

料館で収蔵品の充実をはかって

最近は、各地にできている史

印紙税について

なっているためなのか、ちょっ いるせいか、手放す人が少なく

が中軸となり、またその点で法人 | 上のような枠組みをもつ収入金額 忠氏のいわれるように「発生主義 支障もない。その本来の意味は、計上基準として解釈するのに何の のように特有の内容をもつものと の発想と同根であったのであろう から、旧通達の「権利確定主義」 して解釈する方が、不自然なとと

のそれと連結しているので、全体 ろがあったものといえよう。

一金額」(三六1)という表現は、以

な卸資産被災 損失は必要経費か

縦又は山林所得金額の計算上控除 るところにより、当該申告書に係 るものがあるときは、政令で定め 各年において生じた次に掲げる損 の前年以前三年内の各年において 壁の損失の金額」とあるが、二号 る年分の総所得金額、退職所得金 矢の金額に係るもので政令で定め 9る。—(省略)—被災事業用資 所得税法第七十条二項は「確定 考えておいでかなどと誠に国税当 れるから特別の規定を要しないと 期末在高が減少すれば自動的に売 価を計算するから、 御資産の期末在高をもって売上原 す。強いて憶測すると、会計上たな は、何故かと考える習慣がありま 認会計士たる税理士のわが会員 足りるとしているようですが、公 識として持っておれば職能として のまま受け止めてその形だけを知 上原価という必要経費に算入さ 般的に税理士さんは税法規定をそ 関連の深いたな卸資産が除外され す。この五一条に何故事業所得に うか)かが問題でありまして、一 算入規定が新設された筈でありま 用固定資産の災害損失の必費経費 以後数年にして、第五一条の事業 ている(回答者の読み違いでしょ 被災によって 解答を締め括ります。 が改正されればお互にすっきりし ませんから、そのように所得税法 ますネ、というつぶやきをもって

(公認会計士 士 長 田 邦 稲

兵庫県令神田孝

はる方法を考案し、これを郵政

短期間で世界各国に広 収入印紙もこの辺

-チャンス≫

る。ダンディー市の書店兼印刷

イギリスでは一緒になってい

収入印紙は切手とは違うが、

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

的に成立しえないと考えられます

回

答

原稿募集のお願い!

第二条二五号第三七

したので、

税務についての質

なお、随筆・会員の声等の

「税務疑応答」欄を設けま |ユース「第一税協」紙面

たします。

下さい。当紙面にてお応えい

条文がないので、この条文は物理

には、必要経費に算入するという

のうち被災たな卸資産損失につい

局を愚弄するような無礼千万な話

になります。最近商法第二八七条

日本公認会計士協会々報論文集No

ると思いがけないものを見つけ な気がする。それでもどうかす ることが少なくなっているよう

を図る関係上、改正後は限定列 であったが、課税範囲の明確化 十二年の改正前は包括網羅主義 る。課税物件についても昭和四

先日、関西のある都市の駅の

方法について、現在は印紙貼用

挙主義に改められている。 納付

による納税を原則としながら、

ろに納まってしまっていて、

古

近改正を経て現在に至ってい

とした資料もどこか納まるとこ

の全文改正、昭和五十七年の最

に度々改正され、昭和四十二年

年に印紙税法が定められ、

書店の店先では以前に比べて見

算入するという規定が設けられる 項目と把握して、特に必要経費に は一介の職業会計人の意見に過ぎ べきであると思います。但しこれ って、損益計算書上の独立した一 経費に算入させるなどは誤りであ る資産価値の滅失であり、近代企 てからが、経営目的の犠牲として おられます。必要経費の経費にし 学者方が今更のように大騒ぎして は違うのか同じかなどと偉い会計 すので、被災損失を自動的に必要 格に区別されるべきものと考えま 費用と損失は異質のものであり厳 果の測定にあることを考えれば、 業会計の主要課題は期間の経営成 費消された財貨用役の価値であ 解注一八修正に関連し費用と損失 寧ろ経営者の意に反し発生す 損失とは経営目的に係わりな 取楊不相成候事 後日ノ証拠ト可致品ニ付テハ自 右印紙無之分ハ後日訴出候トモ 本年六月一日ヨリ以後ノ證書ニ 面ニ印紙ヲ貼シ取引可致依テ八 今別紙規則ノ通リ相心得各其書 民互ニ諸證文手形類書附類ヲ以 第五十六号 ら、印紙税についての、 地下街で、古書市が開かれてい 入書入為替請負諸約定等凡ソ人 きの全文を次にしるしてみよ た。通りがかりにのぞいて見た

金子受取金銀貸借地所売買質

当県七十三号

煩をいとわず、そのたつしが

たつし

明治六年二月十七日 太政官 売捌可申事 右之通被 仰出候間管内無洩 各府県管下適宜ノ場ニ於テ為 相達スル者也

平明治六年三月 のぞ、 革を持っているが、わが国の印 きであることがわかる。それに って、同年六月から施行された 証文印紙貼用心得方規則」によ 紙税は明治六年二月の「受取諸 印紙税は世界各国とも古い沿 これはその時のたつしが 行され、 証紙の時にも同じ様な方法が採 リスで世界最初の動物切手が発 තු 用されたものと思われるのであ に原点があり、後に取引高税の まったので、 長官が採用、一八四〇年にイギ

後日訴えでても取りあげること はできない、つまり法律的効果

紀 理 士

≪シャッタ

コードNo.0351 B5レター #7400 2種 @250・120 入数20・20 セット価格¥7,400

≪ウッディメイト≫

但印紙ハ大蔵省ヨリ可相渡候

押なつの方法については意外に

委任状に対する特別な方法が認

められているが、このうち税印

る方法、予貯金通帳についての

一括納付の方法、株主総会等の

納付で納付される書式表示によ ついて、事前の承認と事後申告 の日に多量に作成されるものに 毎月継続して作成されるか特定 おいても明らかにされており、

されていたのである。 古くからその制度ができて実行

ゆるやかな5月の丘をのぼって ほら ぼくたちの森が見えてきた。







コードNo.0350 パックレター # 9000 3種 @ 300 入数30 セツト価格¥9,000 カートン入数4 《グラスハウス》

どこまでもどこまでも透き通った大自然

ここはGLASSの小部屋

コードNo.0348 バックレタ #9000 3種/@300 入数30 セツト価格¥9,000 カートン入数

GA-21010-1 ¥100@ 35#5

ファ

つを受ける方法、株券、 付計器を使用して納付印の押な ける方法、同様にして印紙税納 金額に相当する現金を納めて受 それ以外に、税印押なつをその

物品切

手のように様式または形式が同

で、その作成の事実が後日に



コードNo.0772 パックレター #9000 3種 @300 入数30 セット価格¥9,000 カートン入数4

コードNo.0773 B5ノ-#6000 3種 @100 入数60 セツト価格¥6,000



おもちゃはみんなの人気者。 ートーイの世界へみんなおいでよ。





毎月23日は〈ふみの日〉です。レターをかきましょう。



< 21 >



われらの心がゆれている… 平和の鳥ハトが手紙を運

TEL (06) 761-5123 札幌・東京・名古屋・広島・福岡

ORIGAMI



GARFIELD Characters: C1978 United Feature Syndicate, Inc.













TEL 03-882-8161# TEL 052-773-8551 TEL 011-731-2685

東洋紙工株式会社

社 〒120 東京都足立区柳原 1 -35-4 大阪営業所 〒581 大阪府八尾市新家町1 - 15-3 名古屋営業所 〒465 名古屋市名東区猪高町猪子石姥ヶ谷4番地3 札 幌 営 業 所 〒001 札幌市北区新琴似 5 条 1 - 1 - 5

税債務を確定させることになる。

納税者による事実認定と租税

II、推計課税拡大の問題点

申告納税制度見直しの問題点

今回の規定等整備が推計課税

計課税が普遍化し、これが租税制

税制度の下例外中の例外である推

申告制が創設された後、第一の指

ころである。

特に推計課税に係る訴訟におい

させた。もっと極端にこれが

て、学説の多くも支持していると 著「税務訴訟の理論と実務」)とし

欲と自立の精神を失わせ、さ

いつのまにか、人々に働く意 た、弱者救済の精神をはなれ、

らには国家財政の負担を増大

第二には、記帳義務制と総収入

摘が加わることによって、 申告納

度の中心的位置を占める危険性が

も立証する責任があり、

局は推計課税することの合理性を ては、訴訟法の原理に則り課税当

出てくること。

(税理士による税務

拡大の誘因となるものではないか

ということである。

「国民の行政への参加」が認め

制度の発展にいかなる影響を与え

礎を破壊しかねないこと。 の根源となり、申告納税制度の基

記の趣旨から、これらが申告納税

るか、といった観点からの検討と

の整備等を骨子としているが、上 の義務化ほか推計課税、挙証責任 制度見直し案は、自営業者の記帳

れるが、今回の推計課税規定の整 判断は、税務官庁の裁量に委ねら た場合の完全記帳、不完全記帳の

訟に関していうと被告税務官庁が

い」とし、この考え方は「取消訴 証責任を負うことはいうまでもな

にあったものだ。

備はこの権限の大幅な強化、拡大

きものと考えられる」(山田二郎

主張責任及び立証責任を負担すべ 処分の適法であることについての

れる。

しかし、

くと社会福祉の充実がさけば

今般、提示されている申告納税

したがって税務官庁と納税者と

対して推計課税が認められている

現行法においては白色甲告者に

租税の根拠については従来から

定する租税法律主義は、課税要件

調査会の提言並びに大蔵省の見直

しかるに今般の第二次臨時行政

| れを納税者の負担において実現し

ようとしている点に問題が伏在し

治論

問題点

このことは「憲法第八四条に規

意的徴税を排除し、国民の財産的 を決定することにより行政庁の恣

確化がなされると、税務官庁の裁

法制化、推計課税の根拠の法的明

し案に掲げられている記帳義務の

ている。

量権行使が容易となる結果、次の

ている。

任は、課税当局が負うこととされ

現在、税務訴訟における挙証責

ような理由から推計課税が拡大な

いし普遍化することが懸念され

和3年3月3日)は、「所得の存否

これに関する最高裁の見解(昭

及びその金額について決定庁が立

の比較論はなかなか面白い。

申告納税制度の意義

★一局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

導く危険性があるといえよう。

外とされているものである。

の明確化が意図されているが、

ح

で、これは訴訟法の鉄則でもある。

る税務官庁側が負うべきが 当然 証責任は租税債務の存在を主張す

に寄与していくのだが、

暫く

まるべきである」とする千葉地裁 税額の確定はあくまで例外にとど

Ⅲ、挙証責任の転換の問題点

いることを指摘せざるを得ない。

したがって税務訴訟における挙

る。最初はその時代にあって

を直視する目を養いたい。

もっと何が正しいかの社会

めることは申告納税制度を崩壊に

正常化をはかる

制度の下では、税務行政庁の介入 の信頼関係に基礎をおく申告納税

は納税者の事実認定や法の解釈適

署長の更正・決定による課税は例

は、「申告納税制度の下では税務

せる虞があり、また新聞紙上の報

ついての争いであるから、これの 得金額ひいては租税債務の存否に

これの法的位置づけについて

制度の発展、

育成に障害を生じさ

推計課税規定の整備は、申告納税

したがって、上記問題点をもつ

がはめられているといえよう。

そもそも税務訴訟の内容は、所

の例外性は立証責任の面からも枠

すことになる。

り、国家財政は破たんをきた

でむしばまれていくことにな すすむと健康で正常な人間ま

外であるうえに、所得課税は実額

る点など、

税が拡大されるやに伝えられてい 道によれば青色申告にまで推計課

在確認訴訟に類似するものと考え 性質は民事訴訟における債務不存

義という風に時とともに論理

衆のためにと主張する社会主

主張する資本主義、もっと大

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

用等にルール違反があった場合に

補完的に行われるのであって、租



このような根拠と国民主権主義

を意味するものである。 甲告納税制度の理念に反すること るまでもなく、推計課税の拡大は 判決(昭和三七年五月)を想起す めのものである」とした東京地裁 利益が侵害されないようにするた

る。

第一に、記帳義務が法制化され

発 行 一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-郵便番号 113 公認会計士会館ビル 電話 (816) 3346 発行人 岡崎寿士 (1部 100円) 編集人 岡田一馬 (年極 1,000円) 会員の購読料は会費に含む

目 次

今秋、大きな問題となる か/申告納税制度見直し 問題、 迷語録

合うか、日本の風土にん 欧州税理士制度視察団帰 る、税の歴史から(22)

連合会に提出される。 は 議論が吹き上がってきた。 九月十 5出されてから、 業界では 俄然、 推計課税の根拠の法的明確化が打 し日の東京税理士会理事会におい 論の問題点」なる決議文を採択 日税連としては、臨調や当局の一あろうか。税務当局の裁量に納税一 波多野会長名で日本税理士会 別掲の「申告納税制度見直

記帳の不得手な納税者はどうする ないところに申告はない。しかし ても切れないものであり、記帳の 意向を表明しており、今回の場合 か。青色申告にもそれは及ぶので していると見られている。 は多数の税理士会員の危惧を代表 一応間接的な表現ながら、反対の 申告納税制度と記帳義務は切っ

ポイントとなりそうである。

見直し論に、記帳義務の法制化、 提言並びに大蔵省の申告納税制度 過般、第二次臨時行政調査会の 税理士会は、別掲に見られる通り

はどうあるべきか、今秋の最大の

問題も整備されていないし、代理 を納税者に転嫁するのが法的にい 告納税制度、記帳義務、推計課税 人の権利も担保されていない。甲 合理的な推計の名の下に拳証責任 となる可能性がある。かと言って 反証できなければ推計課税の拡大 いか悪いか。質問検査権に関する

もう一つ問題は、共産党が記帳一の根幹を崩してはならない。

| 理士会はそこまでは言っていない て納税者いじめになるとしており あり方に複雑な影を投げかけてい 今後の東京税理士会の反対運動の 民商弾圧かと、かつての助言義務 長となり、ペナルティも強化され る。いずれにしても申告納税制度 けれども、危機感は同様であり、 以上に神経をとがらせている。税

見解に賛成の模様であるが、東京一者はおいそれとは反証できない。 | 義務の法制化に強く反対している

ことである。 それは推計課税の助

IV、 ひすび し得ないところである。

以上のように重要な問題点をはら 今般の申告納税制度見直しは、

害されるような制度的後退は看過 原理を変革し、納税者の権利が侵 税務訴訟の分野において訴訟法の 制度を健全に機能させるためには

租税民主化を表現する申告納税

一であって、国民主権の税法的表現 推計課税の拡大や挙証責任の転換 が問題とされるのは、その実態が させる契機ともなりかねないから といった形で申告納税制度を改変 今日、申告納税制度の見直し論

うな所得把握不均衡の事実はなか 2月)によると、言われているよ 行に関する実態調査」 (昭和57年 ったと報告されている。

とのことは、クロヨン論議から

ているが、過般の国税庁「税の執

ロヨン」論議との関連で議論され

ニッカウ井スキー ODera

んでいるに拘わらず、いわゆる「ク 「ヨーロッパに社会福祉 とイデオロギーが浸透 して社会がおかしくな はないことを示している。 として導入された民主的な申告納 ことは、必ずしも当を得たもので 甲告納税制度の見直しを指向する <二頁へ続く>

った

ポール・ボネ

の国ニッポン」「ムッシュ・ ポール・ボネ氏は「不思議

すると古色蒼然としてしま

を出している。フランス人か ボネのニッポン日記」とかダ 冒頭にかかげた言葉もその中 ら見た日本人とフランス人と イヤモンド社から数冊単行本 たしかに社会が成熟してい きているもので、飲む、打つ、 である。それが民族や国家の 買うではないが、酒と女とお レベルになると、国家権力や 金が欲しい上に怠けたい。 とは適当な理屈をつけるだけ 人はもともと手前勝手にで

ギー的正義を押し出す。 ひとり歩きしだしたイデオロ 武力で圧力をかけ、イデオロ ギーぐらい危険なものはな 従って、利害打算を超えて 、ベトナム、パレスチナ紛

ヨーロッパだけではない。 現 あげればきりがない。 社会福祉とイデオロギーが イライラ戦争、等々数え

云いたいほうだいの社会福祉 と思われる。 でつぶれかけたのではないか 変なイデオロギーと従業員の たいな公共企業体をみると、 象があらわれている。国鉄み に日本だって大分おかしな現

テスタント、さらには自由を

は、カトリックに対するプロ

又、イデオロギーに関して

、生にも、琥珀色にも

うまいウイスキーは、一朝一夕には生まれません。 確かな理念のもと、手間をかけひまをかけ、心をこめて つくりあげてこそ、うまいウイスキーは誕生します。 -パーニッカ。人生のドラマを味わうように、琥珀色の ドラマをご賞味ください。

SUPER NIKKA

3200円(標準小売価格)

◎オランダ税理士法制定の経緯✓

について」に対する質問事項は、

講演「税理士の代理業務の実態

名称独占、呼称権を選択した経緯

税理士の業務範囲/オランダ税

税理士と国税庁との関係

営の実態(税理士と依頼人との間

試験制度/研修制度/事務所経

問たる会計士等の役割」に対する

義務が規定されているが、 価値税には全納税者に対し記帳の

このほ

ちどの位のものが伸長か、30伸長

講演「税務調査の実態と企業顧

事例をあげて/租税一般法、付加 に至る間の会計士の役割を具体的

されていると聞くが、①伸長の理

由は、②納税申告すべきもののう

第

と

て帰って来た。

のような改変は余りにも大きなも 税制度を維持する立場からは、こ

や企業会計の適正な慣行に基づい めにその記帳能力等に応じ、商法

の便宜のために創設されてはなら 民的立場から検討されるべきであ 重な負担にならないかといった国 されているが、これも納税者の過 推計課税や挙証責任の転換

昭和四十一年税調答申は、「本 企業における取引等の帳簿記

録は、企業ないし事業の経営のた一きであることを指摘してきた。 企業会計の適正な慣行に基づくべ 題点を、又記帳については商法、 考えられる。 在においても変るところはないと 益の計算が妨げられてはならな よる記帳強制により適正な企業利 い」としているが、この認識は現 て行われるべきであって、税法に から推計課税並びに挙証責任の問 以上、申告納税制度擁護の立場

されるものである。

重することがなにより先決と思料

一税者に対する継続記帳指導など諸 計慣行普及のため、特に小企業納 法制化する前に、今後も適正な会 したがって税法上、記帳義務を

みると、上記税調答申の主旨に沿 った企業の自主的な記帳慣行を尊 とであるが、これの義務化につい 告が過半数に及んでいることを省 要性はいまさら言うまでもないこ ては、現在、個人において青色申 申告納税制度にとって記帳の重

(注2) 聴聞手続の法制化 (注1) 質問検査権の行使に関 する手続規定の整備

施策を一層積極的に推進すべきで ある。

頼を基礎とする申告納税制度を、 ところである。 て、税務行政における適正手続 税務執行面から補完するものとし (注) の確立が急務と考えられる 同時に税務官庁と納税者との信

欧州税理士制度視察団帰る の風土に

II、税理士賠償責任保険の実態に 日本の風土に合うかどうかという ついてヨーロッパはどうなってい 雄団長)が、所期の目的を果たし 会の「税理士制度四十周年記念欧 を是正するものであるか、それに 務の法制化は果たして税の不公平 州税理士制度視察団」(波多 野 重 九月十一日までに及ぶ東京税理士 ものであった。調査テーマは、 ようなことを調査するのが、主な っているか。ヨーロッパのそれが るのか。また、推計課税はどうな 今回の視察団の目的は、記帳義 昭和五十七年八月二十八日から 税理士の代理業務の実態につ 記帳義務の実態について プライバシー侵害になるようなこ 務調査を行うことができる調査官 の人員の配置は。特に全職員中税 とすれば何%位か/一つの税務署 何%位か。フォルフェを採用して れるのは全企業、商店、自由業者中 査官は答えるか/税務調査が行わ 企業側が調査理由を求めた場合調 の開示は行われるのか。立会人や 会人は/調査をするに至った理由 置けるか。商店や企業における立 位あるか/税務調査の際立会人を れは悪質な脱税犯調査だけか。ま 知をしない場合があるとしたらそ 知の実施状況は何%位か/事前通 ◎税務調査における調査の事前通 いる事業者に対する調査は。ある たその調査を行う部署、年間何件 は何人いるか/税務調査において

の事務負担は/税務調査が行われ はどのようなものか。提出しなか 法律に基ずき提出させられる資料 務づけられているが、一般企業が 具体例と根拠法は/資料提出が義 などに対して行政処分が行われる 企業などの顧問をしている会計士 とが行われるか。行われるとすれ った場合、罰則の具体例は。企業 大な脱税が発見された場合、その ば調査対象者の承諾をとるか/重 たもののうち、申告是認、修正申 ことがあるか。 あるとすればその るもの、3経済相談並びにその他 員は何名か。そのうち資格をもっ 意し、<西ドイツ税理士事務所で 的に行われない税務申告の作成、 の他(税務異議の申し立て、税務 収入のうち(1)記帳義務に関するも ◎税理士を開業されて何年か/職 の質問事項〉は 項」、「ドイツ手工業会議所」を用 税務官庁及び裁判所における代 刑事事件に関するもの、毎年定期 の利益の代理に関するもの、少そ の、2)税務代理、税務相談に関す ている人は何名か。給与水準は/ このほか「手工業者への質問事

質問を展開してきている。

れぞれ次のように具体的な調査・

オランダ等の国々につき、そ

の三つとし、西ドイツ、フラン

<オランダにおける調査・質問事

計課税の具体的事案は/フェルフ 律及び記帳義務に違反した場合の 士など専門家が給与所得者の申告 帳及び資料保存義務の実態は/給 のか/記帳義務を課せられていな の場合売上は何によって把握する フェ制度は売上基準によってこれ 例。記帳が完全でない場合推定に ったものに対する具体的な罰則事 罰則規定は/記帳義務を果さなか に関与することがあるか。等。 得者には不正申告はないか。会計 が適用されるか否かが決まるがこ ェ制度と記帳義務の関係。フェル よって課税する方法に至るか。推 与所得者の申告の現状は。給与所 いものがいるか。給与所得者の記 終結話し合い、②異議申立て、③ ころに苦労するか、3勘定真実性 現在税理士にとって何が一番問題 連絡するか。納税者が不満をのべ 外の者に情報供与を求める場合 官庁は調査の場合、その納税者以 取の場合の税理士の任務、15財務 異議申立ての場合の再審査、仏不 について、41記帳義務履行の最低 るか、②税理士としてはどんなと 税務職員はどんなところを指摘す 事務所の運用で一番主なものは/ への請求の仕事、③データーバン ピューター処理費用とその関与先 場合の時効はいつから開始か、(5) は。この場合通常事前に納税者に 利益処分の場合の関係人の意見聴 か/記帳義務の援助について、① クの利用状況と効用/現在税理士 ターの処理業務の内訳は、22コン ューターについて、
(1)コンピュー はいつから計算されるか/コンピ か/納付額の、利息、延滞加算金 この場合の遅延加算金はどうなる

ているか、(3保険事故は通常裁判 り、その実態を詳細に調査してき べて保険会社が行っているか。等。 保険事故の査定はどのように行っ て/職業責任保険について、①保 ついて、(9税務刑事裁判例につい 険料はどの位支払っているか、② (8)脱税調査の経験を。その調査に 調べるか、「の租税判例の具体例を、 の場合圧力を加えて金庫の中など の原因は一般にどんなものか。こ になるか。この場合話し合いはす ても行うか、60正当性に異議ある された。そして一年に一回、

寺の金銭を直接手に触れて取扱 評においてこれを決定し、 済は勘定奉行の加わっている聚

明書の授与の仕事はどの程度かど 理)の割合は/鑑定書の作成、証

納税申告期限が、届出により伸長

興すと共に会計をきちっとした 寺には、文明十八年(一四八六 出納帳を作って、一年に一回決 事である。雪江はまず金銭米穀 年)から明治十八年 (一八八五 算をするようにした。 現在妙心 の勅命を受けて雪江宗深が禅を の乱で焼けたあと、妙心寺再興 百期分四百冊保存されている。 特筆すべきは、妙心寺が応仁 まで、一年決算の帳簿が四

目、動物切手は郵便切手の誤植 につきお詫び申し上げます。 幣の、前号本欄下段後から七行 訂正…前々号本欄の貸幣は貨 の期間は、最長は一年か、仏との (注3) 処分通知書に理由附記 の法定化、など

ある。算盤面は勘定高いとか締 のうち注目されるのは妙心寺で といっていたそうであるが、こ まり屋といった風に受け取れる 心寺の算盤面、大徳寺の茶面等 の学問面、東福寺の伽藍面、妙 等の寺々を評して、天竜寺の武 江戸時代に京都の人は京都五山 豕面、相国寺の声明面、建仁寺 秋も深まると京都の紅葉は 京の秋 は を減らさない範囲で利息を経費 と称して銀貨を貯蔵して、 うにした。銀函即銀庫は祠堂物 理由でも元金の使用をしないよ に献金するため黄金が必要な時 に使用した。大名が禁裡(皇室) 元利の増加をはかり、如何なる 諸役の前で審査を受けた。金銭 田地奉行等の一か年計算の報告 を保存する函は三つあって、 と金銭出納が一致するかどうか 一時祠堂物を開山物に繰り

する評席とにわかれ、紀綱寮に た。行政面には住持の下、法務 決によって事件を処理してい 長の資格で議会を開設した。そ で立法面と行政面に分かれてお を担当する紀綱寮と寺営を担当 の議会にあたるものに聚評、衆 妙心寺の制度は壁書(法令) 立法面は位頂が議頭即ち議 総評の三種があって、多数 べき事と思う。 と会計を行っていた事は刮目す される年よりも早い時期に整然 様に西欧においてズムマの発刊 山物の正貨を保証として寺債券 の寺院が金融を行った。時に開 えた。この外本店に対する支店 を発行したりもしている。この の形で山内の春光院、大心院等 書類を保存する函は日単函と唱

おかれていた。法務寺務共に、 造奉行、法式奉行、田地奉行が は侍真、維那、納所(徳川時代 事務職員たる後堂(首座)を持 官に相当する人々がいた。評席 副寺と改称した。)といった行政 に、侍衣と書記が加わり納所を には副寺、行者、勘定奉行、修 仏鐘銘の紛議がおきた時、 院に限って文化観光税を取ると りである。宗教法人の会計につ されるもののある事は周知の通 いる。宗教法人の行為でも課税 か取らないとかの問題が起って いても漸次光があてられてい 昨今、京都で幾つかの観光寺

手紙来たる

常

っていた。

くるかのごとき気がするのであ の様な真紅の情熱がつたわって の名僧の余韻にふれると、 たし、慧玄、雪江、快川等幾多 寺の一隅に立って、黄鐘調の古 した事蹟に富む、京都花園妙小 に迎合せずに清韓を擁護したり 安康の句は咒詛にあらずと権力 る。修業のきびしさをもって鳴 鐘を聞かずとも、思いを古にい 税 理 士 大阪の役の原因となった大 紅葉

岸本 勝次)

新発売

<22>

うか。

が実際はどうであったのであろ

入れて、黄金を引き出して貸与

火分的

た。
告状、
要、
手形、

10冊×4種······40冊 ------ 200円

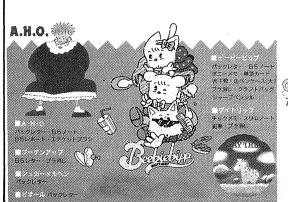
元金

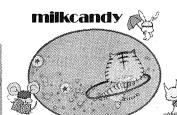


ブァニ

ク 1 (クイン印高級紙製品本舗) 〒125 東京都葛飾区白鳥 4 - 13 - 29 本社営業所 大阪営業所 大阪営業所 札幌駐在所 201-773-0127

そっと語りかけるやさしい瞳の仲間たち





泡

鬱ミルクキャンデー パックレター・B5ノート・タイニーノート・エヒ おこづかい帳・英習帳・ファイル・パインダーノー ルーズリーフ・ブラ消し・缶ペンケース(大)・ 値 ス(大)・直定規(10cm カラーバッグ・ミニバッグ



イ》

コードNo.0772 パックレター #9000 3種 @300 入数30 セツト価格¥9,000 カートン入数4

コードNo.0773 B5ノート #6000 3種 @100 入数60 セツト価格¥6,000



おもちゃはみんなの人気者。







新しい出逢い…われらの心がゆれている・ 平和の鳥ハトが手紙を運

大阪市天王寺区清水谷町16-21 毎月23日は〈ふみの日〉です。レターをかきましょう。 TEL (06) 761-5123 札幌・東京・名古屋・広島・福岡

★一局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



所 行

·税理士協議会 東京都文京区本郷5-18-3

郵便番号 113 公認会計士会館ビル (816) 3346 電話 岡崎寿士/1部 岡田一馬 年極 1,000円 会員の購読料は会費に含む

Ħ 次

税理士の社会的地位の向 二百 上はいかにあるべきか

・歴史・考察/徳川家康の 経営者としての特質(1) 税の歴史(23)

税理士の社会的地位の向上はいかにあるべきか 制度部の議論にさぐる権利救済制度の考え方

理

関係に置かれていて、 実質的に拘束できるもの かどう 番判所は国税庁と上下関係に置か 所があるわけであるが、国税不服 救済 "庁" としての国税不服審判 B税庁―国税局―税務署があり、 行政庁を

のなかからさぐってみよう。 か。東京税理士会の制度部の議論 ず取組むべき問題点は何であろう なわち現行では、 課税庁としての 第一に組織上の問題がある。す

両者は大蔵大臣の下に横に並 することも先決の一つであろう。 ので、この場合、納税者の声を代 いということであるが、 第三に、推計課税とは記帳がな

というものを考えるに当たって先

がないのが現実の姿である。これ 拠って裁判に訴えるしか救済の道 置されている。行政不服審査法に ない。納税者が求めているのに放 では片手落ちのそしりを免れない

ŧį 以上いずれの場合を考えても、

は得だということにもなりかねな は推理課税を受けたほうが納税者 れるのにその条文がない。これで

にあり、憲法第三十条及び租税法 納税者の納税義務の適正なる実現 (法人税、

> ろん、政府からの独立性は認める も納税者ベッタリでは困る。 あり、関与の程度で異なるけれど

|頁へ続く)

さて、「納税者の権利救済制度」 | 列の分立した形で置かれなければ の運動が必要であろう。 ならない。基本的にこの制度改正

中で実は記帳されていたというケ

対委において、

税理士の使命」は日税連の税

権

の

明定が

先決

IE

税理士法の評価各論

税理士の使命

うの行政処分はなかなか採り上げ いるが、国税当局は国庫が減るほ には「更生の請求」がうたわれて 第二に、国税通則法第二十三条 の法律ではこの場合、推計課税へ 理である。面白いことに推計の場 ースが多い。記帳されていたので 審理のやり直しをすべきだと思わ となっているが、これは差戻して の異議を棄却しなければならない が多いケースがあるのだが、現在 合よりも記帳の場合のほうが税額 は推計課税の議論ではなくなる道

綱を前提としての立論である。

士制度の司法であるのに比し、

税理士制度は、その分野が弁護

政府の見解は、国会の答弁、日

ついての委員会の結論は、基本要 資料としての別紙税理士の使命に 内容を、政府の理解を得るための

解を招くので検討したいとの当初 表現では、時代の変化もあり、

からの答弁であった。

基本要綱の納税者の権利擁護の

いて述べられているが、これを要 税連との数度にわたる協議会にお

己判断、秘密を守るという職業上 諸外国の自由職業人の独立性、 政の分野であり、法廷でもなく、

の立場は雇用者でないとの意味も

約すれば次の通りである。

税理士の使命の最大のものは、

理士会の自主性を高めなければな で、あれは単なる『訓示規定』に から、やっぱり「助言義務」は生 の信頼関係を向上させるために税 の税理士法改正を強行したことは に強い衝動を与えた。「助言義務」 きていたか、と多数の税理士会員 全国の会員をなだめ、当局主導型 う五段抜き組みの記事が出たこと 祝庁、税理士の監督を強化」とい いついては、税理士法改正の過程 部の税理士が個人的に行ってい そこで、当局ならびに納税者と を図るべきである、という議論も 税理士の使命を実現させる規定化 が、それよりも、現行実定法には 立場よりも前進した「使命」がう か、とりわけ国税通則法において る具体的権利規定がないではない 納税者のために税理士代理を認め 依然として続いているようである 分を廃除しなければならないと特 正を策し、「助言義務」等の悪法部 士法に明記すべし、とするいわば ざす「納税者の権利擁護」を税理 たわれたことから、憲法理論に根 命」において、従来の「中正」の として検討中の模様である。 に東京税理士会では制度部を中心 「基本要綱」にこだわった議論が そこでは、例えば 「税理士の使

未だ記憶に新しい。

積極的に受けるなどして、自主性一にこだわるよりも当面の改悪を阻 理士法改悪に反対し、「基本要綱」 書」として第五回理事会の承認を 得、若干の字句を訂正して日税連 度見直し」は、あらためて「意見

うたうのは憲法論的になじまない

的地位の向上を図るために、五十 五年度の税理士改正法と「基本要 そして、根本的に税理士の社会 はじめているわけである。 止しなければならないと繰返し強

いる。

本年六月二十九日付朝日新聞朝

綱」を対比研究、税理士法の再改

雅護」 論議一色にぬりつぶされて の自主権確立」と「納税者の権利

東京税理士会は「税理士 | 確立を期したいとしている。

能しなければ、申告納税制度の根 で国民の正しい納税意識を喚起し が肝要である。その暁にこそ、憲 擁護の実践を積み重ねて行くこと の規定を固めて行って、納税者の らの実定法に一つ一つ税理士代理 り、その税理士の職能が有効に機 理士の果たすべき役割は重要であ なければならないいまこの時に税 実も挙がるし「基本要綱」の理想 法理念に合う納税者の権利擁護の に確立するためには、先ず、それ にも近づいて行くのである。 税理士の社会的地位の向上を真 いずれにしても、国が税収不足 はなくなる。

る「納税者の権利救済」一点張り し、そうなれば国税不服審判所の 気がする。大蔵省の考え方も国税 実定法に目を向けようという議論 の議論の中では、どうも、前述の 職員にとっても奔命に疲れること い加減な更生などはできなくなる 確立すれば、一線の税務署員もい 税理士会が現在夢中になってい

通則法に「納税者の権利擁護」を の意見を掲載してみよう。

い。その意味で、本紙前号に既報 幹をゆるがすことにもなりかねな

決なのである。 あそぶよりも、

代理人としての税理士の地位が

考のために「税理士の使命」と題 していると伝えられる。そこで参 ついて、以上の議論が火花を散ら あり、現在は「税理士の使命」に ⑥税理士の権利義務、⑦税理士の の試験制度、⑤税理士の登録制度 業務、 部においては、前年度に引き続い 業務制限等を検討していく予定で 懲戒と税理士の自主権、 ①税理士の使命、②税理士の ③税理士の資格、④税理-、⑧税理士

理人の権限を明記させることが先 るべきであって、いたずらに、玉 虫色の納税者の権利擁護論をもて 理士も代理できるように法定され 事案には、必ず弁護士と一緒に税 りしている。税金問題の伴う訴訟 代理人としての権利項目がはっき 弁護士の場合は、実定法の中に 実定法に明確に

き秋である。 上の評価を高める運動を展開すべ ちなみに、東京税理士会の制度

| 調したことであったが、法は成立 し、警告した通りの事態が発生し

は意見

制度見直

との必要性が痛感される。 代理人としての規定を明定するこ

| 実定法たる国税通則法に税理士の こそ、実質的に税理士の社会的地 としているが、大蔵省に伍するわ 位の向上をうながすところの法律 と明定することが肝要であり、 ある。税理士法に「税の専門家」 言が入ってもしょうがないわけで けではないけれども、抽象的な文 とうたい上げてくれたのだとす に伴うように、 れば、その実質的機能が名実とも 実定法にびしゃつ

UCHIDA

これはもう オフィス家具

というより

OAシステム

OA対応ファニチュア フィスシステム2

|改正前の「中正」という意味も同 |納税義務の実現を主眼としており

様である。

しかし、「中正」という





フィス空間を効率よく分割するパネルユニット スク&アンビエントライティングシステム。 作 力を発揮できる快適な作 ンシステムのあり方を追求。人間が本来の創造 思想。OAによるオフィスの変化とマン・マシ 事務効率(OA)に環境効率(OE…オフィス 電力を約30%節約できる省エネ設計となってお 業照明と環境照明の組み合わせで疲労の少ない であると同時に、ワイヤリング機能を内蔵。O オフィスランドパネルシステム。それ自体がオ ステム21です。システムを構成する一つの柱は、 ります。このオフィスシス 視環境をつくるとともに - ズに行ないます。 そしてもう一つの柱は、 タ 成家具との一体化をめざした、 オフィスシ ・エンバイアラメント) A機器の導入にともなう各種の配線処理をスム の概念を大きく変えました。 情報機器と環境構 ンチダは、OAの進展に 対応し、オフィス家具 を加えたウチダの基本 **人テム21を支えるのは、** 業環境をつくりあげま 従来にくらべて消費

株式 大田 洋 ラ

事務機器事業部

〒104 東京都中央区新川2-4-7ダイヤルイン03(555)4281

定する必要があること。

33条の添付書面のあるもののみ

れば別である。第42条は行政内

重にすべきで、客観的基準があ 権、職業選択、憲法等の面から慎 ない。公務員の不正行為は基本

部の問題であり、しっかり監督

税理士の意見聴取は、本来第

に行うのが法律の趣旨である。

するから申し入れは結構である

現在の職員を悪者扱いされて

性格から本法に監督のことを規 所でないことと、業務の公共的 士の如く法廷が主たる業務の場 業員に伍する部分が多く、弁護 とは業務が弁護士と異なり、従 作成の義務を課せられているこ

第24条 登録拒否理由と第22条

論もあった。

で、これ以上きつくする必要は

7号は精神規定とみているの

基本的見解について 税理士制度に対する政府の

資格試験制度について

債権債務とのかかわり合いを持

税務職員に受験せしめる目的で は日税連としては公認会計士と

税理士は国家の重要な租税の

与えた資格であること。 つ公権的な業務で、特定の者に

目に民法、商法を入れることも 主張したが採用されず、受験科

第

図るためには、国から監督をう

いと検討した。この理由は試験

予備試験を入れ単答式とした

委員の負担が増加し、答案にか

税理士の社会的地位の向上を

検討した。

権利論に発展するため、「租税法 擁護という抽象的表現は憲法上の

に規定されている納税者の権利擁

進するのであれば、納税者の権利

今後、納税者の権利擁護論を推

(一頁から続く)

擁護という表現は、法律に入れる いるか、合法的という意味もある。 り、また、租税法律主義をうけて も過少でもないということであ 税義務の実現ということは過大で 護という考え方はない。 適正な納 いるという前提論は困るし、権利 ことは制度としてなじまない。 申告納税制度の基本には権利擁 行政が納税者の権利を浸害して

限定された税の実務家であって、 法律全般に対する専門家の法曹人 税理士制度は、租税法の分野に したがって、税理士の使命は実

業務遂行は可能という見解であ 定法上の表現で足りるし、これで すべきと考える。

8、高級官僚は保守的、後進性、 れば案外協力的となる。 くなるが天下国家論的立場で出 的、暴露的に出ればガードは堅 自己保身の念強く対応者が攻撃 この場合エリート感情を害す

ることなく接することがポイン 試験科目に職業性を入れること 2 税務調査に対する援助代理業

府を説得出来る高度な立論をすべ

護」という具体的表現を中心に政

きと考える。

然しながら、行政権の行使で 稅務署長

きとなる。 議の申し立て、審査請求の手続 修正申告に応ずることなく、異 の相違を生じ、対立したときは 張陳述につき代理し、また代行 の他の問題に対して税理士は主 業務を行うのであるが、最終的 に納税者と課税庁との間に見解 単純な経理処理の誤まり、そ තු

を高めることにもなること。 監督をうけることが社会的信用 民から付託された義務でもあり けることは当然であり、国が国

益を考慮したうえのことであっ ける時間が少なく、受験者の利

たが実現しなかった。

また科目別の合格制度の是非

税理士が従業員の監督、帳簿

で(形式的理由)否認するケー るケースも存在する。 納税者の正当な権利が侵害され あり、税理士の立合いの有無で スが多い。また、任意調査権を 定とか証憑書類の不整備の理由 **逸脱した調査の行われる場合も**

申告書提出までは税務官庁は不 権利の侵害される予防的意味を 申告納税制度下においては、 助言業務は納税者の正当な まさに納税者の権利擁護

の違反等で事件になり好ましく 律に入れると特定の団体に手続 おり、行政を拘束する規定は法 運営面では出来る限り実行して 事前通知も然りである。 行政の

行政に枠をはめ、

義務を要求

監督し自律を期待している。

税理士の中に白色申告が多

為と拒否理由とは別問題である

税理士内部の秩序はしっかり

は困る。 また公務員としての行

履行する規定を入れ、相対的に するのであれば税理士も義務を 第46条 懲戒

6、書類閲覧は納税者本人には見 いし、法律に入れることは悪用 されて困る。 せており、何等不合理の点はな

でも弱者の立場にあり、税理士 は大きな支えになっている。 であるが、中小企業の納税者に くこの場合の納税者は法律知識 は突然の税務調査で金庫、引出 しの開示を求められることが多 以上は直税部中心の強い意見 如き実情である。

追

するという考え方は官僚支配の る例が出ても制度としては主張 発想であるから、一部に悪用す めれば税務行政の円滑性を阻害 税理士の法的地位を保障し高 1、申告までの援助業務

は確定し申告業務は終了する。 程度で個人差もまた多い。 経営全般に対する指導助言等数 成、申告書の作成、税務相談、 財務書類の作成、税務書類の作 も問題はなく、事実上租税債務 適正であれば税務調査を受けて 付し、この甲告内容が客観的に 多い業務内容であるが、関与の 提出する申告書に委任状を添

てくる。 の裁量権(覇束裁量)の行使の ある税務調査において税務職員 段階において幾多の問題が生じ の質問検査権の行使、

現在の税務行政執行は、諸規

実状である。 税務行政の行政処分が納税者

い。これまでは他人の指導はむ り、変更出来ない。但し、昭和 懲戒処分は行政権の基本であ ては考えてよい。

39年案くらいは考えてもよい。 委員の構成(審査会)につい を注目し、次の段階の改正を進 た。・問題は、この審査会の運営 めるべきである。 設置が最大限のプラスであっ 今回の改正については審査会

改正税理士法の評価各論 加意見 税理士の使命

税義務の実現を図るという表現

ただ、第一条の使命の適正納

被疑者の代理人として主張陳述

に含まれるとの見解を示すので

務は記帳及び記帳事務の援助、 税理士の業務を大別すると次の 申告納税制度下の税理士の業 審判所に対して行われる。 異議申し立てを除き、審査請求 限り表面化しない。 は権利救済機関である国税不服 権利救済の代理業務

ている。 速に出すことを第一の目的とし するための公正妥当な結論を迅 納税者の正当な権利利益を救済 提出された審査請求書に対して 務署とは独立した機関であり、 (課税機関)である国税局、税

である。 救済機関として制度化されたの 主義で運営され、納税者の権利 すなわち総額主義でなく争点

異なる職能である。 たる国税不服審判所に対して、 職能を存しており援助業務とは の正当な権利救済という公権的 審査請求の代理人として納税者 改正税理士法第一条の税理士 納税者の正当な権利救済機関

の必要があると考えられる。 消2%、計5%の件数が原処分 全国で、全部取消4%、一部取 計によれば昭和54年度において 国税不服審判所の発表した統

れば権利救済機関としての国税 の正当な権利の侵害が絶無であ の職能であるが更生処分のない

属機関であるが、税務執行機関 国税不服審判所は国税庁の付

人として税理士は明記されてい 査請求の場合弁護士と共に代理 国税通則法第一〇七条に、審

いても納税者の権利救済を明記 は不十分であり、業務内容につ を使命とするという表現のみで 税義務の適正な実現を図ること の使命として規定されている納

課税庁である税務署に対する 業務と救済業務との相違点を強 はないかと考えられるが、援助

改正税理士法の評価第二

次

とは不可能である。 租税に関するすべての面におい 代理人としての地位を向上するこ て、税務官公署との間に納税者の

律である国税通則法上において納 法上において訴訟当事者の立場と している。 して法律上対等に審議の権利を有 税理士は租税に関する手続的法

する必要がある。 税者の代理人としての地位を確保 新税理士法要説」42ページに

いては、納税者にとっては自己の 的にみて、その具体的内容が必ず そも納税者の権利とは、法律技術 どうかという問題があるが、そも 理士は納税者の権利を擁護するこ 納税義務が適正に実現されれば何 とを使命とする旨、明記するか しも明確でなく、またこの点につ 従来から税理士の使命に関し税

国税通則法第一条の目的として | したらどうか。

簡易迅速な手続による国民の権利 てのみちを開くことによって、 使に当たる行為に関し、国民に対 は不当な処分、その他公権力の行 利益の救済を図るとともに、行政 して広く行政庁に対する不服申立 一条によれば、行政庁の違法また

税理士は税理士法上のみでは、

弁護士は刑事訴訟法、民事訴訟

税義務の適正な実現で十分といえ うな規定を設けるまでもなく、納 いことを考えれば、あえてこのよ ようと解説されている。 等不利益を受けたことにはならな 然しながら、行政不服審査法第 定されている。

違法、不当の処分の存在すること 的とする、と規定され、行政庁の の適正な運営を確保することを目 により国税通則法を次の如く改正 めの実質的規定となる上記の理由 税務に関する訴訟代理人への道が 的地位の向上を図ると共に、将来 置する弁護士の如く税理士の社会 理解出来るから、国税通則法を整 開けるものと考える 備することにより民事訴訟法に位 また、納税者の権利の擁護のた

追加意見 税理士の使命 が明記されている。

る税理士に納税者の権利利益を守 理人としての地位を認められてい る地位を保障することもまた当然 租税の分野における納税者の代

調査課の令状の交付なしに行う査 対する救済手続は存在しない。 請求に移行出来ないので不作為に 調査の範囲を逸脱した行為(資料 また、税務調査においては任意 効果を得るものと考えられる。

に対して更生の請求をしても長期 間放置され、処分のない限り審査 現在税務執行機関である税務署 明記することは、憲法論より実質 である。 税理士の代理権を国税通則法に

追加意見 改正税理士法の評価第三次 税理士の使命

び審査請求に関する国税不服審判 の権限を含めた税務に関するすべ 税務行政の公正な運営を図ると規 る法律関係を明確にするとともに 構成を整備し、かつ、国税に関す 通的事項を定め、税法の体形的な ての諸手続の法体系を含むものと 官の調査並びに代理人たる税理士 国税についての基本的事項及び共 したがって、一般の税務調査及 4 3 2、審査請求事件には必ず代理人 1、課税庁と権利救済庁を分離す また口頭弁論の制度を導入する。 とする。 のときは国選制度を導入する。 を必要とし、代理人の委嘱困難 きは是正するよう勧告権を与え の処分に対して審判所に救済を 人の意見を聴取することとし、 から独立させ、 るため国税不服審判所を国税庁 審判所がこれを事実と認めたと 求める(課税標準以外)制度と 審判官は裁決前には必ず代理 課税庁の不当な作為、不作為

任意調査権の範囲を逸脱

く打出すことにより理解を得る なお、国税不服審判所におい 察的調査)に対しても税理士が抗 りである。 議をする程度で納税者は泣き寝入

と考えられる。

不服審判所もまた不用のはずで

権利救済は権利擁護と裏腹の

て権利救済の業務となる査察事 代理人たる弁護士の補佐人とし 訟段階においては税理士は訴訟 て案件が解決しないときは、訴 件に対しても国税局の調査中に 益を守る機能を持つことが望 対する不服以外に納税者の権利利 るであろうか。 国税不服審判所は単に課税額に 欧米にはこのような例は存在す

本とした立論のほうが説得力も

実定法たる国税通則法を基

あり、政府が反対することはな

的に対等の立場で対応出来るため 律である国税通則法における税理 めには、国税不服審判所の根拠法 そして、税務署と税理士は法律

護士の補助として救済業務は可

局、税務署を拘束するので審判は 国税不服審判所の裁決は国

的貢献が高いかということの証明 り事実の認定のウエイトが高いの ことは、税理士の業務が如何に社 与度も高く、また歓迎されている で、税の専門家である税理士の関 税裁判的であり、また理論問題よ あり、国税不服審判所の機能は租 め、行政裁判所の設置は不可能で 現行憲法下では、三権分立のた

大蔵大臣の直轄



年度から青森支所の廃止など厳し

不服審判所長会議を開き、五十七

審査請求件数が急激な増加を示し

なった。

今後、さらに検討を進めることに

把握
③迅速な対応などを基準に

②当初合議における争点の早期

率的な運営を目指すことを確認。 状況に置かれることから、より効

審判所は四、五の両日、全国国税 準備手続きの充実を――国税不服

特に、

福岡、金沢の両審判所の

スピーディーな裁決に向けて、

スピーディーな裁決

調査審理に創意工夫を

全国国税不服審判所長会議

調査審理事務体制で臨むことを確

い環境の中、従来以上に効率的な

を図ることが報告された。 ているため、両審判所の定員増加

予算案の概要 ②調査審理充実の

同会議の議題は、①五十七年度

事務を行うことに伴い、従来以上

れまでより少ない人員で調査審理

この結果、審判所によってはこ

のように訓示した。

国民から信頼され る権利救済体制に

に就任した林信一所長は、要旨次 なお、会議の冒頭、先月十八日

に効率的な運営が要求されてき

ための準備手続

③調査審理上の

不服審青森支所が廃止されるな

審判所運営が予算面で厳しい

前の当事者との早期接触のあり方

関心が一段と高まった。

この中で、来年度予算案で仙台

審理を充実させるための準備手続

の公平確保の問題が一層クローズ

を背景に、税制あるいは税務執行

昨年は行政改革、財政再建論議

アップされ、国民の税についての

この具体的な方策として、調査

行部のやり方ですから、恐らく東 は頬かむりするのが革新系団体執 られていません。都合の悪いこと

旧聞と言えば旧聞に違いないが、 「第一税協」のこの報道は余り知

「今年の一月末のことですから

京会一般会員には知らされていな

は共産党議員もあなた方は推薦し

平然とやる。

ているが、呉越同舟で挨拶をさせ

も異和感がある。また、選挙時に

われと一緒くたにされては、どう

行部のこと) は何かあると共産党

いことだが、あなた方(東京会執 のもので、与謝野議員は、「言い難

での与謝野議員、粕谷茂議員から

問題の発言が出たのはこの席上

も一緒に呼ぶ。政権党であるわれ

げたのかな、と感じたわけです。

自民党の先生方もやっと腰を上

謝野馨、粕谷茂、越智通雄、鳩山 この日集まった自民党議員は、与

で、究極的には税理士制度そのも

産党は現体制とは相容れないもの

といった内容で、粕谷議員も、共 られるようなことは非常に困る」

どうだったんですか。

議員との朝飯会の模様が伝えら 東京税理士会主催による自民党

プ問題等です。

協

がらとことわりはあるものの、

税協」によると、やや旧聞な一

の発行している機関紙「第 第一税協(第一税理士協議

四名。

行っている方達の集まりであ

IE

体

み

た

月刊 /総合時事」(写真)に

"総合時事

波多野執行部は数々の難関に逢着しているわけだが、 五選に出馬するのではないかと観測されている。 来年度の税理士会役員選挙を控えて新旧交替が相次

9 長すぎるとして反対している。前頁に報道するように 税理士協議会としては選挙戦においては同氏の重選を て採り上げ、同執行部の指導性に強い不信を表してい いでいるようであるが、東京税理士会の波多野会長は 月刊/総合時事」では本紙七月号の報道をあらため 同誌の記事は次のとおりである。 呆れ た会長 第

公認会計士で税理士業務を | 威一郎、鳩山邦夫、大塚雄司、石 | のも否定するものとの観点に立っ 題、税務審査会研修のレベルアッ 計監査基本問題、業務侵害防止問 ほか二十名で、税理士会側は六十 川要三、斎藤栄三郎の各衆参議員 議題は、建設業経理士問題、会 て、与謝野議員と同様趣旨のこと を強調したと伝えられています」 野執行部の限りなく赤いやり方 には、腹で憂いている人が多い 勇気ある発言ですね。波多

な人間だと見せかけるために有 る人は少ない。波多野会長とい を車内に掲示するようなことを ていることは、確実に革新グル う人は、如才のない人で、やっ 力自民党議員と並んだ写真など に、一般乗客には、俺は保守系 ープの電車を運転しているくせ なかなか面と向って口にす

出席した税理士会員は六十四名。 の発言に対して、波多野会長は 「先程も言った通り、この席に それで、与謝野、粕谷両議員 機嫌を損っては損だということだ

ても、自分を会長という神輿に乗 尻をまくった。何の彼のと言われ せてくれている、赤褌の担ぎ手の っていること」、とうそぶいたとい 選挙母体ですから波多野さんにし ずです。この人達は波多野会長の 知れませんね」 ったグループの人も数多くいたは われている。見ようによっては、 てみれば、重盛の心境だったかも 「共産党推薦はどこの団体でもや ば 革新に忠ならん(本音)とすれ ようとすれば、革新に忠ならず、 「波多野会長は後者を選んで、 保守に顔たたず……。 保守に忠ならんと見せかけ ない、反自民的な執行部の体質に うした等距離外交には指導哲学が の皮が剥れて、もう隠しようが 手がなくなった。 なくなって来た。開き直るより 魔化して来たが、だんだん化け 今迄権謀術策で自分の立場を誤 「ともかく、波多野執行部のこ

偉大な宗教家、この言葉はそ

連売は十三世紀前半に出た

十七才で修業を積んだ僧であ

一ったんでしょうね。 服部副会長は | す」 | 万三千名の会員のものだ、という 会員の声が多くなって来てい 新執行部だけのものではなく、一 | るのかどうか。東京税理士会は革 | るのではないか。そうだとすれば、 こうした執行部のやり方が、果し て税理士制度の発展にプラスにな 自民党議員は危惧の念を感じてい

国税不服審判所の役割・特色

しております。

審判所には、納税者の権利救済

を迅速に出すことを第一の目的と

のない次のような特色がみられま 務署から独立している 機関として制度上も他にあまり類

審判所は、国税庁の附属機関と 、執行機関である国税局や税

このうちには革新東京税理士会を | さすがに、腑向いたきりだったと

推進する税経新人会、専税協とい

いわれています」

っては、納税者の正当な権利利益 四十五年五月に誕生しました。 **団制度にかわるものとして、昭和** を救済するため、公正妥当な結論 以来、審査請求事件の処理に当 国税不服審判所は、従来の協議 れない

も拘束されることなく裁決するこ とができます。 に示されている法令解釈に必ずし (注)審判所長は、通達と異な

は、あらかじめその意見を国税庁 長官がその意見を相当と認めない 長官に申出ることになり、国税庁 る解釈により裁決する 場合等に

な配慮が払われています。

で審理し、裁決を行います。 務署から分離された別個の機関と して設けられており、独自の立場 して、執行機関である国税局や税 二、国税庁長官の通達に拘束さ

審判所長は、国税庁長官の通達

命されており、人的構成にも十分 官、検察官、大学教授などの税務 の税務職員のほか、外部から裁判 等には経験豊かな税務署長クラス な裁決を行うために、国税審判官 に関する学識経験者の中からも任

会」に諮る等の手続を経ることに 場合は、大蔵大臣により任命され た学識経験者からなる「国税審査

三、国税審判官等には外部の学

識経験者も任命している

審判所が、第三者的立場で公平

に懐弉禅師はこれをたずね 傾聴にあたいする言葉であ ತ್ಯ いえ。」とか云っている。誠に

さらに厳しくなるものと思われ され、税務行政を取り巻く環境は このような環境なればこそ、 今年は、臨調の基本答申も予定

利救済体制の確立に向けて、地道 な努力を払って行きたいと考えて ためにも、国民から信頼される権 きくなり、責任は重くなる。その 判所への期待はこれまで以上に大 出した僧となった。宋から道 に感心する。

57・2・15付より 一税のしるべ」

迷語錄

-波多野会長にしてみれば、

ぐれて存ずとも、 ヒ、怒目をもて人を見 また悪口をもて人を云 諍論を好む事なかれ。 る事なかれ。」道元 我レ智恵を学人にす

らぬものと、云っていること いる。まことに何時の世も変 の中にでていたものである。 いたときの教えを聞くに従っ として身の廻りの世話をして 修業とその持前の才能で、傑 をおこすのである。」と述べて 非難すると、必ず手むかう心 しても、怒りを顔にあらわし、 財宝をたくさん与え、恩を施 いて「今の世の人はたいてい、 とである。さらにこれにつづ を見てはいけない。」というと ない。また口ぎたなくののし たり言い争ったりしてはいけ ると思っても、人と議論をし 間の学人に比べてすぐれてい て書きとめ、それをまとめ の弟子懐弉禅師が道元の待者 ったり、おこった目つきで人 て正法眼蔵随聞記とした、そ 道元は若いころから厳しい 大意は「自分の智恵は、仲 手を圧するようにしてはなら るがよい。」とか、「どんな正 問われて一度答えるほどにす ならない。説いて聞かせなさ とを忘れてはならない。 する。そのときは議論にかつ ど思い上がりがあって、 思いがあったのではないかと なったのである。 て道元に弟子入りすることに ない。はずかしそうな態度で をたずねられたら惜しんでは し、あとで必ず反動がくるこ 最初の議論から離れて、何と った。その出合いが懐弉をし い。しかし、それさえ、三度 と愉快でたまらないが、 か相手をやっつけること腐心 は正しいという意識があると おもう。一般に学識ある人ほ いろいろと議論の上で、 しいことを云うときでも、相 道元は別のところで、 それほどすぐれた道元でも 自分 苦

Pentel セラミクロンは、ペン先にセラミック (特殊陶器)を使用した、従来の筆記具にない 芯先機構、特長を備えた画期的なペンです。 SR300-2AY3,000 輔色:赤青綠茶 SR120 * 2,000 力-トリッジ(黒・赤青線)各*300 00~2 A ¥ 3,000 朝色・ボ・海・鉄・ボ 00~2 A ¥ 3,000 朝色・ボ・海・鉄・ボ (0.3mmカートリッジ内蔵もあります) 0.3㎜最初の細さが持続する ぺんてる株式会社 であることを痛感させられる。

となり、これに勝って天下の権を

すが秀吉は、はたと膝を打って、 わんばかりの態度であったが、さ に、そんなものは宝ではないと言

と言っている。人材こそ戦国武

関ケ原の戦いに雌雄を決すること 秀頼を擁する石田三成らと対立し

の発達した現代でも通用する訓え

を持っていたのであり、物質文明

るまいが多く、ために秀吉の遺児

慶長三年秀吉が死ぬと専横のふ

まあこれくらいのものです」

居並ぶ諸大名はこの家康の説明

の人達に協力をさせる人間的器量

れたのであり、秀吉も家康も多く 協力者があったからこそ天下を取 れている。秀吉も、家康も多くの のポイントがあることを訓えてく の基本であり、歴史の中にこれら の力を発揮させることが企業繁栄

五大老の筆頭たる地位を得た。

なく領内の整備などに力をつくし が起こると、家康は出兵すること 江戸を本拠とした。朝鮮征伐の事 秀吉から関東に国替えを命ぜられ

て実力を蓄え、ついに秀吉政権の

火も辞さぬ命しらずの荒武者が七 いません。しかし私のためなら水 しい書画骨董の類いは何も持って ずっと苦労のし続けでしたので珍

百騎ばかりおります。宝と申せば

史の探究をつづけていきたいと思

徳川家康の経歴のあらまし

をととのえ、将軍職を秀忠に譲っ

銀、財宝も勿論戦国経営には重要 秀吉は持っていたのである。金、 将にとって最大の宝という認識を 第

歴史のきざみの中に幾多の訓えを

勢力を持ち、天下の権を掌握しつ

て海道一の弓取りとして隠然たる した。このあと、信濃、甲斐を加え したところで信長が本能寺で横死

つあった豊臣秀吉と対峙するに至

れる。いわば、われわれの先人が

ものを背負っていることを知らさ

に生きなければならない宿命的の

与えられ、駿、遠、三の三国を領 信長と連合して討ち、駿河一国を たりした。信玄没後の武田氏を、 阻止しようとして九死に一生を得

間として生きる悦びを知ることが の大きな価値感がある。そして人 訓えを知ろうとするところに無限 残してくれているのである。この

吉と和した。

9

小牧・長久手の戦いを経て秀

現代の企業経営は、人の集団

には先鋒をつとめ、その功により

最後に家康の番となった。

「私は三河の片田舎の生まれで、

以後秀吉に臣従し、小田原征伐

残りの部分は歴史家の推察や傍証 実の中の九牛の一毛にすぎない。 が残っているとしても、それは史 ことであり、よしんば相当な資料 知ることのできるのは極めて稀な めとする確実な資料によって伺い

によるよりほかはない。しかし、

税

者にとって興味深く読めるし、自

方ケ原の戦いに武田信玄の上洛を ず、姉川の戦いに参陣し、また三

やフィクションがあるから、読む 歴史というものを見る場合、推察

信長の盟友としての立場を裏切ら

の統一に専念するとともに、常に

以後は織田信長と同盟して三河

分の生き方の中に共感と共鳴を与

ことにより、人間は生まれると共

えてくれる。この歴史を探究する

ものと一緒に流されて跡には何物 そこに蠢いていた人は、すべての

史実というものが、古文書を初

川家康の経営者としての特質

を何人も留めることはできない。 河の流れにも似ている。この流れ 物を支配して、今や四十億人とも して死ぬ――この興亡の歴史は大

それは多分に虚像のようなもので 十二年間駿府に留めおかれた。 松平家は、駿河の今川義元、尾張 当、太政大臣、将軍。 受けて苦境にあり、ために家康は の織田信秀(信長の父)の狭撃を 人質として転々し、十九歳までの 永禄三年今川義元の上洛に際し 家康の生まれた頃の三河岡崎の 今川とその身を

に達するための力本主義こそ彼の 者信長も同様徹底した力の信泰者 であり、天下統一という最高目標 家康の場合、彼の二十年の同盟

いで織田信長のため敗死したので

康という気持が秀吉の脳裡にきざ

関銭は、関所を通る人馬荷物

銭、置石、関米、馬足役、関賃、

に進撃したが、義元が樋狭間の戦 ては、今川の先陣に使われて尾張

はじめて独立することができた。

った。家康が強兵を持っていたこ 弓取りと呼ばれた徳川軍団を挙げ 団を除けば、質において海道一の 恐るべき忍耐力を持った軍団であ と待望して黙々と力を養ってきた 何時かはわが主君家康の時代を、 の子郎党は家康が人質時代から貧 誇った代表的な武田軍団と上杉軍 なければならない。これは三河の である。戦国時代に強兵をもって に耐え、今川の圧政下に生き抜き、 この力の最大の特長は三河集団 みこまれたと思う。また秀吉が家

刀、名器等をそれぞれ披露したが とを証明するエピソードとして次 各人に自慢話をさせた。各人は名 ある日、秀吉は詣大名を集め、

一世でいない。 とその家臣団の堅実性というもの は考えられないことで、この家康 れ、武士も農耕をして最低の生活 農産物の大半を今川の代官にとら に耐え、家康を見限る者は一人も 現代のごとく物質豊かな時代で

あった。(以下次号) さに三河武士の根幹をなす資質で

年(一六一六)。没年七十五歲。父 康、東照大権現、三河守、両院別 妻関口氏広女(築山殿)。後妻朝日 ぼした。これにより徳川幕府は長 | いざという時に役に立つものであ 期安定政権の強固な基礎を確立。

主義者であった。 分の経営理念を実際に具体化する に対する崇拝者であり、自己拡張 が最大の念願であった。力の原理 戦国大名は強兵即ち力を持つこと 安易なことではなかった。ために ためには自分の国に強兵を養うこ 戦国武将が戦国時代を生き、自 特質の1/強兵を持っていた とを考えるとき、七百騎というこ 戦いで実証された。恐るべきは家 できない。それは小牧・長久手の 集団ということになれば、軍隊的 持つ企業はざらにはない。まして うことになる。課長以上を七百人 ば少なくとも課長以上の幹部とい 戦えば秀吉とて簡単に勝つことは る。この集団が家康の命令一つで は可能ということになり、恐るべ 家康という人間を中心に団結した とは騎馬将校であり、企業でいえ き強兵集団を持っていたことにな に見れば三、四個師団以上の編成

とである。 康をほめたのは、英雄の心は英雄 資本」という経営理念に通ずるこ った自信こそ現代でいう「人こそ の信念の背景には、実力兵団を持 ものであろう。「部下こそ徳川家 で、並の大名の及ばぬ思考という のみ知ることができるということ 康の唯一の宝」と言い切った家康

生活においても質朴そのものであ もまた大変のものであった。これ 辛苦の連続であり、家臣団の労苦 り、天下人となってもこのモット ということができる。家康の日常 たものは堅実性そのものであった らの生活を通じてその資質となっ 今川の人質時代、家康の領地の 家康の少年期からの生活は艱難

は地味であり、家臣に与える禄高 も一見ケチに見え、秀吉の派手な 与え好きと対比すると一般受けの しない家康の特長であったが、

特質の2/その堅実性

年 (一二〇〇年) の文書にあら われる勘過料、次に保延元年(一 久安六年 (一一五0年)、正治二 の官符、康治元年(一一四二年)、 相当広く用いられた言葉であ る。次に治暦元年(一〇六五年) で勝裁ともいい、鎌倉時代には | 三五年)の待賢門院庁下文案、

という所から出たものと思われ ところからおきた言葉と思われ 官食料、これは津の河守の食料 年(一一七八年)の文書にある る。次に治承二年(一一七八年)、

た言葉と思われる。次に治承一 えてみるのも意義のある事であ 秋、時に関銭、通行税のことを考

ろう。 税 理 士

関銭と通行税

といえば、現在グリーン車輌の の通行料にも比較される昔の関 を呼ぶところである。税の名称 ところである。一般消費税もそ 租税に関する政策が注目される 升米。次に吾妻鏡の建暦二年(内閣が瓦解して、次の為政者の されてきた。 銭の呼称は随分色々ないい方が ている通行税あるいは高速道路 料金、航空機の運賃に課せられ えて似たようなものが出てくる のまま浮上しないか、名称を変 増税しない事を公約していた 財政再建ともからめて関心 の東寺百合文書にある兵士米、 年)のところにある河手、 応永十四年 (一四〇七年) の文 の下知状にある関手、弘安四年 る関料、文永九年(一二七二年) 年(一二二三年)の下知状にあ 年)の文書にある山手、貞応元 二年(一二八九年)、貞和二年(一 三四六年)、延文元年(一三五六 年(一五〇八)の文書中にある 書にある関役がある。さらに目

米穀に対して賦課徴収したもの 勝載料、これは船舶の積載する 三八年)の官符に書かれている 等に対して徴収した税金であ られている。次に承和五年(八 れる義経記に関手と並べて用い の呼び方があげられている。 この言葉は室町時代の作といわ という本によると次の様な沢山 播磨風土記の中にある度賃、 相田二郎氏著「中世の関所」 税法として復活、昭和十五年に っている。 再び通行税法として独立して、 どという言葉が使われている。 帆別銭、高納、 何回かの改正を経て現在にいた が、 十三年に通行税法として独立、 特別税として課税され、明治四 一たん大正十五年に廃止された 警固役、関銭、津役、荷役、 通行税は日露戦争の時に非常 昭和十三年に支那事変特別 、駄口米、

ばで徴収するところから発生し 貞和元年(一三四五年)の文書 にみえる津料、これはふなつき であろうが、大部分は通行する の中で生まれて生き残っている の為の港や舟の修復に使われた る。 税されているということであ は、どちらも通行に関連して課 れる。ただ共通しているところ の無いところで使われたと思わ 人馬貨物にとってはあまり関係 感じで、昔の関銭は一部は通行 こうして見ると通行税は硝煙 不景気とはいいながら行楽の

岸本 勝次

各種黒板・ラ ーフル・ねんど・石膏製造販売

② JIS表示許可工場

本 社 工 場 営業本部 〒124 東京都葛飾区西亀有2-15-17 〒341 埼玉県三郷市泉13

TEL 03(601)6271代 TEL0489(53)1537代

各種好評をいただいて 売れております。ご拡売おねがいします。



定価= ¥5.000~ ¥20.000、¥30.000~ ¥50.000の極上品もございます。

・そろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格 で、発売以来好評をいただいております。

> スタンダード型、スピーディー型、エリート型も従来通り 取りそろえておりますのでよろしくお願い申し上げます。



サンコーそろばん・生産・輸出入 高級木工芸品

:貝丄去休式宏任

本 社 〒101 東京都千代田区内神田2-15-12

〒101 東京都千代田区神田司町2-4 TEL. (03) 251-1591 営業所 出張所

〒816 福岡県大野城市栄町2-18-3 TEL. (092) 572-4445 〒061-21 札幌市南区真駒内緑町3-1-37

緑マンションC405 TEL. (011) 583-6725

工 場 兵庫県・島根県

-局複数会制の 早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる



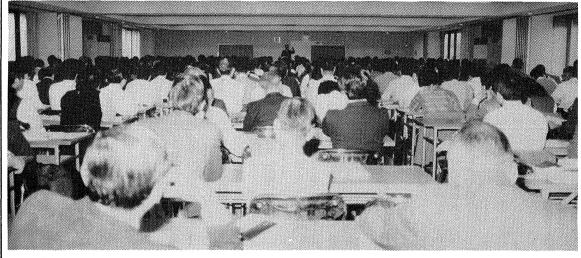
行 -税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-発行人 岡崎寿士/1部 岡田一馬 年極 1,000円 会員の購読料は会費に含む

「改正商法関連法人税対

策研修会」大盛会 添付書面制度の問題点 岡崎会長喜寿祝い会、迷

四頁…歴史・考察/徳川家康の 経営者としての特質



(2) 税法上の経理方式

借 方 (引当金)

貸 方 (積立金)

負價

ロ、租税特別措置としての準イ、法定の引当金

二、圧縮記張と特別勘定

商法改正に伴う表示方式の

借方質方 (引)当金) (特別利益)目的外

特別利益に計上する場合は

(未処分利益)(××準備金) 取崩し

ハ、特別償却準備金

イ、利益留保性準備金等の取

崩しと剰余金の部への移行

過大報酬の判定基準(比準

か。(基本的には個人財産ではな

象に残った。以上熱心な講義で時 かろうか)というようなお話が印

仕方が違うので留意されたい、

の関係について、それぞれ記載の

(1) 引当金に関する商法、

、引当金・準備金の経理方式

会員の関心が集中

『改正商法関連法人税 対策研修会』大盛会

箟事項について」では、 II、役員給与をめぐる最近の諸

法等の改正(昭和56、6 律75、57・10・1施行) (昭和57

(法令80、83、87、措法46日 式については、日本公認会計士協 について研修が行われた

て掲載する予定ですのでご期待く 角 展一郎直税部長に宛てた照会 場からの説明があった。(これに 文書に基づいて、詳細に税務の立 で、ワラント債に関しては今後と は、社債プラス株式の権利のこと

身代わり株式の付替え計算

該当しない準備金についての場合 二八七条の2に規定する引当金に 近の諸問題について」では、 1、役員給与に関する税法上の規 さて、「Ⅱ、役員給与をめぐる最

社の比準者の報酬等(比準会社の

また、一つの方法としては、

2、最近の税務調査からみた問題 (5) (4) (3) (2) 役員の私的費用の会社負担 当社の営業利益を加味) ベース、比準会社の売上高と当社 の売上高、比準会社の営業利益と **員報酬の適正なターゲット(目標** 使用人の給与ベースと当社の給与

して、

役員給与の適正化に関する動 過去の指導の方向と問題点 |代等の諸費用を含め会社計算に計 資産として減価償却費とガソリン 等に関係のない業種で、スポーツ の範囲)をきめる参考とする。 ようである。 たとえば、 スポーツ の会社負担については課題がある 上することは如何なものだろう 特に今後は、役員の私的費用 または高級車等を会社の償却

二、未処理欠損金の増額方式

5、親会社株式の処分と課税関係

は、たとえば同族会社の判定につ いて議決権なき株式数が入ること 法改正に伴い、増資がないのに株 券の発行があるので語句の修正を

ることのようである。

エックする方向で税務調査に当た

ばならないということであろう。

のオーナーグループと、これと関 うに、税務調査に対応できるよう ・内容につきより一層必要にして に、支払形態はもとよりその性格 の比準すべき報酬の水準等が重要 の役員報酬については前述したよ この場合、重要なことは、同族 したがって、年俸二千万円以上

れたが、会員諸先生の関心が集中して約四百人に達した大盛会 ^税課課長補佐の渡辺淑夫氏。 その歯切れのよい名 調 に 聴 衆 講師は第一税理士協議会の研修会では定評のある前国税庁法

> 価格変動準備金 特別利益

定期に支給するか、臨時に支給す ということである。換言すれば、 払形態できめられることになった

るか、ということにより判定され

金を中心として」が、公認会計士会館三階研修室において開か

十二月四日 (土)の午後一時半から、<監査と税務に役立つ>

研修会席上において、

○万円課税対象となる、との回答 以上の研修のうち、特記すべき となり、特別利益に相当するこ

られなかった償却資産についても 理方法の改正」の場合、従来認め なければならない。 かということについては、その性

利益処分方式が適用になったとい ては、今後当局でその妥当性を子 きもあるようなので、たとえば年 俸二千万円以上の役員報酬につい 報道の仕方は誤まり伝えられた向 聞等での「年俸二千万円云々」の 格と内容によって区分を適正化 役員報酬については、巷間、

これについては、一義的には支

とも極めて重大な関心を持たざる 境い目については、当局と納税者 の項目にわたり説明があった。

ニッカウ井スキー

人生にも、琥珀色にも、ラマがある。

うまいウイスキーは、一朝一夕には生まれません。 確かな理念のもと、手間をかけひまをかけ、心をこめて つくりあげてこそ、うまいウイスキーは誕生します。 パーニッカ。人生のドラマを味わうように、琥珀色の ドラマをご賞味ください。

SUPER NIKKA

税理士界、幾多の問題をかかえ 鳴動しつつ'83年へ突入一'82年の最終問題

添付書面制度の問題点 税理士法第三十三条の二の2を中心とし

税理士の脱税指導などが誇大に新 言ってよい。特に中小企業と個人 理士法に関連して鳴動し続けたと 告納税制度見直し問題」、「自主権 クロヨン論議」に関連して一部 業者に脱税が多いとする所謂 い納税者の権利擁護問題」等新税 に書き立てられ、だから税理士

たかのような感もあった。たとえ 次の如くである。 税理士の監督を強化、国税庁が

税・脱税?」(日本経済新聞・ 昭「"赤字師』繁盛記、安全有利に節 **離・昭和五十七年六月二十九日 力針、脱税の手助け許さぬ」(朝日**

る方向を打出して来た。それは「国 和五十七年九月二日) 制度」(チェックシート)を推進す 和五十七年八月十七日付)として **葦準、全国で」(日本経済新聞・昭** 記書』 定着図る、 『良・悪』の判断 **2.5万、税理士も『チェック』、『確** 聞・同日)というような報道も ,助けご免、電算機利用の税理士 道された。 これに対し 「脱税の 千人正直申告へ新組織」(朝日 かくて、国税庁は「確認書添付 であります。 この条文に求めることは本来無理 つ画一的に実施する法的根拠を、

内容の確認書添付制度問題」につ 勢を示し、九月に国税庁と「申告 ことなどを条件に推進の方向が明 開き、 更に十一月十一日第二回 規連も基本的には受けて立つ姿 て第一回の実務者レベルの会議 貸前に税理士の意見聴取をする この添付書面制度については、 が多いと考えられます。国税当局 理士の規範としてもっとも大切な て税理士が業務を行うことは、税 政上の意味がなくなるからです。 その制度は国税当局にとって、行 必然です。通達を無視するならば しかし、通達を含んだ基準に従っ 基準の中に含めざるをえないのは と協力の上すすめる以上、通達を れようとする審査基準には、問題

そして、十一月十八日に開かれ一業務と考えられます。また、そう一

税理士制度の根幹に反し、異質なる する「当該制度」は、先に述べた

の方法による租税の課税標準等を一

第一項第八号若しくは第十一号に

租税の課税標準等を記載した申告

る旨を大蔵省令で定めるところに

(三貫へ続く)

に含めて納税者の申告内容をチェ

事項を大蔵省令で定めるところに 算し、整理し、又は相談に応じた

れていると認めたときは、その審 関する法令の規定に従って作成さ おいて、当該申告書が当該租税に

査した事項及び当該申告書が当該

は、当該申告書の作成に関し、計

うように結びつけた論調が多か と監督を強めなければならないと ことや、単位税理士会や日税連の ところに問題点がある。 て」報告されている。先ず、この の実務者会議の懇談結果につい 機関決定を経ずして既成事実を積 実務者レベル会議に東京税理士会 認書添付制度等に関する国税庁と 議事項の一として「申告内容の確 み上げようとしているかに見える の役員などを含めていないという 考えてみると、国税庁としては

財政欠陥が生じて来たので財政再 ないが、かと言って税務職員を増一わかるが、多くの税理士に協力さ

制定した当局と符節を合わせてい った。それはあたかも税理士法を

> 導入は見送りか」との報道がその 図るより、更は税務調査を充実す 応引込めた感がある。 「記帳義務 これについては諸般の情勢から一 容を良くするための一法として記 帳義務導入を考えた時もあったが りに添付書面制度を実施しようと 間の消息を伝えていた。そこで反

ことし、税理士界は「基本問題」| た日税連正副会長会議に、報告協 | 員するわけにはいかない。 申告内 | せるには、幾つかの問題点を整備 しているものらしい。なるほど、

しも賛意を示していないからであ 題をかかえ、鳴動しつつ八三年を している。なぜ、このようなグル る。先ず某グループが猛烈に反対 言わせないようにすべきではない ープにこのように言わせるのか、 じめとする各単位税理士会が必ず いずれにしても税理士界は、 というのは、東京税理士会をは

現福田国税庁長官は税理士法の起

某グループの反対理

どから見て、税理士法三十三条の あります。当該制度を全面的にか 二が規定する税理士個人が自主的 制度の範囲をこえる異質のもので に、かつ任意に提出する書面添付 設定、税務調査の省略の取扱いな 査基準の作成、ペナルティ制度の 「当該制度」と略します)は、審 いる「確認書添付制度」(以下、 「①現在、すすめられようとして それは次のようなものである。 の場合の意見表明の措置、税理士 ものと思います。そのためには、

を擁護する立場に立って、かつ、 現を図ると同時に、納税者の権利 について明確な制度を設定する方 であります。そして、それを具体 実施に移すならば将来に悔を残す ません。これらの問題をあいまい 申告納税制度の理念にそって業務 ことになると考えます。 な形のままにして、当該制度を に従事することがその本来の使命 4)税理士は、納税義務の適正な実 向ですすめられているとは思われ

うこともできません。 上運営することができませんし、 約が成立することなしには、実務 障が確立し、それに基づく監査契 の免責などについて、制度上の保 税理士が責任ある意見の表明を行 「当該制度」は、これらの問題

化するもっとも重要な業務が税務 代理です。ところが、通達を基準 の観点が考えられる。 該制度の手続とは、まったく異質 局の行政執行に協力するための当 いて行う作業であります。国税当 別掲の税理士法第三十三条の二 なるほど、問題点として幾つか | 記載した申告書を作成したとき | 談を受けてこれを審査した場合に

添付書面制度の問題点を考える

一状にも強い危惧を表明します。

を推進しようとしている貴会の現 織のルールを無視して、当該制度

| ならなければ実務上の効果がない | ものといわなければなりません。 国税職員に準ずる役割を果たすと の補助機関に導くことになること とになり、税理士制度を国税当局

ます。しかし、これは、税理士が といわれるものの内容は、その殆 期するために職業的良心にもとつ 成する申告書に誤りのないことを 納税者の信頼にこたえ、自らの作 算を行い、申告書を作成するに当 どが、何等かの形で、税理士が決 が実施している「チェックリスト (5)現在、一部地域で少数の税理士 って確認を行っている項目であり もに、民主主義の理念に反し、組

該制度そのものに反対であるとと を推進されています。私たちは当 式の機関で審議することなくこれ の設定への推進は、きわめて重要 (6以上、述べたように「当該制度」 会は日税連及び単位税理士会の正 な問題であります。しかるに、貴 のものであると考えます。

るものです」 に慎重に審議されることを要望す 式な機関で、形式的でなく実質的 て、日税連及び単位税理士会の正 早急に全国の税理士の意見を求め 貴会が会員の付託にこたえて、

示す税理士も多いのではないかと 思われる。そのことがいかにも残 というもので、これには賛同を 付することができる。 応じた事項を大蔵省令で定めるところ を作成したときは、当該申告書の作成 申告納付若しくは申告納入の方法によ 税通則法第十六条第一項第一号に掲げ により記載した書面を当該申告書に添 る租税の課税標準等を記載した申告書 る申告納税方式又は地方税法第一条第 に関し、計算し、整理し、又は相談に 一項第八号若しくは第十一号に掲げる

税理士法第三十三条の二

税理士は、

玉

できる 審査した事項及び当該申告書が当該法 作成されていると認めたときは、その 当該租税に関する法令の規定に従って 審査した場合において、当該申告書が 成したものにつき相談を受けてこれを 税標準等を記載した申告書で他人の作 た書面を当該申告書に添付することが 令の規定に従って作成されている旨を 入蔵省令で定めるところにより記載し 税理士は、前項に規定する租税の課

付記して署名押印しなければならな ときは、当該書面に税理士である旨を 税理士は、前二項の書面を作成した

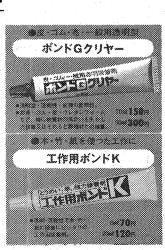
家庭用接着剤·補修材

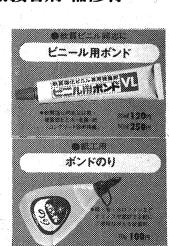
工作に、楽しいホビーに

◈ボンド

家庭用ポンドシリーズ







シ株式会社 しゅうしゅう 本社ポンド部 大阪市東区平野町2-10(平和ビル) 〒541 TEL 06(228)2970

東京支店/東京都中央区日本橋室町4-5(近三ビル) 〒103 TEL 03(245)6952

札幌営業所 / 札幌市中央区北四条東1丁目 〒060 仙台営業所/仙台市卸町1-6-15(卸町セントラルビル) 〒983 新潟堂業所 / 新潟市平島1301 (中野ブラザ302) 〒950-21 静岡営業所/静岡市本通り8-46 〒420 名古屋支店 / 名古屋市西区菊井2-6-5 〒451

TEL 011 (261) 2521 TEL 0222 (95) 3178 TEL 0252 (31) 5577 TEL 0542 (55) 5131 TEL 052 (563) 6171

金沢営業所 / 金沢市長土塀2-14-17 〒920 高松営業所/高松市上福岡町704-1(池添ビル) 〒760 岡山営業所/岡山市幸町9-21(藤田ビル) 〒700 広島営業所/広島市西区上天満町3-14(渋谷ビル) 〒733 福 岡 支 店 / 福岡市南区清水3-24-19 〒815

TEL 0762 (23) 1565 TEL 0878 (35) 2020 TEL 0862 (25) 1961 TEL 092 (551) 1761

岡崎寿士先生喜寿祝

友情の花咲く宴の

協

一税協会長

とどうもなじみにくいという問題 然の罰則規定であるが、そのこと

もってきて、添付書面制度が導入

十八条(機密漏洩の罰)、第五十四

それはまた税理士にとっては範囲

則、通達まで入るのだとすれば、

法令といえば、本法、省令、規

ではあるまいか。このような疑問

その適法性を見るのは行政の分野

が先ず根本的に伏在する。

が広すぎるきらいがある。

一条(ニセ税理士禁止規定)、第三 税理士の罰則としては、第五十 甲告書が虚偽のものであった場合

会計士のような原則的なものを有 査基準が法令にきまっている公認

%正しいかどうかは不明であり、 のである。納税者の申告が一〇〇

していないからである。

は罰則があるのではないか。

定)等があるが、それは代理人制

(使用人等に秘密を守らせる規

度としての税理士制度における当

の2で何を求めているか。それは

と代理日数を比べてみても、添付

務に比して半分である。審査日数

が安いという問題がある。代理業

次にこの添付制度における報酬

制度のメリットが稀薄なところへ

う問題もある。稅務調査に関連し

て逆効果となった実例もあるので

の幾つかのポイントにつき広く議

告納税制度の発展のために、以上

し、査察において摘発されたとい されているからということで悪用 公権力がチェックする。チェック

れており、是非、税理士制度や申 の根幹に触れる問題も幾つか含ま

ある。名古屋税理士会や北陸税理|論を尽くして頂きたいものである

そもそも行政は第三十三条の二

は他人の作成した申告書を税理士 申告書を作成する場合であり、2 うに、1は税理士としての自分の 添付することができる。」とあるよ

も、税理士の場合は代理人に過ぎ ッキリ法に規定されているけれど って独立の第三者という立場がハ

るところであろう。

ばいいのであろうか。

計士の証取監査や商法監査との関

ペナルティの範囲はどこまでか。

脱税相談禁止の第三十六条か、助

言義務を規定した第四十一条とそ

二の2を根拠としていないものート」は、税理士法第三十三条の

士会で実施している「チェックシ

ッとして頂かないと、多くの税理 のペナルティの関連の辺りもキチ

題が発生している。

いわば、行政は形式よりも内容

で、そこでは現実にそのような問

士は動かないのではあるまいか。

ついては、各地の税務署長会議に

あろうが、内容は納税者は全部話 が大切であり、そのための措置で

さないものであるというところに

今回の「添付書面制度」導入に

連問題、滅価償却引当金や特定引

ところが、その申告が一〇〇%

公認会計士の場合なら監査に当た | あろうから適法性こそ行政が求め | トを期待する保障をどこに求めれ

る。この2の場合の「添付するこ

であるとすれば、先ず、税理士は ないのだから、審査イコール監査

として審査する場合をうたってい

うことであって、したがって罰則 とができる」とは任意であるとい

三十三条の二の2というのは、審 審査になじまないものがある。第

> とは、そうした内容を含むかもし ないものである。しかも税務業務

納税者は都合のわるいことは言わ 正しいものだとは言い切れない。

れない申告に基づく代理人業務な

規定はない。しかしながら、その

岡崎寿士先生喜

が開かれた。元東京会副会長の松 元関東財務局長、現国税局顧問の 楽しく過しましょう」と開会の辞 月一日喜寿を迎えられました。本 祝う「岡崎寿士先生喜寿祝い会」 木正輝氏の司会によって幕を明 下田友吉氏が「岡崎先生は十

東京会元会長岡崎寿士氏の喜寿を

次いで、元大蔵省証券局長、現

間において、日本公認会計士協会

の長寿国、頑張ろう」と述べた。 の中心者の一人であり天成の人格 会をやっているが、岡崎先生はそ | 行力を範としたい。日本は名うて 熱心に提唱してきた。私も自由職 あり、今も毎年正月にグループの 生感、生きざま、人柄の良さ、実 業者の一人として、岡崎先生の人 最初からの会長で、一局複数会を 者である。かつがれて第一税協の

十一月十日、帝国ホテル鳳凰の | 「二十年前私が直税部長時代から | 東邦生命会長の安井誠氏が来賓挨 公認会計士の方々とおつきあいが から第一税協会長として現在に至 してきた。今後共ご指導の程を!」 厚にして、私は兄のようにお慕い されている」と紹介し「その性温 り、四十四年には黄綬褒章を受章 ミにいた。東京会長を辞められて では前協会長の中瀬宏通氏が立ち た。公認会計士としての来賓挨拶 士と税理士の調整問題に触れてい 拶に立ち、祝意と同時に公認会計 「岡崎先生は明大の父勝太郎のゼ



未亡人ときよさんから花束を、 を述べる岡崎会長、宮坂保清氏 れ贈呈される岡崎会長。 村田義男氏から記念品をそれぞ (写真説明) 写真上から、謝辞

流金井章氏(紫雲会主宰、能楽協 が七十七歳、生田氏八十歳、篠原 岡崎先生も、紫雲会幹事の安田卯 **会理事)が謡曲「養老」を披露し** である無形文化財指定保持者宝生 「養老」を披露された。岡崎先生 乾杯の発声には尾沢修治元協会 郎、篠原利市氏らと同じく謡曲 このあと、岡崎先生の謡曲の師

り、乾からびてはいない。清らか 務所総代)介添で故宮坂保清氏未 日は残れる人生の第一日である」 世話も先生の人生、きょうのこの 長が立ち、「われわれは熟年であ に静かにが先生の人生、また人の 川北博現協会長が中〆の音頭、

しておりますのでご了承くだ ニュース」12月号と重複掲載 との記事は、「東京CPA

から始まる。自分さえしっか 対に相手から中傷されること 々たる吟唱であった。 氏七十歳、合わせて二二七歳の朗

辞を述べられた。あとは懇談の時 一何の勲章よりも涙の出るほど嬉し 各位が催して頂いたきょうの日は 生きるかのよすがとしたい。先輩 | 山をどう越えるか、喜寿を機会に 間となり、岡崎先生の喜寿を寿い い。余命の続く限り努める」と謝 と受けとめる。一山越えれば次の 今日をどう生きるか、明日をどう

挨拶ぐらい難かしいものはな

文章などはなかなか含蓄のあ を開いてくれる……」 という りしていればいつか相手が小

本来、言葉の機能にはお互

でお申し出の翌日お金になります

※分離課税35%税引後

どうも簡単なことのようで

| 協会副会長山上一夫氏が御礼の閉 花を咲かせていた。終わりに臨み、 で参会した公認会計士・税理士は 二百名を数え、あちこちで友情の 会の辞を述べて、華やかな祝賀の その企業発展の成否にかかわ 来客にたいする応接、仲間ど ためのお互どうしの声の掛合 務所に入ってくると先ず挨拶 いをどう体得して行くかは、 うしの人間関係を円滑にする い。さらには電話の応待から の仕方を教えなければならな い。学校を卒業して新人が事

確認をすることにある。これ

境の中にいるという同質性の が、挨拶の機能は同じ社会環 するためのものなどとある の事にたいする論理的思考を いの意志の疎通をしたり、そ

のではないのである。挨拶は が、相手がおはようを返して る問題である。 たとえ相手がしてくれなくて くれなかった。だからこの次 の中で、「おはようといった 重要性を説いている。又、そ の中にあったもので、挨拶の からやめてしまおうというも くばりのすすめ」鈴木健二著 冒頭にかかげた言葉は「気 を向上させることに役立つ。 事を発展させたり、生活環境 によって信頼関係を増し、

のなのである。そうすれば絶 も、自分だけは続けていくも 『あの人は挨拶をしない人な ていかなければならない。 れなくても、自分だけは続け なに人の心をなごませること か」というような一言がどん 無意味にみえる「おはよう」 くなり対立関係が目だってき ている。こんな時こそ、一見、 間関係がギスギスして、 一寸 「ありがとう」「いかがです したことでも、なめらかでな へ間疎外が進んだために、 挨拶はたとえ相手がしてく 近頃は人口の高密集化や、

点がありそうである。というのは、

一適法性を証する真実性、

信頼性で

一されるとすれば、

そういうメリッ

一当てが必要なわけである。

公認会

一になると、

前述もしたようにその 査イコール監査だから代理人とし をいかに考えたらよいか。 理士を含むそれ以外は法的には本 達に含められるとすれば、税務職 が、それならそれでそれなりの手 取って良いとする政府答弁がある 議論された時、任意の監査と受け 現実にはこの第三十三条の二の2 来拘束されないものだという問題 員は通達に拘束されようとも、税 しよう。やがて添付書面制度が通 士法改正のさ中にとの点が国会で は生きていないフシがある。税理 れるのかという問題は確かに浮上 ての税理士にはなじまないとして それから税理士は通達に拘束さ 税務監査論との問題もある。審 れぞれ岡崎先生に贈呈した。 ナルティにひっかかるということ う問題があるわけである。そして 考えても無理があるような気がし 税理士たるもの困ってしまうとい 法云々の意見表明をさせるために との規定がお蔵入りしているのは 備範囲が定かでない現在、事実上 当金処理との関連など具体的な守 一歩誤まれば、税理士の多くがペ ったじゃないか」と指摘されても 適法性の問題だから、「脱税があ てならない。 わけである。このままで新しい添 は現行法だけでは手当が足りない 当然でありあくまでも税理士に商 付書面制度を導入するには、どう 善管義務との関連もある。何せ

という。

あるいはまた、税務調査という

まいか。

この問題を通じて、税理士制度

リットが生まれてくるのではある はじめて「添付書面制度」導入のメ 実上無理なのではないかと卒直に とても明年から実施というのは事 おいても危惧の話題が出ている。

根本的な問題点がある。行政の信

頼と申告是認保障が合致してこそ

意見を述べている税務署長もいる

| 喜寿、八十八歳米寿というように うである。六十歳還暦、七十七歳 一歳は長いが振返ってみると夢のよ 一内の分も謝意を表したい。七十七 節目をつけているが、これは警告 ここで岡崎先生が「病臥中の家

迷語錄

る」ことなのである。 「心を開いて相手に迫 挨拶というのは

お気軽にご来店ください。 「初めてのお客さま ーナー」開設/

■お電話でのお申込み•ご相談は……

 $(205)0091 \sim 0096$

新しい魅力で 身近なおつきあい

(お引出しは1万円単位から可能です。)



10万円でいくら違うでしょう。 (s.57年11月現在、単位円) 普通預金 〔年1.75%〕 優 (5.694%) 分離課税 (3.701%) € 1ヵ月 475円 年5.694% 146円 年1.75% 146円 年1.75% 309円 年3.701% 930円 年3.720% 1,431円 年5.724% 438円 年1.75% 438円 年1.75% 2,882円 年5.764% 1,868円 年3.736% 875円 年1.75% 2,125円 年4.25%

中ファンドの大きな特徴

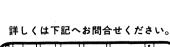
いつでも手数料なし

○年5.694% (S57年11月現在) で高利回り

○しかも1ヶ月複利でふえていきますから、長くなるほど有利です

○お申込みは10万円から1万円単位、いつでもお申込みになれます

1ヶ月複利の元利合計の試算式は 1 ヶ月模型の元利百品の展示シャー ○元金10万円をマルユー扱いで3ヶ月旅けた場合 10万円×(1+0.05694) 3=101,431円 (元利合計) 1431円× $\frac{12 \, \tau \, 月}{3 \, \tau \, \Pi}$ =5.724% ○この場合の年利回りは





郵便番号 | 160-91 東京都新宿区新宿5丁目17番9号 (三光町交差点カド・伊勢丹ソバ) 電話 東京 03(205)1 0 0 1(代) 幼時には今川義元の人質として

第

性的な律義さで、この律義さが家

協

徳川

艾

幾多の戦陣には先鋒を努め、

驚かしたといわれている。

家康の蓄財は、必要の時に人の

見ることができる。

義の厚さを物語るにふさわしいも 承康はその信と義に背信すること からもそのように見られていて、 ていた特長は「三河の律義者」 信長、秀吉に仕えた家康の一貫

のにせんとして豊臣家滅亡の策謀 単に見破られる軽卒さがなかった 自分の生きているうちに磐石のも か狸親爺という腹黒い性格に見ら とも見られるが、反面との律義性 見方によれば、自分の本心を簡 これは家康をして、徳川幕府を の信頼であった。

り、これが家康の世評を悪くして 作家の司馬遼太郎は次の如く述べ に熱中せしめた所以のものであ 涿康の律義という性格について 耐資質であったこととともに巨大 なる才能というべきである。 義者としての隠忍の生活で、本心 能であり、秀吉に服して江戸の律 努力を尽くした、これが家康の才 を秘してチャンスを待った強い忍

った鉄砲を求めるにも多額の金銀 ち、日常生活において倹約を重く を省き、財力の蓄積に心を用いた 武器を備え、当時の最高兵器であ みた武将はない。兵をやしない、 人はない。彼ほど巨万の財力を持 家康ほど一旦緩急に備えて無駄 特質の4/理財家であったこと 期安定政権の強さを示しているの 者があっても、組織性において長

もわれ征かんというていの律義で

世間のあいさつ的の律義で

った。ただの小心者の律義ではな

家康は愚直なまでに律義であ

律義のために千万人といえど

の折、信長が徳川の領国を経て帰 けではなく、天正十年武田氏滅亡 しかし、何でも金を使わないわ

なお家康の遺訓として「人の

反対を押し切って、信長の利害の 康の下に参じたのも家康への不動 た秀吉の死後諸大名がこぞって家 する信頼は不動のものとなり、 敗で、疑念の深い信長の家康に対 ふみ切ったものであった。この大 この間の元亀元年武田信玄との戦 守るためこれに服している。また いでの三方ケ原の大敗は、部下の 武田に通じたとの嫌疑で信長から ためにかなわぬまでも対武田戦に

かったのである。

使っている。唯なるドケチではな

惜しげもなく領土を与え、黄金を

の大名や公卿に対する遇し方は、

る。特に関ケ原合戦の終戦処理に 出来ない使い方をするやり方であ

己の律義を守るのに奇跡に近い 開となった。後に続く将軍に無能 営の基盤となり、旗本八万騎の展 形態を見出し得るのである。 型の職業的武士団において完全な たは主君を中心とするピラミッド たものに外ならない。組織性とは、 臣からの絶大の尊崇を高めて行っ しる武将としての威厳、徳性が家 の統卒力は、彼の人格からほとば 一般的に一人の超人的な指導者ま 徳川の組織性は、後年の幕府経 経営者的手腕としての家臣団へ 特質の5/その組織性

間の能力には限界があるが、組織 による力は経済を中心とした企業 の組織力による強靱さは現代の経 た指導力によって纒められた集団 た人間が出現するよりも、 営に通ずるものがある。一人の人 組織の内部において一人の優れ

信長の横死により、当然次の天下 南として、実質的には情報機関と にして全国大名の動きを知り、後 賀者による情報組織は、居ながら 天正十年の本能寺の変で同盟者 特質の7/長寿と子沢山と強運 の持主であったこと

の間に子供が恵まれ、後継者に不 実ともに武門の最高権力者たる征 れたのに比し、彼は多くの側室と **トの礼をとらされたるも、長寿レ** 秀吉が秀頼を晩年にやっと恵ま -スで勝ち、関ケ原合戦により名

家

康

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

や本多忠勝の護衛により伊賀越え 城に逃げかえり寸前のところを助 遭遇しているが、その一つの三方 して難をのがれたこと。 元和元年 ケ原の大敗では、命からがら浜松

画は、三代将軍家光が夢にみた祖父の姿を描かせたものと伝えられ

この肖像は、日光の輪王寺にある画像によったのですが、その原

家康の経営者としての特質に |国の折に饗応に使った金は信長を | 素である。このことは四百余年前

即ち、秀吉の死去を境として豊臣 陣までは、謀略戦、政治力の権化 させるやり方の例を見てもわかる 名には権力を与えて、これを監視 は、外様大名の石高の大きい大名 の創業の徳川幕府において模範を ともいえるほどの力を発揮した。 なコントロール方法である。 を長期的に存続させるには効果的 ように、これは大きな人間の集団 譜代の信頼される十万石以下の大 には幕府の権力の座には入れず、 関ケ原合戦から大阪の冬、夏の 特に内部コントロールの巧みさ 特質の6/その政治性 レーの時代であるが、しかし、 つない現状から、

広寺の鐘銘事件と、次々に政治的 謀略の手を打った。これにはまた 大な財宝の消耗作戦、そして大阪 本多正信、天海僧正、素伝等の作 攻めの大義名分を得んがための方 その他、服部半蔵を長とする伊 はツキも必要で、それも家康自身 生涯のすべての条件に恵まれた強 安となるべき案件をすべて処理し う超長寿を保ち、自分の死後の不 筆すべき人物であった。秀吉ほど 武将としてもまた野戦の勇であっ せたことは事実であり、経営者に 派手な存在ではなかったが、 て徳川幕府二百六十五年の基礎を が招き寄せたものと考えられるの たが、当時としては七十五歳とい 一代で固めた日本歴史の中では特 家康は経営者としての資質の外

戦参謀が腕を縦横にふるった。

の俊敏なる行動により十余年の臣 の主たる実力を持ちながら、秀吉 家康は一生のうちに三大危難に その身にいたる。おのれを責めて 出すべし。堪忍は無事長久の基 を常とおもえば不足なし。こころ るが、昭和五十六年五月二十日の 人をせむるな。及ばざるは過ぎた り知ってまける事をしらざれば害 に欲おこらば困窮したる時を思い ごとし。 いそぐべからず、 不自由 生は重荷を負って遠き道をゆくが キングに述べている。しかし家康 新聞報道によれば偽作なりと徳川 いかりは敵とおもえ。勝つ事ばか るよりまされり」が伝えられてい

以上の家康の経営者としての特

民間経済録について

家の武力分断策、秀吉の遺した巨 日本の経営としては、家康の経営 日本の如くせまい国土に一億人の が多い場合、人間の頭脳が発達し 者的特質を大いに採用する必要が とそして企業倫理の実践しかない 依存し、科学的合理性の経営の下 小企業のように、個人中心の経営 業集団化が益々大きなものとなっ あると思う。 に技術中心の生き方と集団プレー ことは否めない。いわゆる集団プ 者の出現よりも組織的運営が企業 するものではない。現代の如く企 人間がひしめき、天然資源とて何 としての力を発揮するものである ている時代は、一人の偉大な経営

である。

税 理 士

岸本 勝次

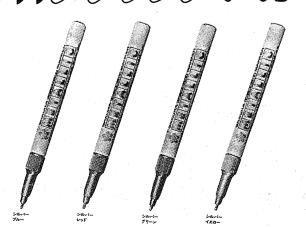
徳

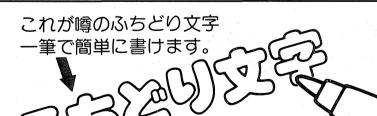
Ш

生を得たこと等、実に強運の星

に真田幸村の攻撃をうけ、九死に

も異なることなし。かつ又其の 暴人の難を防がんとするも、 価も割合にして余り高きものに を与えて人を傭うの理にすこし 代金を払って反物を買い、賃銭 の入費なれば、其の売買の趣は 器を用意し、士官兵卒を養う金 心の快楽を買う為の代金にして わざるを得ず、租税は即ちこの きも計るべからず、今これらの し。一国に政治あればなり。い なく、一軒家に住居して押込の て人々の自力をもって盗賊其他 る者へ給料を与え、海陸軍に武 官員を始とし、すべて政治に関 きに非ず、又外国人がみだりに わんや無頼の悪徒が党を結んで あればこれを取押えて始末すべ 恐れなく、我が地面を荒らす者 其無形物とは一国の政治是な 官の快楽を為す可し。されども 白昼に市井村落を掠むるの患な あればこれを訴えて 取返す ベ が為に金を払えば以て、我が五 の読本向けにやさしく書かれて 心配なきはこれを心の快楽と云 上陸して如何なる無礼を働くべ 心の快楽を為すものあり。即ち ここに又形なき品物にして我が 形ある品物にして、これを買う 香匂玉は鼻に快よし、是等は皆 は口に旨く、鳴物は耳に面白く 物ははだに着く可し。鰻の蒲燁 て次の文章で始まる一節がある。 いるが、その中で租税の事とし という本がある。これは小学校 金を出して反物を買えば其反 夜路を往来して強盗の心配 我が金を貸して返さざる者 付れば一人に付き一年二円の出円、之を三千五百万の人民に割 る きことなり(一部現代のかな使 や。方今政府の歳入凡そ七千万 ز 仕組を買うに就では苦情を唱 買うには金をおしまずして最も 冶放蕩博奕して銭を失う者もあ 金を費す者あり、尚甚しきは遊 あり、保養の為に伊勢参宮して 見れば一擲千金、豪を闘わす者 のなれども、試に世上の流俗を のと云うべからず。税の事に付 は ち 府の力も足らず、市民の申合せ に発すべからず様々に勘辨すべ 集めて浪費乱用するに非ざれば らず、政府たるものが此出金を 私費に比すれば誠に論ずるに足 金なり。之を人民平日の奢侈の 有益にして最も価の安き政治の てはややともすれば苦情多きも 払うて一国に政治の仕組を設 等の有様を考えれば僅に租税を りき。其の費用の多くして不安 あたかも夜々籠城するの有様な 客撃剣家を雇うて防戦に備え も行届かずしてこれを如何とも 毎夜のことなり。しかれども政 家に乱入して大金を強奪するは して多人数徒党を結び市中の豪 れる会費説に立っている様であ 心なりしは推して知る可し。 設け、穴蔵を作り、抜け道を穿 すべからず。是に於てか富商豪 人民に於ても租税の苦情は容易 家は二重にも三重にも戸締りを 心得違いの甚しき者に非ず 幾千万の人民が日夜出入共 要害厳重なる尚其上にも食 無益にして価の高きものを





1本で、2通りの書き味が楽しめるサクラメタリックマー 書くとカラフルなふちどり文字が。また、アクリルやガラスなどの 非吸収面に書けばメタリック調の文字やイラストがワンタッチ。も ちろん、何にでも書けて消えません。カラフルなふちどり文字と、 メタリック調の文字。1本で2通りの文字が楽しめるペイントマー カーはサクラメタリックマーカーだけ。各色そろって1本300円。金 ・銀・蛍光色のペイントマーカーも1本200円で発売中です。



株式会社サクラクレパス

'83元旦

このような環境のなかにあって

項「公認会計士と税理士の職務上

ても十分検討すること」をその主

もに、監査対象会社の範囲につい 職域侵害が起らぬようにするとと 二頁

三頁〉日税連制度部の「縦割り

五頁…歴史・考察、税の歴史(25)

四頁) 論」 具申は意味不明

年頭挨拶

迷語録

六頁…年賀名刺広告

次

-局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル 電話 (816) 3346 岡崎寿士 (1部 100円) 岡田一馬 (年極 1,000円) 発行人 編集人

発 行 所

会員の購読料は会費に含む

康とご繁栄を心からお祈り申し上 さて今年も昨年に引続き我国を 明けましておめでとうございま 年頭に際し会員の皆様のご健

は、これら改正新法に即応した業

対する軍事費の増額要求を始めと が予想される。このように考える 総選挙の可能性も強く、三大選挙 な困難に直面し、さらに今年は統 倒産の続出するなかで行財政改革 を至上命令とする政治的、経済的 には景気の低迷による中小企業の 地方選と参院戦に加え衆院解散 に経済的にはアメリカの我国に 欧米西側諸国の自動車その他 題として、公認会計士法及び同法 展開している。すなわち公認会計 務を実施中であるが、一方税理士 分処理されている問題である。 施行令で調整がはかられており充 論を主張している。この問題は既 か一方の選択、つまり業務の縦割 監査と税務を完全に分離し、 士の業務、特に兼業税理士に対し、 い監査の領域にまで批判の論議を 税理士に関係のな 何れ

一策として利用しているのではない り論を主張し、税理士会員の目を であるばかりでなく、会員の増加 格取得者の構成内容も複雑である 向けようとする税理士会運営の政 公認会計士協会を敵視する方向に 保とその拡大を主張するため縦割 る等の考慮から税理士の職域の確 に伴い関与先獲得運動が熾烈とな ことから会員の意思の統一が困難 数が五万名に達しており、その資 難となっている。既に全国の会員 員の意思の統一をはかることが困

とき何一つとして楽観材料はな

国民の耐乏生活を引続き強い

なかには、商法改正に関する衆院

|関する商法の特例に関する法律| は何れも昨年の十月一日から施行 会長 畄

が侵害されるという被害妄想の議 張の根拠にしているようであるが 論があるようである。 り論主張の裏側には税理士の職域 という趣旨にも反するもので縦割 びつかない問題である。すなわち

は警戒を怠ってはならない。

年

頭

所

感

一税理士協議会

動力を考えるとき、その政治運動 れわれとしては今後共その動向に には軽視できないものがあり、わ

また、昨年の税理士法改正によ 理士会の選挙は前回の選挙の失敗 かでも税理士会の選挙特に東京税 に鑑み今回は友交諸団体と充分協

かと推測される面も考えられる。

は前述した。国会及び地方の選挙 われる。すなわち、公認会計士協 挙が行われる。何れの選挙も重要 税理士会の本支部における役員選 会の本支部における役員選挙及び は勿論、業界においても選挙が行 ないことは当然であるが、そのな 今年はまた選挙の年であること

計士制度が廃止される十月十三日 るわけではなく「税務業務を行う る成果が得られるものと期待して 頃までには、われわれの満足でき 公認会計士の対策プロジェクトチ てもとの問題をおろそかにしてい ーム」を結成しその組織化を真剣

適時開催し業務の発展に役立てた 員の業務上必要とする研修会等を するサービスの強化策として、 ತ್ಯ

の感がある。しかし当協会におい 理解ある人格識見ともに優れた役 独断専行による会務の運営を正常 ることができるならば、或いはま 員の選出に最善を尽くす覚悟であ 会の一部の理不尽な運動を阻止し る。その結果として有終の美を得 団結が強化されるならば、 として兼業税理士の組織化が進み た通知公認会計士制度廃止を契機

UCHIDA

国の経済発展に聊かなりとも寄与 することができるならば幸いであ 共存共栄を計り、 化し公認会計士協会も税理士会も 困難を極める我

終りに臨み第一税協は会員に対 会

環境効率を目指

①((オフィス・オートメーション) (中の)(温(オフィス・エンバイアラメント)

信用は得られなくなる心配があ 認会計士」の名称では、

の活動に対して、主張すべきこと

は主張し、行動すべきときは、

別の立場で、税理士会のいろいろ

納税者の

東京四一八〇名 大阪(近畿)

認会計士協会の重点施策には 動すべきであると考えている。

「公認会計士の名称で税務業務が

0.

織している。その生いたちは、

税協が複数税理士会(現在は単

たいと考えている。

西相携えて、新しい年の活躍をし

実現を目ざして、文字どおり、 出来るよう」とあるが、その日の

税協と近税研を任意団体として組

会計士協会地域会の会員が、第一

四三名)一四〇二名を持つ公認

向上を目途としたものであった。

とととする。

して、新年のごあいさつに代える

大方のご批判とご助言をお願い



の進展に伴うオフィスワークの変化を総 す。パーティションと 合的にとらえ、最適のシステムを組んで ング(環境照明)から成り、事務効率を高 ング(作業照明)とアンビエントライティ 電力が約3%節約できるタスクライティ た、照明は省エネ時代にふさわしい、消費 情報処理機能をもつ高性能のワークステ 報)を活用し、コンピ 同時に、ワイヤリング ルタイプのワークステ 照明機能とワイヤリ ィング&ローパーティション)**システム**。 から生まれたのが、T&L(タスクライテ 想で提供いたします。 らオフィスサプライズまでを、一貫した思 ス空間を創造する各種の環境構成什器か ションを構成する たします。そして、OA ことができます。ま ング機能をもつパネ このウチダの考え方 、機能(電気・電話・情 ュータ端末機や他の しての機能をもつと **/ーションシステムで**

で指導で鞭撻を賜りますようお願

い申し上げます。

的、生理的な面をも重視し、OAを推進す めに、人間工学にもとづいて、人間の心理 OE(オフィス·エンバイアラメント)…す 事務処理の効率化を図るOAに加えて、 ウチダの事務機器部 る事務機械を中心に、 する環境づくりを大切にします。そのた なわち、人間本来の機能を最大限に発揮 門がめざすOAは、 人間尊重のオフィ

株式 内田洋汀

事務機器事業部 TEL.03(555)4359

士 計監査に関する基本問題」は税理 士会員の数と資金及び 彼等の 行 ともあれ現に展開している「会

寿

計士協会内における兼業税理士の を除き全員税理士会に入会するこ 年十月十三日以降は「附則適用者」 同時に登録即入会制が強行され今 り通知公認会計士制度は廃止され

組織化による団結の強化は今一歩 力体制を整え、われわれの運動に

員の著しい増加により肥大化し会 また他面税理士会の現状は、

税務と会計の車の両輪説は、 V١

近 税 研

کے

第

税

協

近畿税務研究会 近

松 正

雄

つも聞かされる話である。しかし、 計士がたくさんできて、いよいよ うか、税務を不得手とする公認会 査法人の門を叩き、共同事務所に 先になれば、一体どうなるのだろ の成り行きであると思うが、十年 入って、「監査」業務に専念するこ とは、世の中の流れとして、

美 「税務は税理士さんにまかそう」 自然人の集まり とろであろう。 後者は、研究団体としての性格に 体の性格を帯びやすいのに対して 両会の相違点は、前者の政治団

ば、両会は解散する運命にあると であり、公認会計士協会が日税連 は、新しい会の核となるのが両会 地域で一局複数会となった場合 と並んで税理士団体と認められれ 点であろう。また、よく似ている 甘んじざるを得ない状況下にある

というコマーシャルのとおり「公 ともあれ、公認会計士協会とは あけましておめでとうござい

ことができました。

十月の秋晴れに恵まれて、一

半、会員数も一万人を超えた昨

改正税理士法の施行後 一年

年三月指導部では会員事務所の

裁決事例基本通達、

実態調査を実施しました。調査

会員及び家族、事務所職員

たりに貴重なデータを把握する

を走り回っています。

します。

ぎ各位のご健勝をお祈りいた ます。昭和五十八年の新春を寿 第

年

頭

0

辞

東京税理士会

会長

波多野

重

雄

民のための税理士制度の確立を

さと熱気に溢れた一日を過すこ

多くの回答が寄せられたこと、 項目の多岐さ、にもかかわらず

関係者のご協力により当日は若

とができ、出場の会員には参加

て不惑の四十周年にあたり、国

昨年は税理士制度が 誕生し

も含めて運動会を催しました。

視察団の派遣であり、

私は自ら

敷地では、待望の広報車が出現

すので、事務所経営の指針とし

た。間もなく会員に配布されま

期待していることが 窺え まし

てご利用ください。

同じ日の早朝、税理士会館の

事業行事を企画し実施しました。 すべき年にふさわしい意義ある **念願する本会として、この記念**

とと思います。

する悦びを味わってもらえたと

幅に上回り、その結果に会員が

いずれも八年前の前回調査を大

まずは制度部を柱とする欧州

のほか各国機関を訪問して久閣 団長として、西独連邦税理士会

途を祝いました。以後、この広

前年同期に倍する九回の研修会

会員研修活動に力を入れて、

式をして、軽快な宜伝カーの前 し、関係者で「東京号」の出初

います 九八三年の年頭にあたりまし

その意味におきまして貴会と密

新年のご挨拶を申し上げます。 ご指導を賜り衷心からお礼申し上 て第一税協の会員の皆様に謹んで さて我が国の景気はここ長期的 旧年中は何かと貴会のご協調と

今経済の動向はなかなかに厳しい このがあると思います。 停滞し国民の一般消費は伸び悩 このような経済環境のもとで 一 年おめでとうございます。 いつもいつもご懇篤なご指導、

びに日税連の役員改選の年を迎え た訳ですが日税連及び東京会の間 ところで今年は東京税理士会並 理士会や公認会計士協会などの役 すし、場合によって衆議院選挙も いう間に月日がたちましてまた新 員選挙も実施されます。 議院選挙や統一地方選挙もありま たなる年を迎えてしまいました。 応えもできませぬうちに、あっと ご厚情を賜わりまして、

それにお あるかもしれず、同時にまた、税 今年は選挙の年であります。参 で、貴会としても今度こそは当選 たしております。同氏は貴会第一 敗の浅井新平氏をいち早く推薦い 同副会長候補者としては、前回惜 てやみません。 を期せられますよう、万全の体制 税理士協議会会員でもありますの で選挙戦に臨まれますよう希望し 年初に「会計監査に関する基本

くることは誠に遺憾なことだと思一すので、私たちは真剣に取組む必一うな事態に備えるべきことが、商 各界に波紋を投げかけているよう ですが、今後税理士と公認会計士 問題」がやや具体的な形で浮上し

の職業倫理をもって使命達成を心 掛けねばならないと考えておりま で我々税理士は税の専門家として 題が爼上に上ってくることは当然 人確保の面から必然的に税負担問 方では財政再建が強くさけばれ歳

協

年の大計をうらなう選挙でありま とりわけ、税理士会の役員選挙

ついて不協和音が我々に伝わって

新年明けましておめでとうござしいます。

年 頭 税理士桜友会東京会 会長 茂 挨 木 拶 元次郎

の

接な連絡協調を推進して真に安心一対策を講じなければならないと考 | 士会の実現のため有効適切な選挙 して信頼して任せられる東京税理 年 頭

年でありますよう心から祈念いた とりましてますますご発展と良い しまして、新年のご挨拶といたし 終りに、この厳しい年が第一税

陶冶するとの綱領を掲げ、徒らな

ずる

第一税理士協議会の諸先生、新 | 要があります。その意味で税理士 清流の会と致しましては、
 東京税 税理士清流の会 会長 0 中 村

法改正の際の衆議院附帯決議第九

理士会会長候補の人選をすすめ、

礼申し上げます。

と、税理士会役員の中に公認会計 ための「基本問題」といわれてお 頂きたいと念じている次第です。 界と公認会計士界の今日と明日の 士兼業税理士をどうしても一人加 計士の調整ということになります にうたわれており、その具現化の ために是非とも浅井先生にご当選 業税理士でありますので、税理士 からも信頼されている数少ない兼 先生は、税理士からも公認会計士 えないとならないわけです。浅井 りますけれども、税理士と公認会 また、「税理士清流の会」は、税

務の専門家として、租税正義を期

弘 践者が浅井新平先生です。浅井先 士会内の有力グループであります いを良策として活動している税理 を背景とした良識に基づく話しあ までも国民の税理士に対する信頼 る反対運動をすることなく、 力ともなるわけであります。 界を良識の方向に導く大きな原動 生を当選させることは、そういう が、その精神・方針の指導者、実 グループの存在を力づけ、税理士 したがいまして、税理士清流の



頭

当

つ

社団法人

西

別のご指導ご鞭撻を賜り、厚くお 慶び申し上げます。また平素は格 勝にて新春を迎えられ、心からお **員の諸先生方には、ますますご健** 第一税理士協議会役員並びに会 種を各所に抱えた国際情勢のなか で、ひとり日本経済だけが安泰と

年に持ち込まれました。ざっと見 くの波瀾を含んだまま昭和五十八 なお立ち直りの気配を見せず、多 低迷を続けている世界経済は、

落ち込みや設備投資意欲の減退に

いうわけにはいきません。輸出の

加えて、財政赤字のあほりから公

す容易となり、会計、

税務、

9/ピ个產業株式会社

建のためには大型間接税の導入 ですが、打ち続く赤字財政の再 も説得力のあるものとして受け よって職域の防衛、 を図ることを考えます。これに 代理権の確立に向ってその推進 度は、根本理念として、税理士の が必要です。間近に迫った新年 ころです。商法改正の次の段階 備えておかなければならないと も必至といわれており、 した。税については中小企業の られ、大いに関心の的となりま 止められるものと考えます。 大小会社の区分なども強い注視 承継税制が急転して実現しそう 対応に

にとっていかなる年か、国の行 さて、新しい年は税理士業界 願っています。 って公正な選挙が行われるよう くの有識会員のひんしゅくを買

本年が各位にとって良い年で

し、納税者の信頼に応え、人格を一ましても欧州景気は冷え込んだま わしい第十八回年次大会が盛大 で、十一月には四十周年にふさ さらに欧米の税法データバン

の賜と感謝しています。 利用に供されることとなり、四 会データ通信協同組合のご協力 服審判所のご支援と中国税理士 いては国税庁、国税局および不 年末に始動しました。これにつ 十周年記念事業の掉尾を飾って 収録するデータベースが会員の 関係委員の昼夜にわたる猛烈作 業により相続税に関する判例、 クに触発されて、税理士による、 **標榜し、構築にかかって一年半、** 祝理士のためのデータバンクを 相談事例を 役員改選の本年は、

貪

挨拶といたします。

間ながら各方面の実情を目のあ

支部の出動要請を受けて、 理士業務の周知宣伝のため、

ある日本税務会計学会も活発

度の活用についての検討が始め

会員による自主的な研究機関で

明けましておめでとうございま | まであり、失業者の増加とともに |

予断は許されません。国際信用の 険さえありますし、米国景気にし 不安といい、或いは熱い紛争の火 貿易摩擦は通商戦争に拡大する危 一ンピューターの普及と相まって、 うのも、高性能、低価格化したコ 会計事務所の機能が果せない時代 ーターを利用するというだけでは ん。ところが今日、単にコンピュ にはいりつつあります。それとい

料の多い新年を迎えました。 共事業も横ばい状態という暗い材 流れを変えつつありますが、 は、関与先企業の経営者も、 革新による発展は日進月歩の勢い でもコンピューターの普及と技術 すべきであると痛感いたします。 廻りのきく中小企業は、この時期 消極的な姿勢が見受けられます。 にも限界があることから、万事に おい気弱になっており、滅量経営 であり、業種の如何を問わず、こ な科学技術の発達に添って、その その方向での指導性を大いに発揮 ありわれわれ職業会計人としても こそ体質を改善、強化する機会で このような経済情勢のなかで しかしながら大企業に較べて小 わが国産業、経済は急速 なか いき いかと考えます。 ニーズに応え得られる会計事務所 業務の提供が要請され、これらの 先企業に対して、コンピューター 務所は、OA化を一層進める関与 けております。これからの会計事 育ってきた関係から、コンピュー く従業員たちも、いわばコンピュ 交替期にきており、またそこに働 先企業の経営者は、若い世代との 予測いたします。即ち昨今の関与 の体質強化も、大きな課題ではな を媒体として、より高度で広範な れを高度に利用する素地を身につ ターを比較的抵抗なく導入し、こ 問題が提起されるのではないかと 管理等広い分野にわたって深刻な ーターを日常の手近な機器として 厳しい内外の経済情勢下、

れらの吸収、利用が、ときには企 たのは僅々十余年以前に過ぎませ する原因ともなっております。 業の波長に大きな影響を与えてお 会計事務所もまた例外ではなく かつ企業間の格差を一層拡大 一にかえさせて戴きます。 五十八年が諸先生方にとって、 れることと存じます、新しい昭和 生方も、日夜絶大な努力を払われ はいよいよ重く、貴会会員の諸先 幸をお祈り申し上げ新年のご挨拶 い年でありますよう衷心からご多 つつ、その遂行に邁進されておら したち職業会計人に課された職責

|会には、専業の税理士も第一税理 | でも同じでありまして、司馬遼太 士会の人も加わっているわけであ れ争う町また家はたたず」(マタ 確信しているわけであります。 清流の会の存在こそ必要なものと て大所高所からリードする税理士 にそれらのグループから超然とし のリードもさることながら、さら りまして、それらのグループ自身 士協議会の人も桜友会の人も計理 「すべて分れ争う国は亡び、分 などがよくわかります。

一これは団体でもその内部グループ | グループを調整し、税理士百年の 諸先生の変わらぬご指導をお願い きたいと存ずる所以です。今年も 流の会の活動を暖かく見守って頂 大計に結びつけるという税理士清 いずれにも偏らず、それぞれの

争いがもたらしたものであること 利は、ロシアの将軍たちの内部の でみますと、日露戦争の日本の勝 郎氏の「坂の上の雲」などを読ん

イ伝一二一二五)といわれますが、

全日本計理士会 しまして年頭の辞といたします。 平

今後関与先企業のOA化がますま ソフトウエアの開発、供給が一段

ターの普及に拍車をかける結果、 と進んで、それがまたコンピュー



早い品はお徳です

NO.1080 PAT.P

3	■数个//1支吋间									
表練	氏の厚さ(mm)	設定時間	例							
薄	手(約0.2)	20秒~30秒	リヒト専用表紙(#1091・#1092・#1093)、官製ハガキ程度							
4	手(約0.5)	30秒~40秒	フラットファイル、雑フォルダーの表紙程度							
厚	手(約0.8)	40秒~60秒	Z式ファイルの表紙程度							

書類の整理はなかなか頭を使うもの。金具止めやホッチキ では、子のところに穴があいていたり…、綴じしろで見 えなくなっていたり…。せっかくファイルなさるなら、製 本になさったらいかがでしょう。ブックバインド100なら 背綴じ(綴じしろがない)なので180°開くことができます。 しかも操作は簡単。厚さ10cmまで、長さ44cmまで短時間で作 業を完了いたしますので社内で楽に製本、鰯が守られます。 貴社の書類整理に、ぜひ一度ご検討ください。

高 松 店 - 10760 高松市多賀町 3 丁目12番10号(三和ピル1F) 1120 (10878) 61-1210 福 岡 店 - 10812 福岡市博多区博多駅東1丁目1番30号(高田ピル) 1120 (1092) 411-3225

もに、監査対象会社の範囲についても十分に検討すること。

公認会計士と税理士の職務上及び制度上の調整を図り、相互の職域侵害が起こらぬようにするとと

政府が認可し、その監督下にある公益法人については、会計基準を法制化し、公認会計士の監査

を義務づけることを検討すること。

商法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院法務委員会・昭和五十六年六月二日

(抜萃

の方策を検討するとともに、監査法人の国際的競争力を高めるため必要な措置を講ずること。

経済その他諸般の情勢を考慮し、

大会社に対する監査業務の重要性にかんがみ、会計監査人の独立性と監査の的確性を確保するため

政府は、次の事項について格段の配慮をすべきである。

であることにかんがみ、今回の改正に伴い、政府は、次の事項について格段の配慮をすべきである。商法及び監査特例法は、株式会社についての基本的な骨格を定め、かつ、その公正な運営を図るもの 七 公正なる会計監査人の独立性と監査の的確性を一層高めるための方策について積極的な検討を行う

衆議院法務委員会・昭和五十六年五月十三日

(抜萃)

賀詞交歓パーティー」であいさ

商法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

第

税

(井二月) は意味不明

衆議院附帯決議第 の精神に程遠し

至り、あらためて日税連制度部柳田栄一部長差出しで日税連織本会長宛に『「会計監査に関する基本問 題」構想具現化のための理論構成について』を具申した。(「答申」「具申」とも四ページに全文を掲載) 宛に答申していたが、その後各単位税理士会提出の意見なども勘案して、五十七年十二月二十一日に 化のための理論構成について(衆議院附帯決議第九の具現化の方策について)』を織本秀実日税連会長 至計士協会では俄然緊張し、別掲の「日経産業新聞」一月十七日付のような記事も登場している。 そこでは、公認会計士と税理士のいわゆる「縦割り論」を露骨に打ち出しているとして、日本公認 しかし、とりわけ「具申」の内容は意味不明で、何を言わんとしているのかさっぱりわからない。 日税連制度委員会で、さきに昭和五十七年三月二十三日に『「会計監査に関する基本問題」構想具現

の考え方や動きに対し、夙に明快に批判している。それは昭和五十七年二月に、第一税理士協議会岡 は払わねばならないので、ここに簡単に反論してみよう。 構成について」の申入書』に明らかなので、今さらここに再論するまでもないが、ふりかかる火の粉 崎寿士会長から東京税理士会長宛に手交した『「会計監査に関する基本問題」構想具現化のための理論 後から浮上しており、今回の「具申」で極めて歯切れ悪く繰り返しているに過ぎない。第一税理士協 譲会としては、「答申」「具申」にいう「縦割り論」=「会計監査に関する基本問題」という税理士会 **しかも「縦割り論」は何も今にはじまったわけではない。昭和五十六年の商法・監査特例法改正の前**

起こらぬようにするとともに、監 申」のどこが具体的に関連するの 査対象会社の範囲についても十分 の調整を図り、相互の職域侵害が 掲)をご覧いただきたい。「公認会 割り論」をデッチ上げているので から、勝手な幻想を逞しうして「縦 であろうか。附帯決議第九の文言 計士と税理士の職務上及び制度上 に検討すること」に、「答申」「具 先ず、衆議院附帯決議第九(別 | という見方も当然である。

断し、具現化してもらいたい。 会長選挙の年であるが、過去にも 会計士はもとより被監査会社、 いうのなら、それをよく読んで判 ことは枚挙に遑がない。 選挙戦を有利にしようとしていた 稽な勇ましい議論をふりかざして 役員選挙のたび毎に、何か荒唐無 先ず、「会計監査に関する基本 附帯決議第九を具現化しようと 今年は東京税理士会長や日税連 行

中には、「現実には、同一人が両業 という意味の発言をしていたが、 なものを作って処理していこう」 らぬように苦情処理委員会のよう 起すれば、相互の職域侵害が起こ 制度上の調整を図るべきことが惹 時の中瀬協会長は参考人として、 未だそのような調整を要すべき事 「公認会計と税理士の職務上及び 商法改正の国会での議論の際も 日税連制度委員会の「答申」の 税理士会には関係がない。

って税理士の職域を侵害したなど 認会計士とB公認会計士が馴れ合 的に連環することとなり」とあっ 計士がA企業の監査業務・B企業 て、税理士会は二言目にはこのよ せるときは、馴れ合い関係は無限 係を多数の公認会計士間に拡張さ となる。そして、これら相互の関 にして馴れ合い関係が生ずること 業務を行うとき、甲乙間には往々 企業の税理士業務・B企業の監査 の税理士業務、乙公認会計士がA

めて不明確であるが、結局「縦割」 り論」が結論らしい。 「答申」の「縦割り論の制度化

参

- ズに利用しているのではないか一政当局等が考えるべきことであっ一務を兼務することによって、例え、一定し、 また、 税理士法に登録拒否 理士業務を行う公認会計士」を規 会計監査人の欠格事由として「税 たし、将来ともに発展していくた ら、両制度が十分にその機能を果 妥当な解決策であると考える。 めには、縦割り論によるのが最も について」では、「以上の考察か そこでこれが制度化の具体案と しては、商法(監査特例法)に、 会長はこのほど開かれた同協会の

対象企業を異にしても、甲公認会 けないと言っている。

らしく仮定の議論に酔い、論旨極 答申」「具申」とも幻想の産物 る。即ち、税理士制度を「代理権 これが仮に是認されたとしても、 おいて乱を起こす類である。 点に十分留意すべきであると考え は、概ね、以上のとおりであるが、 策及び課題」では、「当部の意見 その具現化に当たっては、次の諸 さらに「答申」中の「今後の対

公認会計士は税理士であってはい すべき」と言っていて、要するに 会計士」を規定する、ことを提唱 弁護士や公認会計士が税理士を

いう乱暴な発言であろうか。治に

て確立しているのに、これは何と 兼業できるということは制度とし

くという基本的立場に立脚して、 う重要な問題を含んでいる。故に、 想ではあるが、この考え方を推し 附帯決議第七、十一及び参議院附 七、十等をも含めて総合的に両制 改正における衆議院附帯決議の第 円滑に機能し、ともに発展してい 進めると、公認会計士の既得権を という方向性」に求めることが理 る」としているが、それら衆議院 度の調整を図る必要が痛感され 両制度が互いに侵さず、侵されず、 結果的に剥奪することになるとい 九のみに限定せず、同附帯決議第 これが具現化を図るため先の商法 十一等及び参議院附帯決議第 | るが、これは何を意味するのであ の下から相互乗り入れ論がちらつ とか。縦割り論かと思えば鎧の袖 |入れ論] を狙ってもいるというこ いており、論旨一貫せず、何を言 ろうか。これをここに掲載したと えるべき」との意見があったとあ 調査論についても考究・検討を加 ておいても相互乗り入れ論、税務 まとめ」の最後には「いわゆる縦 化しなければ、困るのは、 幹部を一掃して、税理士会を正常 わんとしているのかわからない。 いうことは、やがては「相互乗り こういう妄想を抱く一部税理士会 割り論に限定せず、その是非はさ

では謀略としか言いようがない。 税理士会の社会的常識を疑う。 く言って議論を進めている。 これ とは何の関係もない。

実は全くない。それをあるかの如 士による税理士への職域侵害の事 そして両制度の間には公認会計

また、「各税理士会意見のとり

| を確立するという方向性」、公認会 計士制度を「独立性を確保し、企一と税理士の職務上・制度上の調整 全体の税理士であろう。

考 (日経産業新聞から)

副会長

税理士連を批判

域問題について新たな一石を投じ 制した。公認会計士と税理士の職 **意を表明し、日税連の動きをけん** する内容になっている」と遺憾の 税連がこのほどまとめた会計監査 趣旨の付帯決議がなされたが、日 侵害問題については、両者が協力 して、公認会計士と税理士の職域 れによれば「今回の商法改正に際 合会の動きについて批判した。こ に関する基本問題はこの趣旨に反 して苦情処理機関を設けるという つに立ち、最近の日本税理士会連| 割り論」を主張、現在税理士業務 を兼ねることのできる公認会計士 が、日税連の中に強く出ている。 士の職域を狭めるという危機感 る現状では、こうした流れが税理 以上へと拡大した。公認会計士が を受けなければならない企業の範 択一を迫ろうとしている。 は「監査を担当している会社につ 税理士の業務を兼ねることができ 囲が資本金十億円以上から五億円 に、公認会計士か税理士かの二者 これに対して公認会計士協会側 昨年十月に施行された商法改正 公認会計士による会計監査

この中で日税連は、「納税者の代 い」と説明してきている。さらに、

(3)

について検討すること。

右決議する。

商法及びその関連諸法令については、

日本公認会計士協会の岩井敏副 | に対し第三者的立場の監査業務の | 苦情処理機関を設けて対処しよう 行うことができない」という「縦 両業務を同一人が同時に並行して 一戒しているわけだ。公認会計士の | 計士の既得権を侵すものと映った 生計をたてているものも多く、日 ようだ。 税連の動きは逆にこうした公認会 なかには監査業務より税務業務で している」(岩井副会長)と強く警 制度改革の問題にスリ替えようと 連は付帯決議にかこつけて問題を という立場をとっており、「日税 こうした両陣営の対決機運も、

| 争」が政治問題化することを懸念 みえた職域問題が、これをきっか | 改正で小康状態を取り戻したかに 向きも少なくない。しかし、商法 けに再び火を噴き出す可能性もあ

| 内部向けのポーズとの見方をする

お互いに今年会長選挙を控えての

サンコーそろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格 で、発売以来好評をいただいております。

> スタンダード型、スピーディー型、エリート型も従来通り 取りそろえておりますのでよろしくお願い申し上げます。



サンコーそろばん・生産・輸出入高級木工芸品・

貢工芸株式会社

ワンタッチ

定価=¥5,000~¥20,000、¥30,000~¥50,000の極上品もございます。

社 〒101 東京都千代田区内神田2-15-12 東京営業所 福岡出張所

札幌出張所

〒101 東京都千代田区神田司町2-4 TEL.(03)251-1591

〒811-23 福岡県粕屋郡粕屋町上大隈644-10 〒061-21 札幌市南区真駒内緑町3-1-37

緑マンションC405 TEL.(011)583-6725 場 兵庫県・島根県 エ

使討を要すると思われるが、 ここ 後の対策を含めてなお一層慎重な

縦割り論の是非については、今

担保とされるという現行制度上の

著しい差異となっているのもその

会計士」を規定する、ことを提唱

題の重要性に鑑み、各税理士会か

である。ことに求め、更に当該問

ら意見の提出をうけ、

国税当局による事後審査制度があ 理人として行った業務に対して、

公認会計士の監査については、

協

のための理論構成につ 基本問題」構想具現化 いて(答申) 「会計監査に関する

とって、いささか表現が抽象的で 諮問のありました標題の件につい 運五六第三三二号をもって当部に なお、「会計監査に関する基本 一般会員に 日 ತ್ತ 明を行うことを主業務としてい するために財務書類の監査又は証 株主・一般投資家・債権者を保護 務書類の適正性を担保し、もって 業の会計が公正に行われ、その財 相談の業務を行っている。 これに対し、公認会計士は、企

、別紙のとおり答申いたします。

わらず、公認会計士は当然、税理 の業務を行う立場にあるにもかか 業務を同時に行い得ることとされ 士となる資格を有することとさ ところが、このように全く異質 税理士登録をしさえすれば両

第九の具現化の方策について」と

たので、

これに「衆議院附帯決議

理解しにくいとの意見がありまし

いう副題を付けて端的にその内容

次の

の方策について)

、衆議院附帯決議第九の具現化

理論構成の基本的方向づけ

会長から諮問を

顕著であって、これに伴い、公認 も、巨大化・複雑化の趨勢は特に また、企業会計の分野において

以上の考察から、両制度が十分 両業 ④縦割り論に否定的意見 (一会)

定し、また、税理士法に登録拒否 理士業務を行う公認会計士」を規 会計監査人の欠格事由として「税 しては、商法(商法特例法)に、 そこでこれが制度化の具体案と のための理論構成につ 基本問題」構想具現化 「会計監査に関する

が、 わゆる縦割り制度の確立である。 めには、両制度がその本来の目的 にそって截然と分離されること 目的的に機能し、発展していくた 付託に応え、それぞれに円滑に合 今後、社会制度として真に国民の 税理士、公認会計士両制度が、 より具体的に論述すれば、 なにより肝要と思われる。い

し、もって適正な納税義務の実現 は、申告納税制度の理念に沿って、 税務専門家として納税者を援助 らくる資格兼務の不適格性 ①両制度の職能的・身分的相違か 前記(1)でも述べた如く税理士

構想の基本は、税理士制度の発展、 (1) 「会計監査に関する基本問題」

とりわけ代理権の確立という方向

!求めるべきであり、その趣旨に

第

にあたって、

その基本的方向づけ

題」構想具現化のための理論構成

とおりである。

受けた「会計監査に関する基本問

ことが本質的に要請されている。 士は独立した第三者的地位に立つ 投資家・債権者を保護することを の代理人的地位に立ち、公認会計 この本質的相異は、税理士が代 税理士はいわば納税者 ると考える。 発展していくためには、縦割り論 によるのが最も妥当な解決策であ にその機能を果たし、将来ともに ²²縦割り論の制度化について

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

はその拠って立つ基盤も全く異な

代理業務と監査業務は質も違え

るものであるから、この認識に立

従って、

縦割り論を基軸として調整を図 して職能の相違からする両制度

祝理士制度の発展を期するべき

2より具体的には、

いうまでもな

正性を担保し、もって株主・一般

財務書類を監査して企業会計の適

度上の調整を企図していくべきで 則って、税理士と公認会計士の制

士は、監査の専門家として企業の を図ることを使命とし、公認会計

事由として「監査業務を行う公認

家として独立・公正な立場から、 税務代理・税務書類の作成・税務 現を図るべく、税務に関する専門 (1)縦割り論とその論拠について 立論を試みることとする。 しつつ、各会意見を参酌しながら 方向づけ)の基に縦割り論を是と では一応上述の前提条件(基本的 往 現するためのものであって、

会計監査人に要請される第三

公正な立場」は、税務専門

三、今後の対策及び課題

性と公正性が保たれなくなること それによって、公認会計士の独立 計士は、第三者的地位と代理人的 的に連環することとなり、公認会 の税理士業務、乙公認会計士がA 計士がA企業の監査業務・B企業 地位とを同時に持つことになる。 務を兼務することによって、例え、 せるときは、馴れ合い関係は無限 係を多数の公認会計士間に拡張さ となる。そして、これら相互の関 にして馴れ合い関係が生ずること 業務を行うとき、甲乙間には往々 企業の税理士業務・B企業の監査 対象企業を異にしても、甲公認会 は明白で、これが結果、企業会計

問題」という標題は、

の適格を欠くものといわねばなら いところであり、社会制度として の適正性担保は危殆に瀕しかねな る必要が痛感される。

②両業務の顕著な専門化の趨勢 士業務の細分化・専門化の傾向さ 政といわれている税務の分野にお 辿っており、なかんづく、通達行 いては、その変転も著しく、税理 国家社会制度は、複雑化の一途を 社会経済状況の進展とともに、

することは、事実上不可能に近い 務を兼務し、課された任務を全う といわざるを得ない。 って来ているのが現状である。 会計士業務は更に一層専門的にな とのような状況のもとで、

また、現実には、同一人が両業 者性とは、次元を異にするも ともに発展して行くという基本的 の考え方を推し進めると、公認会 っては、次の諸点に十分留意すべ 含めて総合的に両制度の調整を図 び参議院附帯決議第七、十等をも 衆議院附帯決議の第九のみに限定 図るため、先の商法改正における 立場に立脚して、これが具現化を 侵さず、侵されず、円滑に機能し、 んでいる。故に、両制度が互いに ことになるという重要な問題を含 計士の既得権を結果的に剥奪する 求めることが理想ではあるが、こ 正性を担保するという方向性」に 性を確保し、企業の財務書類の適 方向性」、公認会計士制度を「独立 制度を一代理権を確立するという きであると考える。即ち、税理士 \pm 等及 になろう、との意見提出があった。 会

る十分かつ慎重な審議が望まれ をも含め、税理士制度における重 要な課題として、関係部署におけ 今後、日税連は、その他の論拠

各税理士会意見のとりまとめ

あろうが、諮問の趣旨が縦割り論 りである。(十税理士会から提出) が必ずしも明確でないので、意見 を考究せよとのことであるから、 会)②縦割り論以外にも考え方は 提出を留保するとした意見(一会) る意見 (一会) ③その具体的内容 縦割り論について論述した、とす て、①縦割り論を肯認する意見(七 にかかる意見の概要は、次のとお 各税理士会意見は大きく分け 本問題に対する各税理士会提出 一、いわゆる縦割り論について

定的な意見提出は一会のみであっ 大勢を占めたのに対し、これに否 は職能的身分的相違からする縦割 税理士と公認会計士両制度の調整 の提出があった。従って、以上を 総合すると、現段階においては、 り論によるべきであるとの意見が

「報酬のある公職」と公認会計士 二、税理士法第二四条に掲げる 標記については、 「報酬のある 域調整問題の解決策としてはなお

も考究、検討を加えるべきである の提言があった。

基本問題」構想具現化 のための理論構成につ 「会計監査に関する

第七一五号)の内容について再検 照会) に対する各税理士会の提出 十一月九日~十日の当部全体会議 おりの結論となりましたので具申 討いたしましたところ、 別紙のと 十七年三月二十三日付、日連五六 意見を基に、先きの答申(昭和五 において、日連五七第一二六号(再 標題に関しては、昭和五十七年

のための理論構成につ 基本問題」構想具現化 いて (具申) 「会計監査に関する

両制度が共に会計業務をその源泉 条項(特別利害関係の排除)が強 かかわり合いとは異なり、その職 としているため他の社会制度との 化されたが、税理士・公認会計士 O先きの商法改正において欠格 調整の基本的方向とすべきである

とする意見が大多数であった。

税理士に要請される「独立 | すべきではないかと考える。 れたとしても、その具現化に当た おりであるが、これが仮に是認さ 当部の意見は、概ね、以上のと であり、また、その理論的同一性 公職として位置づけることは困難 いて、 録拒否事由として規定されること る意見が殆どを占めた。 についても俄には賛同し難いとす 但、 身分的相違からの立論に

乗り入れ論、税務監査論について ず、その是非はさておいても相互 口いわゆる縦割り論に限定せ

いて(具申)

部答甲参照) 相違からする縦割り論に拠るべき 十八日付、日連五六第三三三号に である旨提言した。 (別項一制度 調整は、両制度の職能的、身分的 公認会計士の職務上及び制度上の よる会長付託に対して、税理士と 一、当部は、昭和五十六年九月 一、これに対し、正副会長会で

を(両制度の職務上及び制度上の) は、日税連の統一方針を確定する の指摘はあったものの、縦割り論 ための立論、考究が必要であると 上記趣旨についての再照会を行っ め、更に両制度の総合的な調整の ためには、縦割り論の再考察を含 三、そこで、各税理士会に対し、

法(商法、税理士法等)の下にお 的機関の職員を指しており、現行 会計士の職にあることが税理士登 公職」とは国会、裁判所、国の行 よる解決が図られたときは、公認 公社、都道府県及び市町村等の公 政機関、日本国有鉄道、日本専売 公認会計士を、報酬のある 税理士と公認会計士との 税理士業務と第三者的立場の監査 ることである。 併行して行うことが出来ないとす 業務との両業務を同一人が同時に

等

様々な観点から検討を加え、

審議の結果、当部答申(五七・三

・二三) の方向性は、 今後もこれ

を維持して行くのが適当であると

の結論に達した。

び税務監査論並びに一元化論又は

身分的立場よりの欠格事由の整備

しつつ、税理士法第三三条の二及

ぺんてる株式会社

・八・二)の討論の過程をも斟酌

見並びに全国制度部長会議(五七

四、当部は、各税理士会提出意

(別項各会提出意見参照)

し、早急に検討すべきであるとす 制度、監査報酬制度の確立等に関 問題として、会計監査人の独立性 任のチェックシステム、事後審査 の確保とりわけ監査人の選任、解 ○調査制度の制度的欠陥の是正 三、その他の意見

ることとした。 務の信頼性を弱める方向での調整 は厳に避けるべきである。 おいて重要な条件であり、 を基に、昭和五十七年三月二十三 日付当部答申の内容を若干敷衍す ④以下に、各税理士会提出意見 代理業

書面添付制度は、

することを意味し、現行法制ない 断の最終性は、申告の適否につい のであり、また、外部監査人の判 し法理論とは相容れないモメント

途を検討した。 たものである。当制度部は、この 討することを目的として決議され 主旨に則り当該調整問題を制度論 決議第九は、両制度を基本的に検 不十分なところから、衆議院附帯 的に採り上げ、根源的な解決の方 ②縦割り論とは、代理的立場の

の信頼性を高める。 い 税務代 理制度に おいては 代理 回監査制度においては独立性の

のと前提したことにより、

現行両制度の基本原理を所与のも

即ち、当該調整問題については、

こととして導き出される代理権の

ならない。 評価を高める。 以上のような方向性でなければ 確立の方向を基本として検討し

割り論を)提言したのである。 策と考えられるので敢えて、 克服することは困難と思われる されない限り早急にその問題点を あるが、現実的には相当の問題点 門化の趨勢等からみて理想的では の調整に当たっては、代理制度の を内包しており、客観条件が熟成 本質と矛盾しないことが現段階に 両制度のかかわり合い(職域) ③上記の方向性は、 根源的には具現化の一つの方 両制度の専 縦 である。 述権の行使まで)一貫して代理機 法(以下、単に「法」という」第 は ける訴訟代理人を援助する法廷陳 とされる権利・権能のすべてを一 を行い得る法的地位と理解し、 公正な立場に立って、適正な納税 めに応じ税務専門家として独立、 ―包含する代理権を意味するもの 能を尽くすための権利・権能を一 二条第一項の業務(税理士業務) 義務の実現を図るために、税理士 の結審まで(なお、税務訴訟にお の法的地位を具現するために必要 五、ここにいう代理権の確立と 税理士の地位を、納税者の求 事案関与の最初から不服審査

以下にその見解を述べる。 これを発展的に捉えた税務監査論 過程において法第三三条の二及び (外部監査) の論議があったので 六、ところで、縦割り論審議の

るものである。 告書の適法性意見を表明するもの 書につき、依頼者たる納税者の委 士の代理人的地位とは矛盾するも 監査人の第三者性という点で税理 上記代理権確立の方向に句摂され であり、税理士業務の範畴に属し、 ての立場から他人の作成した申告 任を受けて、審査事項の明示と申 ①稅務監查論 (外部監查) →法第三三条の二第二項の審査 税務専門家とし



国にそれぞれ諸将を派遣し、みず

すなわち中国、近畿、北陸、四

滅ぼす。ついで中国に遠征してい からは甲州に討ち入り、武田氏を

る秀吉を援けるべく、明智光秀ら

にも出征を命じ、みずからも出馬

たが、途中宿舎の本能寺を明智

定に兵を発した。

敗せしめ、そのあと安土城を築い

本拠となし、

ここから諸国の

数

徳川家康と連合して武田勝頼を大

ある。

との間延暦寺を焼討ちにする。

協

大型経営者としての織田信長

経歴のあらまし

歳。父織田信秀。母生駒政久女。 年(一五八一)の人。没年四十九 右大臣の称がある。 天文三年(一五三四)~天正十 幼時より短気で奇矯なふるまい 仏を信ぜず、残虐であり、諸人の

できたのであった。

ぼして美濃に移り、将軍義昭を奉 じて上洛、幕府を再興せしめた。 討って尾張国を支配し、上狢途中 の今川義元を桶狭間に急襲して討 多く、父の位牌に灰を投げつけた パはために諌死した。

一族兄弟を いう話もあるが、傳役の平手政 ついで妻濃姫の実家斎藤家を滅 一挙に勢力を伸ばした。

氏を姉川に破って滅ぼし、長篠に その後近江の浅井氏、越前の朝倉 の傾向が顕著に見える。青少年時 代のヒッピーまがいの行動が明ら を憎む者はしばしば反動的に露悪 叡山の焼打ちと一向一揆の殺戮で 多くの批判をうけているのは、比 主義者となり易いが、信長にもそ にとって不快なものはない。偽善 かにその現われである。 に対する憎悪である。偽善ほど彼 信長の基本的性格の一つは偽善 信長の一生の行動の中で、最も

とを断行する勇気のあった武将は 信長以外には敢えてこれだけのこ えられないことである。また、鉄 の信心型武将にとっては夢にも考 ほどのことは信長でなければ絶対 砲以後の無信仰型の武将の中でも に出来ないことである。鉄砲以前 しかし、よかれあしかれ、これ 中に斬り捨てた。 り囲み、八月二日風雨に乗じ大鳥 んだところを鉄砲で撃ち殺し、川島城退城を許しながら船に乗り込 んで干殺した。 を殺戮、その他を長島城に追い込 居城から脱出した男女一千人近く 九月二十九日、降伏を容れて長

いない。 一これはこの両者が妥協ということ一二万名を悉く焼き殺した。 秀吉、家康にもできなかった。

光秀に襲われて自刃した。

改 正

長に対抗したために、これを追放 のち義昭が諸国に檄を飛ばして信 実施した。 座の制を施くなど革新的な政策を 検地を行い、朱印知行の制を確立 の手足のごとくであった。 恐れることひとかたならぬものが あったが、家来を使うことおのれ したほか、関所の撤廃、楽市、楽 革命児信長の行動 信長は獲得した領土につぎつぎ

人に及んだという。 さず焼き、僧俗、児童、女人、上 を取り囲み、根本中堂、三王二十 人、高僧の首を切り死屍累々数千 偽善の極限と思っていた。 一社、仏閣僧房、経堂の一つも残 信長の決断はさらに一向一揆征 元亀二年九月、信長の兵は叡山

る。天正二年の長島の一揆征伐は しており、仏教王国の伝統的権威 四方から大鳥居、篠橋の両城を取 に慣れた人々を瞠苦たらしめてい 伐にもその痛烈無惨の怒りが爆発

は四方から火をかけ、城中の男女 最後に残った中江城、屋長島城

ことである。

何故、正義が力に負けるの

仏教は何をいわんとして

は力には勝てなかったという とおとされてしまった。正義 ついには正義の神から魔類へ

る。日本人にしてみると勤勉

になっている貿易摩擦であ

もっとも良い例が昨今問題

商法と関連税 会開催

属している会員を対象として実務 催で、監査団及び共同事務所に所 京会共同事務所連絡協議会は、共 東京会監査団連絡協議会と東 す。 奮ってご参加下さい。 の方々でも歓迎いたしますので、

一改正商法と税務 公認会計士会館研修室 午後1時から5時まで 申し込み下さい

(5)

に越え、再度の開催要望が強くあ 開催致しますが、定員数をはるか

ったもので、今回は第一税理士協

講師

成蹊大学教授・公認会計

議会の後援を得て実施 いたしま

両協議会に所属していない会員

昭和5年2月12日(土)

会費

五)三七三一またはハガキにてお

研修会を次の要領にて再度開催す

ることにいたしました。

この研修会は、1月22日 (土)

採料 口借地権課税の事例研究 公認会計士 望月寿夫氏

いたものである。

(NONBOOK耳) にでて

協議会宛〒11文京区本郷5-会または、東京会共同事務所連絡 申込先 東京会監査団連絡協議 公認会計士会館 電話 (八一

信長は、その性質剛腹不遜、神 | を知っていたからで、信長は妥協 | 次に天正三年八月の北陸門徒退 | その実は口腹の欲を満たし、女色 | めとった者一万二千五百人余悉く 口では仏を尊び来世を唱えながら なかったことはその腐敗である。 のできない男であり、それなれば こそ、こうした思い切ったことが |の一揆勢はさんざんに敗れ、右往 に沈倫して善男善女を欺きつくし ているその僧侶の生活こそ、彼は 信長が仏徒に対して我慢のなら |をくまなく探して男女を分たず斬 斬殺した、とある。 り捨てよとの命令で、八月十五日 治の例も「信長公記」には、国中 から十九日までに着到の軍勢が搦っ 左往して山中に逃げ込んだが山林 た男女その数三、四万人と記述さ この外にも、国中から捕えてき



阿修羅は、本来 (増原良彦) 0

で阿修羅は怒り狂い、武器を をもちその娘を帝釈天に嫁が ても阿修羅は刃向っていき、 かし、武勇の神である帝釈天 もって立ち向っていった。し 暴力で犯してしまった。 それ その美しい娘を一目みるなり が帝釈天は傍若無人な性格で せたいと思っていた。ところ 武勇の神である帝釈天に好意 は美しい娘がいた。 阿修羅は には叶わない。負けても負け 話はこうである。 阿修羅に り、当方の正義が必らずしも 狭量なもので、正義を振りか るという。 に怒りつづける因業おやじの こともあるのである。 相手方の正義とは合致しない 基盤にして動くのが当然であ は自分の都合や、利害打算を ているのである。もともと人 ものはないということを云っ ざして唱えるものほど危険な ような阿修羅の姿が眼にうつ この話は正義とはもともと

は双方の立場の理解と話し合 いである。 題である。ここで、いかにど 輸出して何が悪いということ もならない。最も大切なこと っちが正しいかを唱えても何 になるが、欧米諸国は死活問 に働き安くて高品質の製品を 最近問題になっている税理

と一見感じる。この物語りは いるのか、まことにおかしい

釈迦の読み方」増原良彦著

福になっても昔の事が許せず 仙人が神通力を失ってしまっ な生活を送っている。この二 釈天に 凌辱された娘は、そ た説話があるそうだ。 娘が幸 の後、帝釈天の妃として幸福 人のいちゃつきにあてられた さらに話しを続けると、帝 ならぬ。 ぬ事態となることを知られば を判断し、わが方の力を温存 側としては、冷静に客観情勢 士会の縦割り論も公認会計士 にばかりたよっていると思わ しておかないと、正義の理論 (鐘馗)

の話は美談として人に知られて

税 理 士

くる。佐倉惣五郎や磔茂左衛門

いるが、有名な一揆も含めてそ

朝の頃から盛んに一揆が現れて

を、仏教では魔類 にしてしまった。 正義の神であ た。その正義の神

耕作し納税する百姓の方も結合 講じたがあまり有効でなく、貴 があらわれ、政治を左右する程 族社会での貧富の差が大きくな は今迄通り支給されるが下級職 して対抗するようになり、南北 になっていった。一方、実際に 公田が侵されて荘園となって行 いうようなことが行われ、漸次 与え残りを徴収する雑役免田と の一部を雑役と称して寺社等に 公田から国衙が取りたてた租税 を開墾して出来た荘園の外に、 って摂関政治へと醸成されてい がおこり、政府としても対策を のものは遅配欠配といった状態 不足がちとなり、上級職の官人 が、これが十世紀に入る頃から きた。租庸調のうちの租である 物そのものが主な財源とされて も金銭にかえたものではなく現 昔からかなり最近まで稲、それ も変りはない。租税の中でも、 ってまかなわれることは昔も今 ととである。 葉によるところが大きいという った。これと前後して未開墾地 国の財政が主として租税によ 荘園の集中化と共に武士団 をしなければならないと思う次 て、 いたというが、上に立つものは いってくれ。」と部下に注意して 自分の為と思って全力を尽せと 的に働けといってはいけない。 第である。 人々の気持をよく考えてあげ 人間の微妙な感情、切羽詰った 無私にして人情のある扱い

を積んで焼き殺した。 を一度に磔にかけ、これらの人質 れている。 の家に押し込め、家の回りに乾草 の召使い男女五百人あまりを四軒 族の人質や家来の家族百二十人 尼崎の荒木村重が逆いたとき、

| 寺を焼き快川和尚以下の僧を殺し 家を焼き、数えきれない死者を出 納めないことを怒り、六、七千の 町人が足利義昭に加担して税金を したこと。武田征伐の折り、恵林 ため誅殺したこと。京都の上京の また、高野山聖数千人を懲罰の

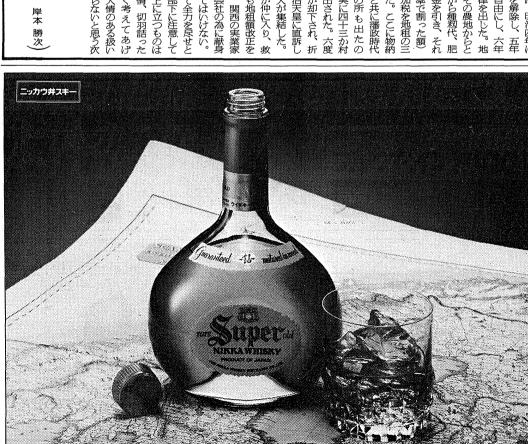
たこと等々枚挙に遑がない。 (税理士 今井秀夫) (次号へ続く)

備前の藩主池田光政がまだ若 揆

ないではないか」と光政がいう を入れ、丸い杓子で取る様にす た。幸であったことは、この頃 治めるには、四角の箱にお味噌 村、五、六千人の百姓が参加し 所司代板倉勝重に「国を治める と、勝重は「それで良いのです。 た。「それでは隅々まで徹底し ねた事があった。勝重は「民を にはどうすれば良いか」とたず かった頃、名声の高かった京都 れば良いと思います。」と答え

た。後年の光政の善政はこの言 は得がたいものです。」といっ 国事はゆるやかでなければ人心 で、愛知県では実に四十三か村 の三%とし、付加税を地租の三 済金を出し、県も地租額改正を この時は旧藩主が仲に入り、救 ようと四、五千人が集結した。 連合の嘆願書が出された。六度 を上まわる地租の所も出たの から金納に変ると共に藩政時代 分の一まで認めた。ここに物納 を年六分の利子率で割った額) 料代、農具代税金を引き、それ 租の額は地価(その農地からと に地租改正の法律を出した。地 作物の栽培制限を解除し、五年 中した明治政府は、明治四年に 藤田傳三郎は「会社の為に献身 約束して終った。関西の実業家 から巡幸中の明治天皇に直訴し も出した嘆願書が却下され、 れる作物の値段から種籾代、肥 に土地の売買を自由にし、六年 廃藩置県で年貢の徴収権を集

う。加賀の場合は正徳の一揆が し、騒動一件は一切詮議なしで 米の不足分は藩の御蔵米より貸 一揆や打ちこわしがあったとい の数はかなり多く、例えば加賀 大団円となった。 綱紀であったことである。結局、 本家の金沢藩の藩主が名君前田 一番大きく大聖寺藩十七、八か の近世だけとっても五十二回の



人生にも、琥珀色にもドラマがある。

まいウイスキーは、一朝一夕には生まれません。 な理念のもと、手間をかけひまをかけ、心をこめて うまいウイスキーは誕生します。 ーニッカ。人生のドラマを味わうように、琥珀色の ドラマをご賞味ください。



3200円(標準小売価格)

昭和58年1月15日(土曜日)

電 話 (八八六) 八二八二足立区梅田七—一五—二	飯沼清夫	電 話 (八七三) 七九八三台東区浅草六—三五—八	有賀徳寿		/ \				り	8' }	3	新	4			A		電 話(三八六)三六三六中野区上高田四-四一	浅見孝	電 話(七一)八七四四 電 話(七一)八七四四	浅 井 新 平
電話(八〇二) 一八一電話(八〇二)	遠藤平治	電話(四〇四)〇八九一 アロハビル五階	海 老 美与治	電話(四二九)七一〇九世田谷区桜一一一六一一六	宇津木 三 郎	電 話(三六三)一六〇四中野区中野一-五六-五	岩村譲一	電話(二〇二)三二三新宿区原町一-七三	岩崎守利	電話図室(七二)二二二二三	市川隆	文京区小石川二十三十二八二八	孫 崎	電 話(二三〇)三三四八 朝日九段マンション	石原光夫	電話(二九五)二四四八電話(二九五)二四四八	石綱常雄	電話(二六四)四六四〇千代田区飯田橋二一二一10	石井操	電 話 (九一)八一一	池 田 洋次郎
電話(八三二)二四六一台東区台東四-一〇-七	岸本勝次	電話(五六一)二五七五中央区銀座二一二一一九	川口菊夫	電話(九二〇)八一三四線馬区上石神井一一三〇八	兼山金刀圀	電話(八四三)〇六六一台東区西浅草一-六-四	加藤隆之	電 話 (五八〇) 七二二四電 話 (五八〇) 七二二四	長田邦稲	電話(八七三)七二六八台東区三万輪一二八十二五	小川敏市	電 話(七五三)一六一七大田区池上六一一九一八	小川一郎	電話(六二二)一八九〇	岡田一馬	電話(三八〇)一五五一中野区本町四-一九-一二	岡崎寿士	電 話 (八八一) 六一二五足立区千住柳町三-七	大盛広吉	電話(三一四)四一三一杉並区梅里一一二一一五	大堀雅三
電話(三五三)九四三〇新宿区坂町一二	進藤紀三	電話(八七四)七三一七台東区根岸一一一〇一一五	下田友吉	電話(六二五)三九一八墨田区業平三一一〇一一二	清水多四郎	電話(九二〇)八二二七線馬区上石神井一二三十六	島田百郎	電話(八四一)〇二四八台東区東上野五-一-二	佐々木 秀 明	電話(五五一)〇六二四中央区湊二-一-七	酒 井 浅 男	電話(四二九)五三八一世田谷区豪徳寺一-九-三	三 枝	文京区向丘一一二〇一八 本屋ビル二階 話 (八一三) 六八三六	斎藤久斉	電話 (八八七)八四五一足立区梅島一-九-五	倉 田 由 次	電 話 (九九三) 五三二	窪 寺 長治郎	電話(六六六)三六〇三十一十八一五十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	木村久弥
電話(八六一)〇三九四電話(八六一)〇三九四	田中佐門	電話(三七〇)二四七六 渋谷区代々木三-五六	高橋栄吉	電話(六〇一)五〇五〇	染 谷 孝太郎	電話(六六八)〇〇五一中央区日本橋茅場町一-二	千 正 清 夫	電話(八〇一)〇〇六六電話(八〇一)〇〇六六	関弘	電話(二四一)六六〇〇中央区日本橋室町四十一五	住田光生	電話(七五三)七二四〇	鈴 木 三 男	電話(九一〇)六二六六 北区西ヶ原二一四〇一六	須 崎 孝美津	電話(100)六二一	諏 佐 市之丞	電話(三五七)五四一一新宿区住吉町一一四一四	杉村明	電話(二〇九)五六二一新宿区西大久保二—二九五	新保太郎
電話(二五二)八九四九年間には、一十代田区神田鍛冶町三十三年の一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	前田実	電 話四天(三)〇五〇九八王子市本町一五-五	古屋勝成	電 話(六七三)三一六一	原島康雄	電話(六〇七) 一十六六	橋本一雄	電話(五〇二)〇八二〇電話(五〇二)〇八二〇	二村倍吉	電話(九五四)〇二三五豊島区目白四一二四一五	永 島 徳 造	電話(七〇〇)三三二九世田谷区玉川瀬田町五一九	中島育広	電話(九九〇) 一三一線馬区中村北四-二四	長坂利正	電話(三七七)三七一〇 渋谷区本町六-四〇-一四	土橋栄夫	電話(公二)二六八墨田区横川二一二二一四	寺田秀一	電話(七五二)〇四七一大田区久が原六-六-二	玉家義雄
電話(八一四)五八九五三興ビル	和 田 新之助	電話(五四二)六六二二中央区築地二-九-二	若林恒雄	電話(七一九)三六四一	吉田承治	電話(二四二)六六六六電話(二四二)六六六六	山本日出麿	電話(四三二)五五一四	山本敏郎	電 話(三九九)○六○一杉並区清水一-一五-二四	森 山 頼 一	電話図宣(七1)三〇三七	村松良市	電話(三一五)三三三三 単マリヤビル二階サマリヤビル二階	三輪三郎	電話(七九二)三九九一 目黒区上目黒一 ーニー九	宮崎敬之	電話(九〇〇)二三五五北区赤羽西三—三四—三	丸山修司	電話 (八〇五) 三一〇一 エル・アルカサル・ アジニ〇二号 コジニ〇二号	松木正輝

楽しめます… 千代紙細工が

作る楽しさがいっぱい

企画·製造/日本和紙研究会









かわいい仲間とたのしくドレスアップ!

No.4080	ルームBOX(M)	No.8760	カラーグローブ	No.2500	FFオルゴール
セット内容	1点×6個	セット内容	T.SS·M各I点×6組 コピトS・M各I点×6組	1セット内容	単品扱い
カートン価格	¥4,080×6B入=¥24,480	カートン価格	¥8,760×10B入=¥87,600	カートン価格	
木馬 《 ¥680	#IEXZOn	12 × 380	7. 6 1/4 ¥350	*×2.500	AND STATE

No.8	000 ローン・ハンカチ	No.3600	エアー・バッグ
セット内容	4 点×10枚	セット内容	1点×3個
カートン価格	¥8,000×10B入=¥80,000	カートン価格	¥3,600×10B入=¥36,000
¥200 BKBs		1	*1.200

★一局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



そ

の

歴

史

的

社

会

的

意

発 行 所 第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル 電 話 (816) 3346 岡崎寿士/1部

編集人

岡田一馬 年極 1,000円

一頁〉大小会社区分立法検討 二頁「開始

準備金等の法人税申告

一別表4と別表5(1)の 四頁 調理の仕方/迷語録

用し、小会社には新たな法律で規 ることで、そのため、資本金や総 合わない面が出ているのを是正す 名がつけば大企業も中小企業・零 討に入った。 小委員会を発足させて本格的な検

資本、取引高などの規模によって

には現行株式会社法をそのまま適

②取締役·取締役会 ③株式制度 ④株式会社の計算・公開 ⑤最低 ものであり、この時からスタート していると言ってよい。

予定されていた。 社会的責任――の七項目すべてが 資本金制度・大小会社の区分の 法部会では昨年九月から、まず「最 的改正の第二ラウンドである。商

が、家族従業員の給与の問題とか がある。有限会社の場合もそうだ

税につながるとして、零細商社が

(へ続く)

上でも損金処理をすることで節

小会社監査にはむつかしい問題

に、企業結合・合併・分割及び大

旨及び経緯にかんがみ、すみやか 五十六年改正時点の国会附帯決議 三項目の着手が今回の改正作業で には「今次株式会社制度改正の趣 あることはいうまでもない。 特に 小会社の区分等について検討する

年十月一日から施行されている。 とりあえず七項目を二つに分け、 務となったので、五十四年七月、

六二号に「大小会社区分立法の方 監査を受ける側からの問題点

ているし、あるテレビでは「税理 (傍点筆者) と意味深な表現をし

らしい。そこにおいて同参事官は 向」と題する論文を発表したため 「(小会社に)外部監査としての会

る。 だけの監査を防ぎ、 族同士によるどんぶり勘定や形 会計士の外部監査を導入し、

その「閉鎖株式会社法」

の負担が軽くなるようにする。 小会社の経営実態に合わせ

3

目的は、現行商法が株式会社と

即日会社法

法のための試案をまとめ、六十年 和五十九年末までには小会社法立 部会はこれをきっかけに現行の有 などが中心になる模様である。同 ならない。

計士と会計士補の数が少ないとい うことから、あるいは税理士にも 会社の数に比して、現在の公認会 動員」がかかるのかな? ところが、監査が導入される小 | 万一日から|| 百にかけて、新

よう定めることになりそうだ」 象とすることを最終目標にしてお 認会計士の数では到底不足するの 株式会社のすべてを商法監査の対 社とも二百十三万社ともいわれる られると思われ、それには現有公 同参事官が描く小会社法の方向 端的に言って、現在約百五万 な施策を執ることが何事において

る。言い換えると、着実な監査業 当し得る、と明言することができ 査は公認会計士及び会計士補が担

表三月三氏

大

小

会

社

業務は会計士補が担当しなければ 監査制度上、公認会計士が担当し こと「監査」ということであれば

聞・テレビで報道された中でも ちに税理士に監査権限を付与する に思われる。 に誤解を生じる契機になったよう 飛躍的にふえるであろう。 をつくれば、公認会計士志望者も けて若い人に希望を持たせるよう ふえていく。やりがいのある環境

も大切である。 とう考えてくると、

X 分 立 法 の 狙

い の検討に着手しつつあるというわ 部会会社法小委員会において細目

が固まって、二日から発足した同 して、監査制度も導入しようとす 正化し、その「公私混同」を規制 したがって、小会社の経理を適

歓迎すべきものであることはいう

その 監査 は 公認会計士が

はなお検討)が付することでもよ 理士が付することでもよいことの 試験を要するものとするかどうか 計監査人監査を導入すること(貸 いことの可否について検討すべき う。公認会計士の数もまた徐々に 々にひろげていくべきものなので まき込んだ法改正というものは、 ろの問題があるので、中小企業を 歩充実させていくべきものであろ はあるまいか。監査もまた一 徐々にひろがるものだろうし、 際問題としては、「小会社監査 なかなか困難であると思われ、

□ 人の事業に「株式会社」とか「有」 □ な、たうこうしているうちに、個 □ な、たうこうしているうちに、個 □ な、たのが動機だからである。ま かくれんぼくん® / ニチバンメンディングテープ/ドラフティングテープ

はしないであろうか。



アセテート私籍テープ 貼るとテーブが消え、字が かくれんまくん。 古くれんまくん。 古ける補修用テーブ。ノートや本の補修など、学校や こ家庭で手軽に使えます。 **公番** サイズ KK-12D 12m×8m KK-18D 18m×6.3m

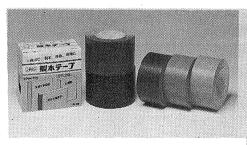
ニチバン ナンディングテープ

学童用と同一規格の小型カッターつきと、 スマートなデザインの中型カッターつき。 中型は30m巻の補充用テーブが簡単にセ ットできます。

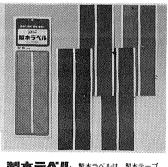
MD-12SD 12m×8m MD-18SD 18m×6.3m MD-12D 12m×20m MD-18D 18m×13m 中型カッターつき

❸ ニチバン株式会社

東京支店:〒103 東京都中央区日本橋本町2-2小津ビル TEL(03)666-3101代 社:〒102 東京都千代田区九段南2丁目2番4号 TEL(03)263-0151(大代表)



ニチバンの製本テーブは仕様書や女集などの 簡易製本、本やノートの補強・補修に便利な 新製品です。耐候性・耐老化性にすぐれた粘着



製本ラベル 製本ラベルは、製本テーブ なーパークロス) ィングしたシートタイプで BK-B5 35m×268m BK-A4 35m×308m ●色=黒・赤・紺・黄・緑 おすすめします。

札幌支店:〒060 札幌市中央区北5条西6-2 札通ビル仙台支店:〒983 仙台市幸町3-11-3 第1小西ビル大宮支店:〒330 大宮市宮原町3-147 新潟出張所:〒950 新潟市米山35 丸信ビル 横浜支店:〒221 横浜市神奈川区金港町3-3 第9大塚ビル 名古屋支店:〒460 名古屋市中区栄5-26-39 タカシマ名古屋ビル 金沢支店:〒920 金沢市問屋町1-93

京 都 支 店:〒601 京都市南区唐様川久保町29 大佐ビル 大阪支店: 〒541 大阪市東区道修町2-19-1 山口ビル 神戸支店: 〒650 神戸市中央区北長狭通4-7-32 兵庫県ゴム会館 広島支店: 〒733 広島市西区観音本町2-7-21 兼光ビル

位(0822)91-7497代) 高 松 支 店: 〒760 高松市中央町17-26 福 岡 支 店:〒810 福岡市中央区薬院2-17-22

☎(0222)97-2155代 **☎**(0486)66-7495代 ☎(0252)46-3261(代) **五**(045)453-3151代 **五**(052)261-1441代 ☎(0762)38-0801代 **☎**(075)681÷1781代 ☎(0878)61-8661(ft)

公(011)231-2310代

題である」と深刻に受けとめてい 拡大は税理士制度にとって死活問

税理士会の反対については、

のもとでの監査対象会社の範囲の 時に税理士業務ができる現行制度 響を与える。即ち公認会計士が同 しており、税理士制度に重大な影 の会計監査人監査を導入しようと

体質は、今回の改正にどんなに激

しい反対の旗を振るか、予想する

いう好戦的ともいえる税理士会の

しかけたものではなかった。そう

またか、とおよそうんざりする思し

理士の職務上及び制度上の調整を

法改正時点に、「公認会計士と税

ご承知のように、五十六年の商

だにうっとうしいわけである。

図り、相互の職域侵害が起こらぬ

を兼営するのもまた当然のことと

れているからである。

過去三十年という公認会計士制

第

と想像できる今一つに、監査導入

わすために飴をしゃぶらせるもの

税理士に「監査」資格を付けぬこと

にも税理士会は猛烈に反対するで

あろうということがある。彼らは

くは有限会社にも外部監査として

会との問題は、常に公認会計士が

行えばよいというものである。

しかも公認会計士協会と税理士

「大小会社の区分に応じ、ゆくゆ

そんなに甘くはない。

ないことである。社会はもちろん などであったとしたら、とんでも 数に膨張してしまった。 高まるとして現在のような厖大な一 員対策上も、取引先への信頼性も 限会社」の名を冠するのは、従業

単につぶれたり、取引先が迷惑を 依存度の部分が多く、いざとなる 蒙むるなどのことが多い。一般的 う大きな着目点があるのであるが 正であり、監査を導入しようとい にそういう小企業の経営者はまた とその店主の力量如何で会社が簡 小会社の実情はまだまだ個人店主 改正の眼目は小会社の経理の適 うである。 るのか、という声が起こって来そ 大小会社を区別すること自体、

社経営者の意識問題がある。そも 税偏重の経理が一体どうなるか― る。その辺の調整もなかなか大変 て厳密にやっている部分はなじむ そも日本には監査の土壌がないと | 思われるが、今回の改正が今後離 だと思われるのである。今までの 経理の健全性を要求される面があ かもしれないが、そうでない面も 度改正の局面は会社の信頼性の有 企業の社会的責任とかの点で のコンセンサスを得られるまいと んな主張を固執していては、社会 と税理士会は主張している。こと 占める中小会社を事実上商法から 締め出す合理的理由は何もない」 する。 現行株式会社の九十七%を 社』の枠から排除することを意味 規制する特別法を制定すべきであ そう簡単に成る問題ではない。こ それは事実上中小会社を『株式会 の点については、税理士会は早く り、商事基本法である商法に株式 から反対している。「大規模の株 会社の区分を導入すべきでない。 大きいことに鑑み、別途にこれを 式会社こそ、その社会的影響力の 一そのように指導していくことが肝 要であろう。

多々ある。税における改正の局面

は税収をより一層確保するための

ものがあり、それに比して監査制

経理が得意ではない。税を意識し

た。監査報酬を高いと考える傾向 なかなか徹底するものではなかっ させなければならないが、そうま 曲りなりにも内部統制組織を充実 でして、一体監査のメリットはあ もあり、監査ということになれば にしても、「監査の理想」だけでは 引法監査にしても、学校法人監査 いわれる。考えてみると、証券取 想像がつく。 ンであってはならず、正しい経理 日までの間、小企業の経理はズサ 対象とする最終目標で ードを社会的に盛り上げていかな に正しい経理が行われるようにム が行われなければならない。自然 時間的な幅があると思われ、その 株式会社のすべてを商法監査の

もいきなり拓けては来ないだろう ことも考えられる。 日本の小企業は監査を受けたくな ということである。率直に言うと、 ではないかということである。監 から、徐々に着実に監査業務を拡 査を導入することは不可能である 法律で規制して実効が期せられな 大して行くよりほかに途はないの えばいっぺんに二百万社の外部監 わせればよいのではないかという いよりも、事実上正しい経理を行 いのがまだ本音であるから無理に 査を受ける側のいわゆる監査環境 現在の公認会計士の数ではたと

| 航するであろうことだけは容易に | さげて国会や当局筋にも陳情運動 までには をしている。公認会計士の職域侵

害の事実はどうしてくれる、とあ うか。税理士業務との「縦割り論」 を騒がせているのである。 りもしないデマをふりまき、世間 査」をやらせようというのであろ こういう人たちに小会社の「監

業務を行ってよいというのであろ か。「小会社監査人」だけは税理士

はどういうことになるのであろう一って死活問題」と反対しており、 認会計士が同時に税理士業務がで きる現行制度のもとでの監査対象 会社の範囲拡大は税理士制度にと 税理士会は前述したように「公

だから現行制度を改正して「縦割

うか。社会的に混乱して大騒ぎに なる懸念もなしとしない。 まるのではあるまいか。

のであるか、まさに矛盾撞着が極 士会の主張はどういうことになる るが、前述したように若し、今回 いうことになれば、今までの税理 の小会社監査を税理士にさせると り論」を実現すべしというのであ

一本化論」の意味するもの

ければならないし、職業会計人も

とではない。 単なる法律改正で容易にできるこ 語ないしは遠い将来の話として聞 いうことは、通り一ぺんの理屈や 職業会計人制度の一本化などと かといって、そんなことは夢物

会計士が与えられた制度を真に自 ತ್ಯ 倫理に燃え上がらなければ、夢物 き流してよいことでもない。公認 語が現実味を帯びてくるからであ 分たちのものにし監査倫理・職業 くるかわからない。 という大命題がいつ飛び出して 公認会計士制度を補う国策 る。

それというのも、かつて大蔵省

今回の改正が難航するであろう | まりに反対する税理士の鋒先を交 | している。その内容たるや、公認 多く存在している。それらの業務 が公認会計士の資格と税理士の資 認会計士で税理士業務を行ってい 同一人で資格を兼有している人は 格を兼有し、或いは弁護士の資格 得しないであろう。ひとりの人間 ものであるかどうか、子供でも納 税理士業務か監査かのどっちかを 理士業務を行ってはいけない、公 会計士で監査を行っている者は税 法律の認めるところであり、世に と税理士の資格を兼有することは る者は監査を行ってはいけない、 こんなことが世間に納得される | 対運動で言われていたように、日 一学の商学部を卒業すれば一応合格 本の公認会計士制度の水準の低下 であることは周知のとおりであ | 司法試験制度と並んで天下の難関 勤めている。日本の公認会計士よ 秀れた人材を集めることになるだ あまりの合格者が出たが、当時反 り監査のレベルは低いだろうか。 所のほかに、官庁や会社にも多く ろうか。アメリカのCPAは、大 る。しかし、試験が難しいことが、 計理士の特例試験によって一千人 人もの有資格者がいて、会計事務 できるといわれ、現在、二十五万 あり」と題し、「公認会計士制度が 誌上で「会計あるところ監査 ジャーナル」 誌五十七年 一月号 証券局長であった方が、「会計 査の拡大には、常に一本化論が浮 上しているから、確かに警戒心を

侵害せんとする極めて不当なもの 無視し徒らに個人の営業の自由を なものであり、これらの諸立法を とりの人間の生身を縦に割るよう かも税理士会の「縦割り論」はひ して法律上保護されている。あた たものを、「会計監査人となりう 監査法人及び公認会計士としてい 日、法務省が自民党財政部会に対 項として、原案では会計監査人を し、商法改正原案に対する修正事 また、昭和四十七年三月十

の思わくがあるとして、それがあ の小会社監査導入に「税理士動員」

題」すなわち「縦割論」を振り廻

の如く喧伝し、いわゆる「基本問

貫して反対している。若し今回

全くないにもかかわらず、あるか 職域侵害」や両者間のトラブルが ゆくを買っているところである。 税理士会の反対運動は世のひんし 展と税理士制度の歴史のなかで**、**

一がついた。実際にはその「相互の

ること」という衆院附帯決議第九 社の範囲についても十分に検討す ようにするとともに、監査対象会

> 討のうえ出されていたではないか で定めるものとする」との案を提 資格基準は「別に政令または省令 と、職業会計人制度は一本化され 的提示ではなく、大蔵省と充分検 業務を営む資格を有する者」とし るかと懸念する人たちは指摘す 示していた、これは法務省の一方

で、ともに修正事項の意味するも ることになったのだともその人た 理士会の強い反対でこの修正案は めぐって激しく議論をしていたの 士、計理士等業界は、商法改正を 法人及び公認会計士」と明記され 白紙に戻り、「会計監査人は監査 のに深い注意が払われず、結局税 ちは指摘するのである。 そして当時、公認会計士、税理

の公認会計士制度を整備拡大して一ある。「法律効果はまったくない 監査制度を強化するには既存 ることが不可欠の要件であり、 するためには監査制度を強化す る国の方針であり、これを実現 とにかく商法改正は長年にわた

拡大を前提としなければならず、 間に急増させるためには商法監査 家の要請として公認会計士を短期 い政治問題化することと、一方国 間で職域論争が起こり、更に激し 改正に見られるように、関係団体 だろうが、過去二度にわたる商法 国家の要請を満たすのが本来の姿 急増政策そのものに矛盾と無理を

整ったのではないかという見方も る専門家の意見が強かった。それ 税理士は法律家の範畴に入るとす 会計人ではない弁護士が無条件で 代行者であることと、明瞭に職業 か議論されたことがあり、税法の 理士が職業会計人に含まれるか否 務を明文化したことは、かつて税 に、付随業務としながらも会計業 公認会計士協会の反対が強いため ていた。更に税理士法改正では、 士は職業会計人を主張する根拠が が明文化されたことによって税理 資格を与えられるということで、

西ドイツの法改正案とは何か

伴うので、大蔵省筋では苦慮され られる。 の条件が付されている。また移行 験を課し、合格者を任用する制度 された者は、正規の公認会計士試 試験に合格して公認会計士に任用 税理士業務を営んでいる現業者等 験する資格は、五年以上主として のようである。との移行試験を受

一示しているようである。 案に、税理士会も実は深い関心を このような西ドイツの法律改正

一けれども「税理士の名称を用いて っていたのに大反対があったため 財務諸表の作成等ができる」と入 というような発言からも、

題を重視していたか伺い知ること が同法改正に備えてどれ程この問 税理士法の改正はできなかった」 のではないかと考える人もある。 ができると見る人もある。 いた法定決算監査の範囲を、 法律草案は、株式会社に限られて 西ドイツの連邦法務省の発表した 措置は西ドイツの例を参考にする 税理士等の公認会計士への移行 一定

尊重した措置をとるように見受け 験で合格した公認会計士の実績を ことになっているなど、正規の試 法律案に基づく監査は許されない 社法、私的保険業の監督に関する は、株式会社法、公開法、金融会 験合格者と異なり、任用後五年間

守ろう、 公認会計士監査制 度の尊厳

につながっただろうか」と述べら ばそれもまた短絡である。 試験を通ったのと通らないのとは の一本化に結びつけているとすれ である。「会計あるところ監査あ 強めなければならないことは事実 のはけだし名言である。しかしだ り」とか「公認会計士のために監 からといって公認会計士と税理士 に公認会計士がある」などという 査があるのではない。監査のため 「むづかしい公認会計士の

とのように見てくると、 商法監 | 違うんだという議論もわからない | 税理士会と公認会計士協会との間 がるおそれなしとしない。 は違うと思う。一本化は高度の能 ならない。だが個人と制度の次元 正しい監査能力を保持しなければ 監査倫理を高めて眼光紙背を貫く 務にも精通しなければならない。 公認会計士は実務経験を積んで税 とも言われる。そのとおりである。 が決められてよいものかどうか」 ことはないが、試験だけですべて 公認会計士監査制度の崩壊につな 更に「公認会計士の中にも と主張している。公認会計士監査 |があるようである。 本来公認会計 |なかなか表面からそういう議論が 多いということかも知れない」と 業務は明らかに税理士業務とは質 士の全エネルギーは「異質なんだ」 も言われる。ここにも次元の混同 主張する者のエネルギーのほうが 出されていない。「異質なんだ」と らないと強く主張する者もあるが 日本の職業会計人制度のためにな を何とか調整していかない限り、

税理士の職域を配慮して税理士等 会社等にも拡大し、従来の約二十 象会社となる会社に関与していた 監査を消化するため、また新規対 倍になる法定決算監査対象会社の の基準を満たした有限会社、合名 に公認会計士へ移行するための試 Pentel セラミクロンは、ペン先にセラミ (特殊陶器)を使用した、従来の筆記具に 特長を備えた画期的なペンです。 SR300-2A¥3,000 賴色:赤背線茶 SR120 * 2,000 力-トリッジ(黒赤背線)各*300 00~2 A ¥ 3,000 = 細色・ボ・再・棘・ボ 00~2 A ¥ 3,000 = 細色・ボ・再・棘・ボ (0.3mmカートリッシ内蔵もあります) 0.3mm最初の細さが持続する ぺんてる株式会社 の部に計上し直すことが必要にな

2

特別措置法上の各種準備金、

で引当金の範囲を明確にしたが、

第

五十七年十月一日以後最初に到来

かし、商法改正に伴い、昭和

それは、①

租税特別措置法上

本公認会計士協会は国税庁に対し

前記の解釈指針と関連して、日

4

期 首

債の部に計上している企業が少な

備金であったことから、これに関 部分が租税特別措置法上の各種準

する解釈指針を公表している。

受けるための圧縮記帳引当金など は税法上の圧縮記帳制度の適用を

金として計上されていたものの大 特に従前の実務において特定引当

2、日本公認会計士協会と国税庁 改正は行われていない。 たから、今回の商法改正では特に

からず見受けられた。

はできないことになったので、既 準備金を負債の部に計上すること

の部に計上するのが妥当である。

に 準

う 金

申 の

告

上

の

調

既往の準備

表

示

変

更

等

X

しかし、その他の準備金について

とのような利益留保性の引当金や する決算期(改正初年度)からは

に該当すると認められるものにつ

いては、損金処理方式により負債

修正後の注解十八に定める引当金

取扱い方の照会があり、

いずれも

額する方法で計上し得ること。 理案において未処理欠損金を増 備金の積み立てにつき、損失処

分

○○準備金 立

同上認容

X

分

の準備金であっても、その実態が

引当金や準備金のうち新商法の下 債の部に計上されていたこれらの 往年度において積み立てられ、負 あったから、会計実務上は、

創立

他方、これら商法改正等に関連

企業会計審議会では、

昭和

○○周年記念事業引当金とか、特

五十七年四月二十日付で企業会計

に利益留保性が強いとされる租税

準備金等の法人税申告書上の調整

引当金としては計上できないこと する規定が改正され、商法上の引 同法第二八七条ノ二の引当金に関 になった。 2

改正前の同条の下では、例え利 の二つが考えられる。 則では、②の方法によることがで になり、必ずしも適当でない面が えられるが、これだと一時的に多 会計手法としては①が本則と考 おり、減価償却資産については認 資産を対象とするものに限られて は②については、土地等の非償却

商法改正との調整が図られた。 ることができることに改められ、 とする場合にも利益処分方式によ 改正により、減価償却資産を対象 なお、租税特別法上の各種準備 昭和五十七年度の税制

式による積み立てが認められてい いては、既に従前から利益処分方 金(特別償却準備金を含む)につ 2

損失準備金等について、改正初 から直接控除する方式で表示す 年度以後、積み立て対象債権等 に該当しない租税特別法上の準 引当金に該当する海外投資等 欠損会社においては、引当会

を直接減額する方式に切り替え 度において対象資産の帳簿価額 記帳引当金について、改正初年 めて課税問題は生じないこと。 については、単純な振替えと認 より準備金として積み立てた場 要取崩額を除く)を利益処分に 税特別措置法上の準備金の全額 従来負債の部に計上していた租 負債の部に計上していた圧縮 直ちに同額(税法上の 具体的な表示方式の変更について は、表に示すように、(第一法) 金の部に計上し直すことになるが 商法の改正初年度において、剰余 利益留保性のものについては、新 租税特別措置法上の準備金のうち

(第三法) までの三方法があ

(第一法)既往の準備金を取崩

別表五①(利益積立金額明細書)

分增減

 $\triangle \times \times \times$

翌期首

 $\triangle \times \times \times$

別表五(一)

期

減

× ×

別表五(一)

中

利益処

分增減

中

増

利益処

分増減

| 金等の計上方法及びその表示変更 の仕方 幾つかの態様が考えられる。 して別表(四、五一)の調理方法 に実務上の疑問が生じよう。 以下 このため、それぞれの態様に応 法人税申告に当たって、主と

の方法等に応じて、次表のような

し、あらためて利益処分により

ロ、 (第二法)既往の準備金を直接

・期中の減、

利益処分の増

して、いったん特別利益に計上

利益留保性の準備金の表示変更 その調理方法を示してみよう。 (第三法)は剰余金のない

負債の部に計上していた

別表四 (所得金額の計算明細書)

準備金の表示方式の変更について

益計上会社の場合には、 か(第二法)であろう。特別償却

欠損会社の場合だから、

第一法) 一般の利 崩額はないものと仮定して。 場合の特別利益として計上した 通だが、前述したように、 の調理を行う。(税法上の要取 次のような決算処理及び申告書 定める方法だが、無論税法上に 一部を改正する省令の附則二に この方法は、計算書類規則の

四頁へ続く 期中の増 滅算·留保 加算·留保

積み立てる方法 との方法が会計的には最も普

の調理は次のようになる。 この場合の決算処理と申告書

(申告書)

おもちゃはみんなの人気者。

ファニートーイの世界へみんなおいでよ。







新しい出逢い…われらの心がゆれている・

大阪市天王寺区清水谷町16-21 毎月23日は〈ふみの日〉です。レターをかきましょう。

の要取崩額を除く)を同年度の 利益処分により積み直す方法 め に 別 方法とが認められているが、従来 定に繰入れる方法と、② 利益処 接減額する方法に代わるものとし 税法上の各種圧縮記帳制度につ 1 表四と別 表五一 1 協会意見どおり取扱うことが妥当 計算書類規則の一部を改正す の 調理

は

じ

ればならないことになる。また、 方式により資本の部へ計上しなけ とは適正な会計処理とは認められ に該当するかどうかの監査上の取 修正後の注解十八に定める引当金 ないことになったので、利益処分 は、これを負債の部に計上するこ 利益処分方式による圧縮記帳 租税特別措置法上の準備金が 以上を整理すると、 既 往 の 表示方式 X 分 新表示方式 変更方法等 (第1法)特 别 利 (1)措置法上の 利益処分 準備金(利 負債の部 剰余金の部 益留保性の (第2法)直 接 振 替 新商法の改 | 正初年度においては、 (第3法)未処理欠損金※ 負債の部 (評価性の 負債の部 もの) 控除方式 直接減額 直接振替 利 (第1法)特 別 (3)圧縮記帳引 利益処分 負債の部 剰余金の部 (第2法)直 接 振替 (第3法)未処理欠損金※

協会が関係者と協議のうえ、

※は欠損会社の場合

置が講ぜられることになった。

の拡大

そこで税法上は、次のような措 | 1、

税

法 上

に

お

け

る

改

正

等

る。

という内容になっている。

別表四

処 分 区 分 総 額 保 流 出 期 利 当 益 増 ○○準備金 減 積立額認容 $\times \times \times$

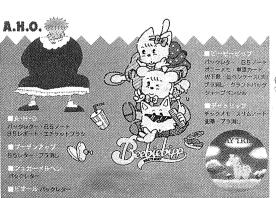
		別表四		
	Γ Δ	纪 心	処	分
	区 分	総額	留保	流出
当	期利益			
増	〇〇準備金 積 立 額	×××	× × ×	
減	〇〇準備金 積立額認容	×××	× × × !	

○○準備金 積 立 額 × × ; 同上認容

期

首

そっと語りかけるやさしい瞳の仲間たち



milkcandy

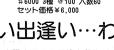
圏ミルクキャンデー パックレター・B5 ノート・タイニーノート・エピックノート おこづがい様・英智様・ファイル・パインダーノート・S下数 ルーズリーフ・ブラ消し・缶ペンケース(大)・ 箇定県(10m) カラーパッグ・ミニパッグ

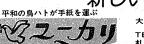




コードNo.0772 パックレター #9000 3種 @300 入数30 セット価格¥9,000 カート

コードNo.0773 B5ノート #6000 3種 @100 入数60 セット価格¥6,000





TEL (06) 761-5123 札幌・東京・名古屋・広島・福岡

総 額

区

期

当

増

減

金を負債の部に計上する場合には

なお、租税特別措置法上の準備

区

当 期

増

減

相手も忘れ、怒りもしないの

商法上、その表示科目を「○○準

分

利

○○準備金

積立額認容

書の調理の上で格別の問題は生じ

の場合には、単に表示上の問題だ についても同様である。但し、こ 中で明らかにされたわけである。 認会計士協会と国税庁との照覆の これで差支えることは、 という事態も生じ得るが、これは

前項の公

別表四

200

総 額

勿論、新たに積み立てる準備金

けであるから、決算処理及び申告

分

利 益

減価償却超過額

益

別表四

 $\times \times \times$

処

保

留

て、所謂控除方式に表示変更する

としての性格を有するものについ していた準備金で評価性の引当金

処

保

200

分

流 出

から控除する形式で表示するかは

に計上するか、それとも対象資産 経理した準備金について負債の部 しているわけではないから、損金 貸借対照表への表示方法まで規制

会計上のルールにまかせることに

なるわけである。

分

出

流

そこで、既往に負債の部に計上

第

区

○○進備金

積 立 額

同上認容

繰越損益金

ことができるとしているだけで、

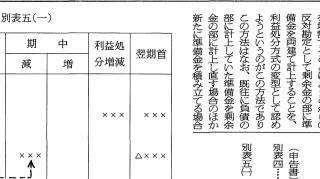
益処分かのいずれかの方式による み立てについては、損金経理か利 期 首 (4)

ハ、(第三法)未処理欠損金の増額

により準備金を積み立てる方法

の決算処理と申告書の調理を示 により新たな積立てをする場合 にも採用できる方法だが、これ

(三貫より続く)



を増額することによりこれらの はできないので、未処理欠損金 よって準備金を積み立てること 剰余金がない欠損会社におい 通常の利益処分の方法に せば、次のとおりとなる。

期中の減

益金)の増(△) 利益処分(繰越損 利益処分の増 滅算・留保

金に該当し、どの準備金が利益留

できないことになる。

そこで、これについても租税特

|額する方式へ切り替えるという方

か、直接対象資産の帳簿価額を減

は、剰余金の部への表示変更のほ

た措置である。 則の解釈指針もそのことを踏まえ いうことであり、修正企業会計原 留保性のものでもないであろう。 金として計上し得るものがあると 準備金の中にも新商法の下で引当 すなわち、租税特別措置法上の したがって、どの準備金が引当

も考慮して行われるべきものだが 会計方針や積み立ての目的などを その積み立てを行う個々の会社の 保性のものかの具体的な判断は、 別措置法上の準備金で利益留保性 のものと同じように、今後は剰余|法が考えられるが、税法上は、

 $\triangle \times \times \times$

の部に計上できることはいうまで のものであれば、勿論今後共負債

また、その場合、貸借対照表へ

謂評価性の引当金としての性格を 式で表示することも十分あり得る の表示方法についても、それが所 はなく、対象資産から控除する形 有するものであれば、負債の部で この点、税法上は、準備金の積

別表五(一)

区	分	期首	期減	中増	利益処 分増減	翌期首
減価償却	切超過額	200	200			

租税特別措置法上の各種準備金 評価性の準備金の表示

借対照表の脚注で租税特別措置法

上の準備金であることが明らかに

(2)

|備金」ではなく、「00引当金」と| することが必要であるという考え 方があるようだが、税務上は、貸 されれば、それはそれで認められ

は、それが特別措置であることか

が、さりとてその全部が全部利益 らみても利益留保性のものが多い

置法の準備金と同じように、これ 計上していた金額についても、そ の性格は利益留保性のものである一 を負債の部に計上しておくことは から、新商法の下では租税特別措 圧縮記帳のために特定引当金に | 金の部へ圧縮記帳積立金等として |理は、1)の準備金の表示方式の変 一の場合の決算処理及び申告書の調 更の場合と全く同じことになる。 計上し直す必要がでてくるが、そ なお、圧縮記帳引当金について

圧縮記帳引当金1000/対象資産800

今号は紙面輻輳のため「歴史考

おことわり

(仕訳)

圧縮記帳引当金の表示変更 るものと考えてよいであろう。 算受入れするものとする。

既往の償却超過額二〇〇を決

うことで、つづけて、自分で 理くつを云って、相手を言い もよくない。ただ相手をへこ ょう」といって引きさがるの に「私が間違っているのでし は道理があると思っているの 正論であって他が間違ってい ていたのを懐弉が随聞記にま 侍者の懐弉にいろいろと教え が、道元は日常おりにふれて 随聞記にでていたものである
は説
一でとりあげた正法眼蔵 をかしげたものである。 章はどういうことかな、と首 という信念でやってきた。そ くことが世の為人の為になる 正しい意見を押しとおしてい うに思う。正論を堂々と述べ、 負かし良い気になっていたよ い勝つことは悪いことだとい ようとも、理くつで攻めて言 れにしては冒頭にかかげた文 とめたものである。 冒頭の文意は、例え自分が この文章は、前にもこの どうも、私は暑いときから おうとするときは、言う前に と述べている。 行できることではないが、 なという言葉は、なかなか実 かを考え、益なきときは言う をやっつけて 溜飲を下げ災を 争いをしたり、 不必要に相手 そうなときは言うのを止める 三度反省して、自分のために である。大切な心得である。 後に残すことがとかく多い。 べきであるとも言っている。 らば言うがよい。利益がなさ も相手のためにもなるような なくていいことを言い、言い しいことである。 現代は言わ また別のところで、 人にものを言うことは難か

残すことがない。とかくしゃ も、適当なところで、そのま 度反省して相手のためになる とのほうが多い。 べり過ぎて相手を傷つけるこ まにしてしまうほうが禍根を れに対して言いつのってきて はキチッと云って、相手がそ 言わなくてはならないこと 人にものをいうときは、三

迷語錄

を、理を攻めて言ヒ勝道ふに、人僻言を言う ツは悪きなり たとい我レ道理を以て

道 元 別表五()… 別表四…… 價却超過額認書 (滅算・留保) さい。 一戴きます。悪しからずご了承くだ 祭」と「税の歴史」を休載させて

れはそれで差支えないことになっ 庁との照覆参照) ている。 (公認会計士協会と 国 税 調理は、次のとおりである。 〔設例〕 圧縮記帳引当金一〇〇〇 その場合の決算処理と申告書の ださい。

に編集部でまとめたものです。当 本稿は東京国税局のご指導の下 あとがき

面する決算事務に何卒お役立てく

しかった接着がスーパーセットで可能になった。

●瞬間接着剤の常識を超える「4つの威力」にご注目ください。 **入一八一液**付 瞬間強力接着剤

新しいアイデアが生んだボンドアロンアルフア「スーパーセット」。シアノ系瞬間接 着剤の本体と、専用硬化促進剤「スーパー液」がワンセットになりました。スーパー 液の併用により、ボンドアロンアルフアの接着領域はグ〜ンと拡大。従来、瞬間接 着剤では不可能だった用途、使い方でも接着可能となりました。より多目的に、よ り多用途にお使いいただけます。

超スピード格

多孔質材の接着

シ株式会社 本社ボンド部 '大阪市東区平野町2-10(平和ビル) 〒541 TEL 06(228)2970 東京支店/東京都中央区日本橋室町4-5(近三ビル) 〒103 TEL 03(245)6952

札幌営業所/札幌市中央区北四条東1丁目 〒060 仙台営業所/仙台市卸町1-6-15(卸町セントラルビル) 〒983 新潟営業所/新潟市平島1301(中野プラザ302) 〒950-21

静岡営業所/静岡市本通り8-46 〒420 名古屋支店 / 名古屋市西区菊井2-6-5 〒451

TEL 011 (261) 2521 TEL 0222 (95) 3178 TEL 0252 (31) 5577 TEL 0542 (55) 5131

TEL 052 (563) 6171

全沢営業所/全沢市長十塀2-14-17 〒920 高松営業所/高松市上福岡町704-1(池添ビル) 〒760 岡山営業所/岡山市幸町9-21(藤田ビル) 〒700 広島営業所/広島市西区上天満町3-14(渋谷ビル) 〒733 福 岡 支 店 / 福岡市南区清水 3-24-19 〒815

NEW

TEL 0762 (23) 1565 TEL 0878 (35) 2020 TEL 0862 (25) 1961 TEL 082 (294) 8811 TEL 092 (551) 1761 関する論理は追いつめられている

さきに税理士会の発表した衆 | は己れをも縛ることになるのは自

部税理士の

十項目に及ぶ問題点の紹介

予想される税理士の意見

早期実現をはかる

★税理士会の

る中小会社に経済的、心理的な

わが国企業の九割以上を占め

区分に対しても社会的な要請が 存在するか甚だ疑問である。

「大規模の株式会社こそ、その社

張する

会的影響力の大きいことに鑑み、

別途にこれを規制する特別法を制

金

13 時

理

★一局複数会制の

正常化をはかる

一趣旨からも逸脱する空虚なもので

「監査」すべきでない



認会計士で 監査を行っている者は

この点については本紙前号にも

社に公認会計士による外部第三者

大小会社区分立法によって小会

二、小会社の会計監査人、監査役

る論は、税理士・公認会計士の

に会計専門家の資格者を導入す

相互乗入れとなり、

相当の反対

になり業界として重要問題であ

ことはできないわけである。

っている税理士は「監査」をする 縦割り論でいくと税理士業務を行 明の理であって、すなわち、この

す影の薄いものになってしまうと 査が登場することにより、ますま る性質のものであるが、小会社監 あるから、もともと早急に消滅す

公認会計士で税理士業務を行って **税理士業務を行ってはいけない、**

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮選

宮業種目をきめるべきで、兼営し

その土俵に上がれないということ になったとしても、税理士自らが 巻間にあるが、仮にそういう土俵

易にできることではない。「税理

こいうもの。要するにいずれかに

ら税理士にも監査証明権を付すと は到底不足であるから若しかした されるとすれば公認会計士の数で 百万を超える小会社に監査が導入

とになるのではないかという噂が

の声が起こったとしても、これも

仮に小会社監査に「税理士動員」

縦割り論の影が薄くなるに伴い

本紙前号に触れたように、通り一

行 所 発 第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-郵便番号 113 公認会計士会館ビル 電話 (816) 3346 発行人 岡崎寿士/1部 編集人 岡田一馬(年極

会員の購読料は会費に含む

目 次

・頁…大小会社区分問題・予想 される税理士の反対、

二頁…歴史考察、税の歴史 (26) 迷語録

紙上)。同制度部では二月二十一日 も早速制度部長見解を表明してい **運に提出しており、今回において** 問題を堀り下げて行くことを期し と予想され、問題点として、おお らためて反対の方向に固まるもの から「大小会社区分問題」にはあ むね十項目を挙げる一部税理士が 税理士会としては、種々の観点

日付「東京税理士界」紙上に発表|あえず|部税理士の問題とする十 問題点を個人論文の形で三月十一 |紹介してみた。以下本文中に太字 士における問題点の紹介であっ で示すのが十項目のそれである。 行きそうである。本号では、とり わり、次第に反対運動へ発展して 項目を採り上げ、問題点の所在を

るであろうと思われる。 会社の負担を軽くするにあるとい 一応準拠しているとして、この一 われるが、現行商法に中小企業は 中小会社の立場からすれば、

現在、中小企業の経理は税務調 化することを歓迎しない。

13日 (水) 4月11日 (立候補辞退締切日) 〔立候補受付〕 (選挙の公示) 東京税理士会選挙

月

〔不在者投票日〕

日程きまる

5月2日

(月) 10時~

税理士会館

とするし、当然相当の反対が予想 それには関連制度の法改正も必要

業会計人の一本化」の論議を呼ぶ。

の小会社に及ぶことになれば、 4月28日 〔公聴会〕

税理士会館

| 麹町、神田、雪谷、

江戸川、

武 渋

〔監事の選挙区〕

おり、小会社の会計監査を制度 税務調査で相当抑止力が働いて

の多くはそのような風潮にあるか はないかといっている。中小企業 ることは必ずしも必要でないので が相当働いているから、当面は直 としている。本当は税務調査と監 ら、これへの説得はなかなか大変 ちに小会社会計監査制度を導入す よって不実記載防止などの抑止力 査でチェックされており、それに

査とは異質なものであるのだが。 か、 はないのか。また税理士の社会 果たして「飴」か。「擬似餌」で るので、前述の相互乗り入れ論 的地位の向上になり得るかどう をかなり意識していると思われ 法務省は税理士業界の政治力

理士は「監査」をすべきではないと いっている。したがって公認会計 納税者の税務代理人制度である。 士・税理士の相互を乗り入れて税 いうのはどうもなじまない。代理 理士にも 「監査」 をさせようとす 人制度を徹底させるためには、税

月

10時~16時

〔選挙〕

税理士会館

5月10日(火)10時~

各支部投票所

| ている。 まだ制度部としての結論 | 重ねるうちに、 新しい問題点も加 | 定すべきであり、 商事基本法であ る商法に株式会社の区分を導入す

九、最低資本金制度導入により、 どのように処置をするのか。 関係を大蔵省は如何に考えてい することも予想され、課税との 増資不可能の会社に対しては、 合資・合名会社を個人扱いに

近い形で対応することが、産業 の中小企業を形式主義で統制に の六五%以上、七〇〇〇万人と 業の立場は、全国の企業従業員 わが国産業界における中小企

成」こそ望ましい、とは税理士会 うか。小会社は「規制」でなく「育 由主義経済の中に採用して、果た 的に見るべきであって、このよう として制度論としても企業の活力 っても「監査」とするのは、大勢 士の「監査」が例え任意監査であ 言者としての地位を与えるべきで を分けるより、税理士は経営の助 改正は厳に慎むべきであろうと結 制度部の基本的な考え方のようで して経済発展につながるのであろ を阻害する。今回の問題は制度論 はないかと考え始めている。税理 影響もあって倒産する。大小会社 な税理士を「規制」する制度は自

書面制度に連動してくることと一っている。 小会社は「規制」より

むしろ税理士には経営の助言な

れを行い、良かれと思って執行す 改正で監査役の権限も強化された

育成」の方向

これとの調整の問題もあ

税理士法第三十三条の二には、

士の反対の方向を探ってみた。

○1ヶ月過ぎたら、いつでも手数料なしでお申し出の翌日お金になります

○しかも1ヶ月複利でふえていきますから、長くなるほど有利です

○年5.694% (S58年3月現在) で高利回り

○お申込みは10万円から1万円単位、 いつでもお申込みになれます (お引出しは1万円単位から可能です。)

野村の1ヵ月定期が できました。

10万円でいくら違うでしょう。_(S.58年3月現在、単位円) ・サファンド (年5.694%の1ヵ月複利) 期日指定定期(3年) 普通預金 〔年1.75%〕 146円 年1.75% 146円 年1.75% 438円 年1.75% 438円 年1.75% 875円 年1.75% 2,125円 年4.25%

1 年 5,846円 年5.846% 3,770円 年3.770% 1,750円 年1.75% 5,750円 年5.75% ※分離課稅35%稅引後 1ヶ月複利の元利合計の試算式は

1 ヶ月復刊の元刊百日 いかみっ○元金10万円をマルユー扱いで3ヶ月預けた場合 10万円×(1+ 0.05694) 3=101,431円 (元利合計) 1431円× $\frac{12 + 月}{3 + 月}$ =5.724% ○この場合の年利回りは

お気軽にご来店 「初めてのお客さま コーナー」開設 !

■お電話でのお申込み・ご相談は……

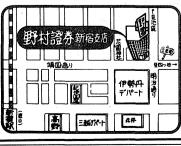
○近い将来、使途のきまっているお 金を、その日まで預けておく。

○まとまったお金をポンと預けてお き、必要な時、必要なだけ引出し ていく。

○いつ使うかわからないお金を、と りあえず預けておく。

 \bigcirc 継続的に入ってくるお $\,\pm\,$ を $\,10\,$ 万 円、20万円と金庫がわりに預けて 積立てていく。

詳しくは下記へお問合せください。



 $205)0091 \sim 0096$

新しい魅力で 身近なおつきあい

郵便番号 160-91 東京都新宿区新宿5丁目17番9号 (三光町交差点カド・伊勢丹ソバ) 電話 東京 03(205)1001(代)

織

田

信

長

台の露と消えた男であるが、最近

怖政治をやり、自分も、ギロチン

税

わし、公安委員会の議長として、

興味深い。

ランス革命の動乱期に頭角をあら

ルに最も近いともいわれる。フ

処刑、弾圧、威嚇に明け暮れ、恐

第

秀吉、家康は好色とか、狸親爺

き一大敵国武田信玄の生きている一

請役付、御書役などを歴任し

る。

四公六民制を行ない諸役を賦課 る人」と評されている。早雲は なく戦費に投入するようにみえ さえ砕いてしまう程、惜しげも いざ合戦となると、貴重な玉で して蓄をした人でありながら、

しなかったと北條五代記は伝え

こいるが、 北條氏も少くとも天

銀の原型になる譲葉銀判も重量

切遺いの風習があり、後代の丁が繋が

銀貨も戦国時代に発展したが、 使用されるようになっていた。

をしらべて使う評量貨幣の道を

た文化人である。

「何様の能事持ちたり云

かけ「自分より才能のある人

ふだん、

自分の能力を

鼻に

御歌方、書写物奉行、京都役、

玄の実力を知っているので、徹頭

徹尾、警戒の念を怠らず、恐るべ

せず持ちこたえていた。これは信 との婚約も最後の最後まで破談に

越えた大将と言うことができる。

人大量殺害の如く、人間の常識を ではドイツのヒットラーのユダヤ

> たり、信玄の長男信忠と信玄の女 るために毎年豪華な贈物などをし 力を入れており、信玄の機嫌をと

り日本史の中でその例は少ない。 を知ることは、なかなか困難であ

十八世紀のパリーのロベスピエ

首をかみ破り、乳母が何人も交代

性のもので、幼時のとき乳母の乳

か思われないような一面がある。

大型経営者としての織田信長

天才児信長の戦略

とかの悪評はあったが人間味に富

ものでない。この信長の性格は天 憤怒の炎は執念深く、 尋常一様の 烈火の如く怒り、些細のことから 残忍冷酷と言おうか、爆発的に 信長の殺戮のやり方は殆ど火を

驚くべき機略縦横、しかも鉄鋼船 を繰り出したり、長篠合戦の如く 稀有の天才的戦術家ぶりを発揮し ところが一たび戦争をさせると

豪勇果敢な武将の反面神経質なほ を借りていない。 とは信長の独創からで、軍師の力 田の騎馬隊を壊滅させたりしたこ 三千の鉄砲を三段に分けて連続射 撃し、こんにちの機関銃の如く武 この信長が、武田信玄在世中は

洞察力を持っていたことが、狂人

的確な決断、巧みな戦術や鋭い

との違いである。

日本人の思考では、信長の性格

ど慎重な行動をとっていることは 信玄に対する諜報活動には特に きな賞を出している。

佐賀鍋島藩三十五万七千石の

りでさえ蔵にしまっておく様に

れていたが、戦国時代に入って

いた連歌師宗長から「早雲はは

9

自然貨幣として砂金が使わ

はほとんど流通する事なく終

よう。金貨は奈良朝の開基勝宝 発行される事はなかったといえ

じ静岡の吐月峯柴屋寺に住んで

ので、北條早雲も、同時代のよ

は高くなかった。しかし、この みに合わず最近まであまり入気 た。こういう行き方が世人の好

まで、

約七百年間公式の銭貨が

依な事は戦国大名には共通のも

のない日々を送り、最後にかな あげて恩を売ったりして抜け目 る大名にその返済資金を貸して

り強引に豊臣家を亡してしまっ

銭としては寛永十三年(一六三

っているが現物が無いので、銅 銭を発行したことに記録上はな

六年)に寛永通宝が発行される

『葉隠』は周知のように、

っては律しきれない性格であった 間的魅力に欠けていた。神仏を信 のである。 て測れないし、常識や道徳観をも 神論者であり、人間の尺度をもっ ずることも秀吉、家康と異なり無 んでいたけれども、信長の場合は その性があまりにも冷酷無残で人 田の動きを探っている。

と言いうると思う。 を知るうえでの大きな拠りどころ このようなことは、信長の性格 永禄三年五月、二十七才の若さ

今川の大軍の動きを知らした梁田 勝を博し、信長が天下取りの第一 の決戦において義元の本営を雨中 歩を踏み出しているが、このとき で今川義元の大軍を迎え、桶狭間 に急襲し、三千の少数をもって大 出羽守政綱には銭四千貫という大

小隊長クラスの軍功との評価の差 である。 これは大作戦の功労者と第一線の にはそれ程の行賞をしていない。 一方義元の首を取った毛利新助

かつこれを評価出来る人こそ大型 参謀的立場の人の意見を採用し、 重大な影響を及ぼす事項に関する 経営者であり、信長もこの点大型 信長の考え方の中にはこのよう 現代の経営者でも、経営戦略に

武田勢との戦いをさけていた。 間者の数をどんどん増加させて武 三万余の武田軍団が健在のうちは 玄の死後といえど信玄の育成した あらゆる情報を収集しており、信 だから信玄の死が確実かどうか 児たる資質を知ることができる。 場から見るときは心を安らげると しかしこの信長に仕える武将の立 とができない。

からである。これが秀吉であり、 持った人間でないと命が持たない 家康である。 信長の家臣団の共通 にはこれを越える知恵と忍耐力を それは、専制的指導者に仕える

| 就、尚就父子、林通勝、丹羽右近

等役に立たないと決断された時は

自筆の年貢受領証が残されてい

います。」といっていた。家康の 康の遺跡巡りの人ばかり乗せて ったところ、運転手が「NHK

る。

も徳川家康の場合も 同 じであ

先日岡崎に行きタクシーに乗

徳川家康

(その一)

< 26 >

テレビの影響で今日一日徳川家

る事は有名であるが、家康は白

一片の情も持たないという性格の

紙一枚でも惜しむ様な生活をし

貨幣は主に渡来銭で、なかでも

れている。この頃使われていた

明の永楽銭が使われていた。つ

わからない、強権的な恣意的な命 何時主君からの命令で首がとぶか の畏怖感というか不安感は自分が とができなかった——

(税理士 今井 秀夫)

豊臣秀次から大金を借りていて ながら、秀吉秀次不和の時に、

朝十二銭のうち軋元大宝が発行まり天徳二年(九五八年)に皇

されたものを最後として、後醍

醐天皇の時に乾坤通宝という銅

な判断があり、英雄であり、革命 | 信長の下で働き、自分を認めて貰 のため命をかけたが、無能者とし 男たちの悲しい姿であった。 努力目標を与えられ、これが達成 うため功を立てなければならず、 佐久間信盛、信栄父子、 安藤守

信長である。 した最高者は秀吉であり、明智光 一方、その功を認められ出世を

迷語錄

りとて、人のすか ぬ者は役に立たず 何様の能事持ちた

藩士山本常朝が著したもので ことの成否に大きな差が生ず かお手並拝見」というのでは 手にしろ。うまくいくかどう というのと、「なにをいう勝 なら、なにがなんでもやろう ことはない。「あの人のため ものは立派な仕事が完成する

鉠

上杉謙信によって作られた

田信玄によって作られた甲 竹流金、ひるも金と進歩し、武

天正越座金、豊臣秀吉の金貨が

うど半ばの泰平の代にでた人 ある。常朝は徳川時代のちょ

で、御側小姓をふり出しに、

らも嫌われないものであると らいの心がけの者は、だれか 同僚の下風にいてもいやな顔 ものは役に立たないというこ とである。さらにつづけて、 ていようとも、人に好かれぬ ものの役に立ち、仕事が好き 々」の意はどんな才能を持っ つ見せずむしろよろこぶぐ 仕事というのはおよそ一人 へりくだる心を持って、 これほどやるとは思わなかっ かれている男ほど、あの人が 立て、その意にそうように好 るものだ。反対ににとやかで、 で、集中できなくて卑屈にな ルギーを小出しにしているの ざ大仕事になると、日常エネ 間はいない」と思っていて、 人に嫌われている人ほど、

り、ひとりによって国は亡び る」と中国の古典はいってい

どの仕事ができると威張って

ことが多い。才能があり一か 特に現代では組織として動く たけで出来ることは少ない。

ಠ್ಠ

の相貌の陰に、天才のみが持つ狂気の残忍性が秘められていた。

(愛知県一宮市長興寺蔵)

信長の肖像は数多いがいずれも、いかつい異相の多い戦国武将の中ではひときわ端正であ 妹お市の方が当時天下の美女であったというのもうなずけるところである。この美男子

験するものである。 「ひとりによって国は興 月と十月が納期となっており、 てれぞれ半分ずつ納めていた。

かったが、金銭で納める時は六 る時は十月に納入することが多 税率としていた。 米穀で納付す **区銭は六分、懸銭は四分を基本**

砂も同じようにしてはならない

という故事も、水底に沈んで十 る十把の松明を灯して探させた

自分の手を離れて商人の手に渡

う気持がわかるような気がする

等なので、その納入責任者を定

税 理 士

岸本 勝次

義語で百姓職という言葉が使わ

うである。今川氏親や今川義元

特に有力なものを指しているよ

の頃には、名主職(名職)と同

する田畑に課した反銭(段銭) 役銭を課している。役銭は耕作 **| 大年間にはいわゆる年貢の外に**

た懸銭とからなっていた。 反銭

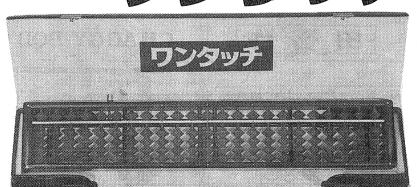
C棟別銭と雑多な課役を整理し

渡来銭ということを考えの中に たどっている。この中国からの

し懸銭とは共に田畠に課され、

文を滑川に落として、五十文す

の青砥左衛門藤綱が、夜半銭十 入れて、はじめてあの鎌倉時代



定価= ¥5,000~ ¥20,000、¥30,000~ ¥50,000の極上品もございます。

サンコーそろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格 で、発売以来好評をいただいております。

> スタンダード型、スピーディー型、エリート型も従来通り 取りそろえておりますのでよろしくお願い申し上げます。



サンコーそろばん・生産・輸出入高級木工芸品・生産・輸出入

工芸株式会社

東京営業所 福岡出張所

札幌出張所

社 〒101 東京都千代田区内神田2-15-12 〒101 東京都千代田区神田司町2-4 TEL.(03)251-1591

〒811-23 福岡県粕屋郡粕屋町上大隈644-10 〒061-21 札幌市南区真駒内緑町3-1-37

緑マンションC405 TEL.(011)583-6725 場 兵庫県・島根県 工